

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧			新			改正理由
目次			目次			
編	章	節	編	章	節	
第1編 総則	第1章 計画の目的・ 性格等	第1節 目的	第1章 計画の目的・ 性格等	第1節 目的		
		第2節 計画の性格		第2節 計画の性格		
		第3節 計画の構成		第3節 計画の構成		
		第4節 用語		第4節 用語		
	第2章 地震防災面か らみた福岡県 の特性	第1節 自然的条件	第2章 地震防災面か らみた福岡県 の特性	第1節 自然的条件		
		第2節 社会的条件		第2節 社会的条件		
		第3節 本県の地震災害の特色		第3節 本県の地震災害の特色		
	第3章 災害の想定	第1節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方	第3章 災害の想定	第1節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方		
		第2節 県内活断層の位置及び評価		第2節 県内活断層の位置及び評価		
		第3節 津波災害想定		第3節 津波災害想定		
	第4章 重点的に取り 組むべき対策		第4章 重点的に取り 組むべき対策			
	第5章 防災関係機関 等の業務大綱	第1節 実施責任	第5章 防災関係機関 等の業務大綱	第1節 実施責任		
		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
		第3節 県民及び企業等の基本的責務		第3節 県民及び企業等の基本的責務		
第6章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	第6章 計画の運用等	第1節 平時の運用			
	第2節 災害時の運用		第2節 災害時の運用			
	第3節 計画の周知		第3節 計画の周知			
第7章 災害に関する 調査研究の推 進		第7章 災害に関する 調査研究の推 進				
第2編 災害予 防計画	第1章 基本方針		第1章 基本方針			
	第2章 防災基盤の強 化	第1節 都市構造の防災化	第2章 防災基盤の強 化	第1節 都市構造の防災化		
		第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方		第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方		
		第3節 建築物等の安全化		第3節 建築物等の安全化		
		第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化		第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化		
	第3章 県民等の防災 力の向上	第1節 県民が行う防災対策	第3章 県民等の防災 力の向上	第1節 県民が行う防災対策		
		第2節 自主防災体制の整備		第2節 自主防災体制の整備		
		第3節 企業等防災対策の促進		第3節 企業等防災対策の促進		

字句の修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧		新		改正理由
第2編 災害予 防計画		第4節 防災知識の普及	第4節 防災知識の普及	防災基本計画（R7.7修正） に基づく修正
		第5節 防災訓練の充実	第5節 防災訓練の充実	
		第6節 県民の心得	第6節 県民の心得	
	第4章 効果的な応急 活動のための 事前対策	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
		第2節 防災体制・施設・資機材等の整備	第2節 防災体制・施設・資機材等の整備	
		第3節 災害救助法等の運用体制の整備	第3節 災害救助法等の運用体制の整備	
		第4節 津波災害予防体制の整備	第4節 津波災害予防体制の整備	
		第5節 情報管理体制の整備	第5節 情報管理体制の整備	
		第6節 広報・広聴体制の整備	第6節 広報・広聴体制の整備	
		第7節 二次災害の防止体制の整備	第7節 二次災害の防止体制の整備	
		第8節 救出救助体制の整備	第8節 救出救助体制の整備	
		第9節 避難体制の整備	第9節 避難体制の整備	
		第10節 交通・輸送体制の整備	第10節 交通・輸送体制の整備	
		第11節 保健医療福祉活動の調整	第11節 保健医療福祉活動の調整	
		第12節 医療救護体制の整備	第12節 医療救護体制の整備	
		第13節 要配慮者安全確保体制の整備	第13節 要配慮者安全確保体制の整備	
		第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備	第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備・連携体制の強化	
		第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画	第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画	
		第16節 住宅の確保体制の整備	第16節 住宅の確保体制の整備	
		第17節 災害廃棄物処理体制の整備	第17節 災害廃棄物処理体制の整備	
		第18節 保健衛生・防疫体制の整備	第18節 保健衛生・防疫体制の整備	
		第19節 帰宅困難者支援体制の整備	第19節 帰宅困難者支援体制の整備	
		第20節 液状化災害予防計画	第20節 液状化災害予防計画	
	第21節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防	第21節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防		
第22節 防災関係機関における業務継続計画	第22節 防災関係機関における業務継続計画			
第23節 南海トラフ地震臨時情報への対応	第23節 南海トラフ地震臨時情報への対応			
第3編 災害応 急対策 計画	第1章 活動体制の確 立	第1節 災害対策系統図	第1節 災害対策系統図	
		第2節 県等の組織体制の確立	第2節 県等の組織体制の確立	
		第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3節 自衛隊の災害派遣要請	
		第4節 応援要請	第4節 応援要請	
		第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用	
		第6節 要員の確保	第6節 要員の確保	

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

		旧	新	改正理由	
第3編 災害応急対策 計画	第2章 災害応急対策 活動	第7節 災害ボランティアの受入・支援	第7節 災害ボランティアの受入・支援		
		第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）	第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）		
		第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）	第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）		
		第3節 被害情報等の収集伝達	第3節 被害情報等の収集伝達		
		第4節 広報・広聴	第4節 広報・広聴		
		第5節 地震水防対策の実施	第5節 地震水防対策の実施		
		第6節 二次災害の防止	第6節 二次災害の防止		
		第7節 孤立集落における災害応急対策	第7節 孤立集落における災害応急対策		
		第8節 救出活動	第8節 救出活動		
		第9節 避難対策の実施	第9節 避難対策の実施		
		第10節 交通・輸送対策の実施	第10節 交通・輸送対策の実施		
		第11節 医療救護	第11節 医療救護		
		第12節 要配慮者の支援	第12節 要配慮者の支援		
		第13節 保健衛生、防疫、環境対策	第13節 保健衛生、防疫、環境対策		
		第14節 遺体の搜索、収容及び火葬	第14節 遺体の搜索、収容及び火葬		
		第15節 飲料水の供給	第15節 飲料水の供給		
	第16節 食料の供給	第16節 食料の供給			
	第3編 災害応急対策 計画	第2章 災害応急対策 活動	第17節 生活必需品等の供給		第17節 生活必需品等の供給
			第18節 住宅の確保		第18節 住宅の確保
			第19節 災害廃棄物等の処理		第19節 災害廃棄物等の処理
			第20節 文教対策の実施		第20節 文教対策の実施
			第21節 警備対策の実施		第21節 警備対策の実施
第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施			第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施		
第4編 災害復旧・復興 計画	第1章 災害復旧・災害 復興の基本 方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針		
		第2節 災害復旧・復興計画の構成	第2節 災害復旧・復興計画の構成		
		第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置	第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置		
	第2章 災害復旧事業 の推進	第1節 復旧事業計画	第1節 復旧事業計画		
		第2節 激甚災害の指定	第2節 激甚災害の指定		
	第3章 被災者等の生	第1節 罹災証明書の発行	第1節 罹災証明書の発行		
		第2節 被災者台帳の整備	第2節 被災者台帳の整備		
		第3節 生活相談	第3節 生活相談		

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧		新		改正理由			
活再建等の支援	第4節	男女の心身の健康に関する相談	第4節	男女の心身の健康に関する相談			
	第5節	雇用機会の確保	第5節	雇用機会の確保			
	第6節	義援金品の受付及び配分等	第6節	義援金品の受付及び配分等			
	第7節	生活資金の確保	第7節	生活資金の確保			
	第8節	郵便事業の特例措置	第8節	郵便事業の特例措置			
	第9節	租税の徴収猶予、減免等	第9節	租税の徴収猶予、減免等			
	第10節	災害弔慰金等の支給等	第10節	災害弔慰金等の支給等			
	第11節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	第11節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発			
	第4章 経済復興の支援	第1節	金融措置	第4章 経済復興の支援		第1節	金融措置
		第2節	流通機能の回復	第2節		流通機能の回復	
	第5章 復興計画	第1節	復興計画作成の体制づくり	第5章 復興計画		第1節	復興計画作成の体制づくり
第2節		復興に対する合意形成	第2節		復興に対する合意形成		
第3節		復興計画の推進	第3節		復興計画の推進		

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第1章</b> 計画の目的・性格等</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち震災対策に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を<u>講じる</u>とともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。</p> <p>計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>第2節～第4節 （略）</p>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第1章</b> 計画の目的・性格等</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を<u>講ずる</u>とともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。</p> <p>計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p><u>七 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u></p> <p>第2節～第4節 （略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>
<p><b>第2章</b> 地震防災面からみた福岡県の特性</p> <p>第1節 自然的条件</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 活断層</p> <p>県内の活断層としては「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日発表）」の結果等によると、主なものとしては以下の7断層（系）をあげることができる。</p> <p>①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層、⑤水縄断層系、⑥宇美断層、⑦日向峠－小笠木峠断層</p> <p>これらの断層はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。</p> <p>第2節 （略）</p>	<p><b>第2章</b> 地震防災面からみた福岡県の特性</p> <p>第1節 自然的条件</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 活断層</p> <p>県内の活断層としては令和8年1月14日に発表された地震調査研究推進本部の長期評価の結果等によると、主なものとしては以下の7断層（帯）をあげることができる。</p> <p>①小倉東断層、②福智山断層帯、③西山断層帯、④警固断層帯、⑤水縄断層帯、⑥宇美断層、⑦日向峠－小笠木峠断層帯</p> <p>これらの断層はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。</p> <p>第2節 （略）</p>	<p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 本県の地震災害の特色</p> <p>第1 地震災害履歴</p> <p>1 地震動による被害</p> <p>1904年に近代的地震観測が開始されて以降2005年までの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると震度5以上を観測したことは一度もなく、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、一ヵ月後の4月20日には最大震度5強の地震（深さ14km、マグニチュード5.8）が発生した。</p> <p>また、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の一連の活動の中で、平成2016年4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ12km、マグニチュード7.3）により最大震度5強を観測した。</p> <p>歴史時代の被害地震を調べると、福岡県庁の位置での地表加速度は最大でも100gal強程度であり、そのほとんどは、博多湾付近で発生した局所地震である。1898年8月に発生した糸島半島の地震では糸島半島の付け根付近で負傷者3名、家屋破損58件の被害があったが、これが2005年に福岡県西方沖の地震が発生するまでの本県における近年の最大規模の地震災害であった。遡って、679年には県の南部でマグニチュード7クラスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが発生したことが記録されている。この地震は、<b>水縄断層</b>で発生したものともいわれている。</p> <p>2～3（略）</p> <p><b>第3章</b> 災害の想定</p> <p>県及び市町村は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>なお、この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（<b>平成24年3月 福岡県</b>）、津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）及び福岡県津波浸水想定（平成28年2月福岡県）の結果を基礎とした。なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）及び津波対策推進法（平成23年6月24日施行）に基づき、福岡県津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づくものである。</p> <p>調査結果の概要は以下のとおりである。</p> <p>第1節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方</p> <p>1 地震の想定計算の概要</p> <p>県内に存在する活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定し、破壊の開始点</p>	<p>第3節 本県の地震災害の特色</p> <p>第1 地震災害履歴</p> <p>1 地震動による被害</p> <p>1904年に近代的地震観測が開始されて以降2005年までの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると震度5以上を観測したことは一度もなく、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、一ヵ月後の4月20日には最大震度5強の地震（深さ14km、マグニチュード5.8）が発生した。</p> <p>また、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の一連の活動の中で、平成2016年4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ12km、マグニチュード7.3）により最大震度5強を観測した。</p> <p>歴史時代の被害地震を調べると、福岡県庁の位置での地表加速度は最大でも100gal強程度であり、そのほとんどは、博多湾付近で発生した局所地震である。1898年8月に発生した糸島半島の地震では糸島半島の付け根付近で負傷者3名、家屋破損58件の被害があったが、これが2005年に福岡県西方沖の地震が発生するまでの本県における近年の最大規模の地震災害であった。遡って、679年には県の南部でマグニチュード7クラスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが発生したことが記録されている。この地震は、<b>水縄断層帯</b>で発生したものともいわれている。</p> <p>2～3（略）</p> <p><b>第3章</b> 災害の想定</p> <p>県及び市町村は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>なお、この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（<b>令和7年9月 福岡県</b>）、津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）及び福岡県津波浸水想定（平成28年2月福岡県）の結果を基礎とした。なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）及び津波対策推進法（平成23年6月24日施行）に基づき、福岡県津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づくものである。</p> <p>調査結果の概要は以下のとおりである。</p> <p>第1節 地震想定の見直しに当たっての基本的な考え方</p> <p>1 地震の想定計算の概要</p> <p>県内に存在する活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定し、破壊の開始点</p>	<p>記載の適正化</p> <p>アセスメント調査（R7.9）の反映</p> <p>アセスメント調査（R7.9）の反映</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>を両端及び中央部の3箇所から行き震度を算出した。</p> <p><u>また、もし活動すれば県内4地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出した</u>（当該被害については、「第2節 県内活断層の位置及び評価 第3 想定地震による被害等の概要」とおり）。</p> <p><u>その活断層は、福岡市に影響を及ぼすと考えられる警固断層帯（南東部）、北九州市に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、飯塚市に影響を及ぼすと考えられる西山断層、久留米市に影響を及ぼすと考えられる水縄断層の4つである。</u></p> <p>また、活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定し、震度及び被害を算出した。</p> <p><u>更に、発生確率は不確定であるが活断層で起きる最大クラスの地震として西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード8の地震を想定し、地震動と液状化のシミュレーションを実施した。</u></p> <p><u>なお、警固断層帯（北西部）、福智山断層、宇美断層、糸島半島の地震についても地震動と液状化のシミュレーションを実施した。</u></p> <p><u>当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）に掲載している。</u></p> <p>各市町村においては、<u>上記の4つの</u>活断層が活動した場合に想定される被害と、直下型地震が発生した場合に想定される被害とを比較して、より被害の大きい方を基礎として防災対策をたてる必要がある。</p> <p>地震被害想定予測の条件について、季節及び時刻は<u>冬の夕刻（午後5時～6時）</u>とし、風の条件は<u>4m/秒</u>とした。</p> <p>また、震度や被害の分布図は250メートルメッシュによるものとし、<u>地震動の推定方法は、基盤地震動は「翠川・小林の方法」、地表地震動は地盤構造を考慮した応答計算を採用した。</u></p> <p><u>※「翠川・小林の方法」</u></p> <p><u>震源断層の広がりや断層の破壊方向を判断するために、震源断層を小領域に分割して、断層の破壊の進行状況を考慮し、各々の小領域から地震波が観測点に移動するものとして時間差を考慮して重ね合わせ、基盤での地震動を求める方法。</u></p> <p>第2節 県内活断層の位置及び評価  第1 (略)  第2 想定地震  想定地震については、県内に存在する<u>6つの</u>活断層及び既往の地震に着目して設定するとともに、<u>被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、</u></p>	<p>を<u>原則</u>両端及び中央部の3箇所から行き震度を算出し、<u>被害を想定</u>した（当該被害については、「第2節 県内活断層の位置及び評価 第3 想定地震による被害等の概要」とおり）。</p> <p>また、活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定し、震度及び被害を算出した。</p> <p>各市町村においては、活断層が活動した場合に想定される被害と、直下型地震が発生した場合に想定される被害とを比較して、より被害の大きい方を基礎として防災対策をたてる必要がある。</p> <p>地震被害想定予測の条件について、季節及び時刻は<u>3ケース（冬5時、夏12時、冬18時）</u>を想定し、それぞれ平均風速（<u>4m/s</u>）の場合と強風（<u>8m/s</u>）の場合で被害を算出した。</p> <p>また、震度や被害の分布図は250メートルメッシュによるものとした。</p> <p>第2節 県内活断層の位置及び評価  第1 (略)  第2 想定地震  想定地震については、県内に存在する<u>7つの</u>活断層及び既往の地震に着目して設定した。</p>	<p>アセスメント調査（R7.9）の反映</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																											
<p><u>久留米市</u>を中心とする地域の被害を算出することとした。</p> <p><u>このため、もし活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層帯南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害を算出した。</u></p> <p>想定地震の震源断層のパラメーターは<u>表1</u>のとおりである。</p> <p><b>【表1 想定地震の震源断層パラメーター一覧】</b></p> <table border="1" data-bbox="349 411 851 973"> <thead> <tr> <th>震源断層</th> <th>小倉東断層</th> <th>警固断層</th> <th>西山断層</th> <th>西山断層海上部への延長</th> <th>警固断層帯北西部</th> <th>警固断層帯南東部</th> <th>水縄断層</th> <th>宇美断層</th> <th>糸島半島の地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源断層の長さ L (km)</td> <td>17<sup>1)</sup></td> <td>20<sup>1)</sup></td> <td>31<sup>2)</sup></td> <td>80<sup>2)</sup></td> <td>25<sup>2)</sup></td> <td>27<sup>2)</sup></td> <td>26<sup>2)</sup></td> <td>18<sup>1)</sup></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>震源断層の幅 W (km)</td> <td>8.5<sup>3)</sup></td> <td>10<sup>3)</sup></td> <td>15<sup>2)</sup></td> <td>15<sup>2)</sup></td> <td>15<sup>2)</sup></td> <td>15<sup>2)</sup></td> <td>15<sup>2)</sup></td> <td>9<sup>3)</sup></td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>マグニチュード M</td> <td>6.9<sup>4)</sup></td> <td>7.0<sup>4)</sup></td> <td>7.3<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>7.0<sup>4)</sup></td> <td>7.2<sup>4)</sup></td> <td>7.2<sup>4)</sup></td> <td>6.9<sup>4)</sup></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">震源断層の深さ d (km)</td> <td>上端</td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>2<sup>5)</sup></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>下端</td> <td>10.5<sup>6)</sup></td> <td>12<sup>6)</sup></td> <td>17<sup>6)</sup></td> <td>17<sup>6)</sup></td> <td>17<sup>6)</sup></td> <td>17<sup>6)</sup></td> <td>11<sup>6)</sup></td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●警固断層帯（北西部）については、2005年の福岡県地方地震を引き起こした断層である。</li> <li>●警固断層帯（南東部）については、福岡市の中心部を穿っている断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。</li> <li>●冠層地震帯一定（未知の活断層）</li> </ul> <p>地震に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、地中に活断層の存在が確認されていない地域においても、各市町村ごとの被害を算出した。（地中に活断層が現れていない地域）</p> <p>・各市町村の直下10キロ ・想定マグニチュード 6.9</p> <p>1) 新編日本の活断層（1991）より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ 2) 国（地震調査研究推進本部）による長期評価 3) W=L/2とW=（上端-コンラッド面深さ）の小さい方 4) 松田（1975）：logL=0.6M-2.9 5) 活断層であるため、地表に現れているとして2km 6) 上端+W</p> <p>また、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、各市町村の直下10kmにおいて、マグニチュード<u>6.9</u>の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出した。当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）に掲載をしている。</p> <p>第3 想定地震による被害等の概要</p> <p>1 被害等総括表</p> <p><u>表1に示した想定地震の震源断層のうち、活動した場合には県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼすと想定される4つの想定震源断層について、予測被害を算出し、下記の「表2 被害等総括表」にまとめた。</u></p> <p>算定条件は、<u>冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。</u></p>	震源断層	小倉東断層	警固断層	西山断層	西山断層海上部への延長	警固断層帯北西部	警固断層帯南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島の地震	震源断層の長さ L (km)	17 <sup>1)</sup>	20 <sup>1)</sup>	31 <sup>2)</sup>	80 <sup>2)</sup>	25 <sup>2)</sup>	27 <sup>2)</sup>	26 <sup>2)</sup>	18 <sup>1)</sup>	5	震源断層の幅 W (km)	8.5 <sup>3)</sup>	10 <sup>3)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	9 <sup>3)</sup>	2.5	マグニチュード M	6.9 <sup>4)</sup>	7.0 <sup>4)</sup>	7.3 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	7.0 <sup>4)</sup>	7.2 <sup>4)</sup>	7.2 <sup>4)</sup>	6.9 <sup>4)</sup>	6	震源断層の深さ d (km)	上端	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	3	下端	10.5 <sup>6)</sup>	12 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	11 <sup>6)</sup>	5.5	<p>想定地震の震源断層のパラメーターは「<u>地震に関する防災アセスメント調査報告書</u>」（令和7年9月 福岡県）に掲載をしている。</p> <p>また、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、各市町村の直下10kmにおいて、マグニチュード<u>6.8</u>の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出した。当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月 福岡県）に掲載をしている。</p> <p>第3 想定地震による被害等の概要</p> <p>1 被害等総括表</p> <p>想定地震の震源断層の予測被害を算出し、<u>2地震動から10人的被害の被害概要</u>を下記の「<u>表1 被害等総括表</u>」にまとめた。</p> <p><u>なお、季節、時刻及び風速の算定条件は、2地震動から10人的被害の被害概要に示している。</u></p>	<p>アセスメント調査（R7.9）の反映</p>
震源断層	小倉東断層	警固断層	西山断層	西山断層海上部への延長	警固断層帯北西部	警固断層帯南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島の地震																																																				
震源断層の長さ L (km)	17 <sup>1)</sup>	20 <sup>1)</sup>	31 <sup>2)</sup>	80 <sup>2)</sup>	25 <sup>2)</sup>	27 <sup>2)</sup>	26 <sup>2)</sup>	18 <sup>1)</sup>	5																																																				
震源断層の幅 W (km)	8.5 <sup>3)</sup>	10 <sup>3)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	15 <sup>2)</sup>	9 <sup>3)</sup>	2.5																																																				
マグニチュード M	6.9 <sup>4)</sup>	7.0 <sup>4)</sup>	7.3 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	7.0 <sup>4)</sup>	7.2 <sup>4)</sup>	7.2 <sup>4)</sup>	6.9 <sup>4)</sup>	6																																																				
震源断層の深さ d (km)	上端	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	2 <sup>5)</sup>	3																																																				
	下端	10.5 <sup>6)</sup>	12 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	17 <sup>6)</sup>	11 <sup>6)</sup>	5.5																																																				

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧					新										改正理由		
<b>【表2 被害等総括表】</b>					<b>【表1 被害等総括表】</b>												
想定項目		震源断層	小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	豊原断層帯 南東部 (北西下部)	水鏡断層 (中央下部)											
建物被害 (棟)	全壊 (総)	木造	6,504	12,526	16,291	23,951											
		非木造	603	855	1,676	1,621											
		計	7,107	13,381	17,967	25,572											
	半壊 (総)	木造	5,458	12,655	12,864	10,251											
		非木造	795	1,169	2,157	1,304											
		計	6,253	13,824	15,021	11,555											
ライフライン 等被害 (箇所)	上水道	1,079	2,853	2,993	1,947												
	下水道	331	200	650	517												
	都市ガス管	123	23	159	33												
	配電柱	54	100	141	164												
	電話柱	42	88	140	144												
	道路	高速道路(10km)	78	52	120	103											
		国際道路(箇所)	71	176	155	152											
		鉄道(箇所)	163	365	346	263											
		海岸保留施設(0km)	66.3	91.9	62.5	30.9											
	火災	炎上出火(件数)	26	53	74	95											
延焼による焼失(棟数)		4	6	10	20												
人的被害 (人)	死者	486	844	1,183	1,482												
	負傷者	6,634	21,678	22,508	23,254												
	要救出者	3,946	3,967	7,160	6,700												
	要後方医療搬送者数	664	2,165	2,252	2,327												
	避難者数	22,899	23,025	41,425	39,713												
建物被害 (棟)	全壊	700	11,000	11,000	41,000	35,000	36,000	19,000	11,000								
	半壊	3,200	36,000	40,000	121,000	68,000	85,000	59,000	44,000								
	上水道(箇所)	わずか	わずか	20	90	20	20	わずか	わずか								
	下水道(km)	-	200	200	600	600	600	400	200								
	都市ガス(戸数)	0	0	27,000	0	32,000	88,000	0	0								
	LPガス(件数)	0	1,500	1,400	7,900	4,800	5,000	2,800	1,100								
	道路(箇所)	70	520	750	1,800	880	1,100	860	670								
	鉄道(箇所)	20	220	310	680	310	350	250	190								
	港湾(箇所)	0	110	20	30	50	50	20	0								
	漁港(箇所)	0	30	10	70	20	60	10	0								
空港 (潜在危険度)	福岡空港	極めて低い	低い	低い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	高い								
	北九州空港	低い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	低い	低い	極めて低い	極めて低い								
人的被害 (人)	死者数	わずか	500	400	1,800	1,900	1,800	900	300								
	負傷者数	わずか	5,600	5,200	19,000	12,000	14,000	6,700	4,900								
	重傷者数	わずか	700	600	2,700	2,300	2,200	900	500								
	避難者数	3,300	79,000	79,000	293,000	343,000	319,000	197,000	79,000								

\*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

\* 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>2 地震動</p> <p>いずれの想定断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度7が予測されたほか、その他の断層においても震度6強を示す地域が存在する。これらの地域は、表層の軟弱な地盤であるため、特に強い地震動が予測されたものと考えられる。</p> <p>各断層別には、小倉東断層の想定では、北九州市と苅田町の一部で震度6強が予測されるほか、北九州市の東部を中心に広い範囲にわたって震度6弱が予測される。</p> <p>西山断層の想定では、宮若市、宗像市、福津市の一部で震度6強の地域が予測されるほか、周辺の地域でも震度6弱が予測される。</p> <p>水縄断層の想定では、久留米市の一部や朝倉市、筑前町で震度7の地域が予測されるほか、周辺の地域でも震度6強が予測される。</p> <p>警固断層帯南東部の想定でも、筑前町の一部などで震度7が予測され、震度6強の地域も福岡地方から筑後地方にわたる広い範囲に及んでいる。</p>	<p>2 地震動</p> <p><u>各想定地震について、最大震度7と予測される市区町村を以下に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="996 268 1691 651"> <thead> <tr> <th>断層</th> <th>破壊点</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>北九州市門司区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡西区</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福智山断層</td> <td>北側</td> <td>北九州市若松区、八幡西区、田川市、中間市、福智町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市若松区、八幡西区、直方市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯</td> <td>北側</td> <td>飯塚市、宗像市</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、宮若市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯</td> <td>中央</td> <td>久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>朝倉市、筑前町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">嘉麻峠区間</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、春日市、大野城市、太宰府市、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警固断層帯北西部</td> <td>中央</td> <td>福岡市東区、西区</td> </tr> <tr> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、春日市、太宰府市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警固断層帯南東部</td> <td>中央</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、須恵町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市博多区、南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>北側</td> <td>福岡市西区、久留米市、小郡市、太宰府市、糸島市</td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td>福岡市早良区、大野城市、那珂川市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水縄断層帯</td> <td>南側</td> <td>福岡市西区、城南区、早良区、糸島市</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>久留米市、小郡市、うきは市、筑前町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央</td> <td>久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西側</td> <td>久留米市、筑前町、大刀洗町</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="996 678 1691 1177"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小倉東断層</th> <th colspan="2">福智山断層</th> <th colspan="2">西山断層帯</th> <th colspan="2">西山断層帯</th> <th colspan="2">宇美断層</th> <th colspan="2">警固断層帯北西部</th> <th colspan="3">警固断層帯南東部</th> <th colspan="3">日向峠-小笠木峠断層帯</th> <th colspan="2">水縄断層帯</th> </tr> <tr> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>中央</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>中央</th> <th>北側</th> <th>中央</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>中央</th> <th>南側</th> <th>東側</th> <th>中央</th> <th>西側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>門司区</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>北若松区</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>九戸畑区</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>北九州市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小倉南区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>八幡西区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>博多区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>福岡中央区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>南区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>西区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>城南区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>早良区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>久留米市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>直方市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>飯塚市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中間市</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小郡市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>筑紫野市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>春日市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大野城市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宗像市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>太宰府市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>うきは市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>宮若市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>朝倉市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>糸島市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>那珂川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>篠栗町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>志免町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>須恵町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>粕屋町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>筑前町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>大刀洗町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>福智町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※最大震度7が予測されなかった断層及び市町村は記載を省略している。      記載を省略した断層：南海トラフ、西山断層帯大島沖区間、西山断層帯嘉麻峠区間(北側)      記載を省略した市町村：北九州市八幡東区、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、古賀市、福津市、嘉麻市、みやま市、宇美町、新宮町、久山町、戸畑町、水巻町、朝倉町、田畑町、須賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、刈田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町</p>	断層	破壊点	地域	小倉東断層	北側	北九州市門司区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡西区	南側		福智山断層	北側	北九州市若松区、八幡西区、田川市、中間市、福智町	南側	北九州市若松区、八幡西区、直方市	西山断層帯	北側	飯塚市、宗像市	南側	福岡市東区、宮若市	西山断層帯	中央	久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町	南側	朝倉市、筑前町	嘉麻峠区間	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、春日市、大野城市、太宰府市、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町	警固断層帯北西部	中央	福岡市東区、西区	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、春日市、太宰府市	警固断層帯南東部	中央	福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、須恵町	南側	福岡市博多区、南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市	日向峠-小笠木峠断層帯	北側	福岡市西区、久留米市、小郡市、太宰府市、糸島市	中央	福岡市早良区、大野城市、那珂川市	水縄断層帯	南側	福岡市西区、城南区、早良区、糸島市	東側	久留米市、小郡市、うきは市、筑前町		中央	久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町		西側	久留米市、筑前町、大刀洗町		小倉東断層		福智山断層		西山断層帯		西山断層帯		宇美断層		警固断層帯北西部		警固断層帯南東部			日向峠-小笠木峠断層帯			水縄断層帯		北側	南側	北側	南側	北側	南側	中央	南側	北側	南側	中央	北側	中央	南側	北側	中央	南側	東側	中央	西側	門司区	○																					北若松区			○	○																		九戸畑区	○	○																				北九州市	○	○	○	○																		小倉南区	○	○	○	○																		八幡西区	○	○	○	○																		東区						○			○	○		○	○	○								博多区									○	○		○	○	○								福岡中央区									○	○		○	○	○								南区									○	○		○	○	○								西区									○	○		○	○	○								城南区									○	○		○	○	○								早良区									○	○		○	○	○								久留米市																○	○			○	○	直方市																						飯塚市						○																田川市																						中間市				○																		小郡市																						筑紫野市																					○	春日市										○	○			○	○	○						大野城市										○	○			○	○	○						宗像市							○															太宰府市										○	○			○	○	○						うきは市																					○	宮若市								○													○	朝倉市								○	○												○	糸島市																						那珂川市																○					○	篠栗町										○	○											志免町										○	○											須恵町										○	○											粕屋町										○	○										○	筑前町										○	○										○	大刀洗町																					○	福智町																					○	<p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p>
断層	破壊点	地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小倉東断層	北側	北九州市門司区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡西区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	南側																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
福智山断層	北側	北九州市若松区、八幡西区、田川市、中間市、福智町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	南側	北九州市若松区、八幡西区、直方市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西山断層帯	北側	飯塚市、宗像市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	南側	福岡市東区、宮若市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西山断層帯	中央	久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	南側	朝倉市、筑前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
嘉麻峠区間	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、春日市、大野城市、太宰府市、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
警固断層帯北西部	中央	福岡市東区、西区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、春日市、太宰府市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
警固断層帯南東部	中央	福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、須恵町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	南側	福岡市博多区、南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日向峠-小笠木峠断層帯	北側	福岡市西区、久留米市、小郡市、太宰府市、糸島市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	中央	福岡市早良区、大野城市、那珂川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水縄断層帯	南側	福岡市西区、城南区、早良区、糸島市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	東側	久留米市、小郡市、うきは市、筑前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	中央	久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	西側	久留米市、筑前町、大刀洗町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	小倉東断層		福智山断層		西山断層帯		西山断層帯		宇美断層		警固断層帯北西部		警固断層帯南東部			日向峠-小笠木峠断層帯			水縄断層帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北側	南側	北側	南側	北側	南側	中央	南側	北側	南側	中央	北側	中央	南側	北側	中央	南側	東側	中央	西側																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
門司区	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
北若松区			○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
九戸畑区	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
北九州市	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小倉南区	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
八幡西区	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
東区						○			○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
博多区									○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
福岡中央区									○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
南区									○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
西区									○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
城南区									○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
早良区									○	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
久留米市																○	○			○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
直方市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
飯塚市						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
田川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
中間市				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小郡市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
筑紫野市																					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
春日市										○	○			○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大野城市										○	○			○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
宗像市							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
太宰府市										○	○			○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
うきは市																					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宮若市								○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
朝倉市								○	○												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
糸島市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
那珂川市																○					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
篠栗町										○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
志免町										○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
須恵町										○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
粕屋町										○	○										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
筑前町										○	○										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大刀洗町																					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
福智町																					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>3 液状化</p> <p>液状化危険度も地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。さらにそれらの地域でも特に、河川沿い、海岸部、埋立地などに液状化危険度が高い地域が分布しており、これらは軟弱な砂質地盤や盛土の存在が影響しているものと予測される。</p> <p>各断層別には、小倉東断層の想定では、北九州市や行橋市付近のやや広い範囲で液状化危険度が高いと予測される。</p> <p>西山断層の想定では、福津市、宗像市などの沿岸部で高いほか、内陸部では宮若市や小竹町などで液状化危険度が高いと予測される。</p> <p>水縄断層の想定では、久留米市、大刀洗町をはじめとして、筑後川沿岸地域及び有明海沿岸地域で液状化危険度が高いと予測される。</p> <p>警固断層帯南東部の想定では福岡市の海岸部と福岡市近郊で危険性が高い地域が存在するほか、久留米市の筑後川沿いや有明海沿岸部、飯塚市、小竹町、宮若市の遠賀川沿い、北九州市や福津市の一部など広い範囲に液状化危険度の高い地域が予測される。</p>	<p>3 液状化</p> <p>各想定地震について、液状化危険度が「極めて高い」と予測される地域がある市区町村を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="992 256 1688 727"> <thead> <tr> <th>断層</th> <th>破断点</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福智山断層</td> <td>北側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯 大島沖区間</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、宗像市</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市小倉北区、宗像市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯 西山区間</td> <td>北側</td> <td>北九州市若松区、戸畑区、小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町、芦屋町、田舎町、遠賀町、小竹町、若田町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市若松区、戸畑区、小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町、芦屋町、田舎町、遠賀町、小竹町、若田町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯 高森沖区間</td> <td>北側</td> <td>北九州市小倉北区、福岡市博多区、久留米市、直方市、飯塚市、豊前市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、大刀洗町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、小竹町、大刀洗町、筑前町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宇美断層</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、古賀市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警固断層帯 北西部</td> <td>中央</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町</td> </tr> <tr> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、筑前町、大刀洗町、大木町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警固断層帯 南東部</td> <td>中央</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、大刀洗町、大木町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、大刀洗町、大木町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水縄断層帯</td> <td>北側</td> <td>福岡市中央区、早良区、久留米市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町、大木町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町、大木町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※液状化危険度が「極めて高い」と予測された地域がない断層帯及び市区町村は記載を省略している。</p> <table border="1" data-bbox="992 751 1688 1378"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小倉東断層</th> <th colspan="2">福智山断層</th> <th colspan="2">西山断層帯 大島沖区間</th> <th colspan="2">西山断層帯 西山区間</th> <th colspan="2">西山断層帯 高森沖区間</th> <th colspan="2">宇美断層</th> <th colspan="2">警固断層帯 北西部</th> <th colspan="2">警固断層帯 南東部</th> <th colspan="2">日向峠- 小笠木峠断層帯</th> <th colspan="2">水縄断層帯</th> </tr> <tr> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>南側</th> <th>中央</th> <th>北側</th> <th>中央</th> <th>南側</th> <th>北側</th> <th>中央</th> <th>南側</th> <th>東側</th> <th>中央</th> <th>西側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北九州市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>門司区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>若松区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>戸畑区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>小倉北区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>小倉南区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>八幡東区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>八幡西区</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>東区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>博多区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中央区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>南区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>西区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>城南区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>早良区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>久留米市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直方市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>飯塚市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>柳川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>行橋市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>豊前市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>中間市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>小郡市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>春日市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大野城市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宗像市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>太宰府市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宮若市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>福津市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>うきは市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>朝倉市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>みやま市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宇美町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>志免町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>須恵町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宮町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船屋町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>芦屋町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>水巻町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>岡垣町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>遠賀町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>小竹町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>若田町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>筑前町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大刀洗町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大木町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>香春町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大任町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>福智町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>若田町</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>記載を省略した市町村：大牟田市、八女市、筑後市、筑前野市、那珂川市、橋本町、久良町、桂川町、東峰村、広川町、遠田町、糸田町、川崎町、赤井、みやこ町、吾妻町、上毛町、筑上町</p>	断層	破断点	地域	小倉東断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町	福智山断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町	西山断層帯 大島沖区間	北側	福岡市東区、宗像市	南側	北九州市小倉北区、宗像市	西山断層帯 西山区間	北側	北九州市若松区、戸畑区、小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町、芦屋町、田舎町、遠賀町、小竹町、若田町	南側	北九州市若松区、戸畑区、小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町、芦屋町、田舎町、遠賀町、小竹町、若田町	西山断層帯 高森沖区間	北側	北九州市小倉北区、福岡市博多区、久留米市、直方市、飯塚市、豊前市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、大刀洗町	南側	北九州市小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、小竹町、大刀洗町、筑前町	宇美断層	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、古賀市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町	南側	北九州市小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町	警固断層帯 北西部	中央	福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、筑前町、大刀洗町、大木町	警固断層帯 南東部	中央	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町	日向峠-小笠木峠断層帯	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、大刀洗町、大木町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、大刀洗町、大木町	水縄断層帯	北側	福岡市中央区、早良区、久留米市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町、大木町	南側	福岡市東区、博多区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町、大木町		小倉東断層		福智山断層		西山断層帯 大島沖区間		西山断層帯 西山区間		西山断層帯 高森沖区間		宇美断層		警固断層帯 北西部		警固断層帯 南東部		日向峠- 小笠木峠断層帯		水縄断層帯		北側	南側	北側	南側	北側	南側	北側	南側	北側	南側	中央	北側	中央	南側	北側	中央	南側	東側	中央	西側	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	門司区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	若松区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	戸畑区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小倉北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小倉南区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八幡東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八幡西区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東区																					博多区																					中央区																					南区																					西区																					城南区																					早良区																					久留米市																					直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	飯塚市																					田川市																					柳川市																					大川市																					行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小郡市																					春日市																					大野城市																					宗像市																					太宰府市																					宮若市																					福津市																					うきは市																					朝倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	みやま市																					宇美町																					志免町																					須恵町																					新宮町																					船屋町																					芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	遠賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小竹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	若田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	筑前町																					大刀洗町																					大木町																					香春町																					大任町																					福智町																					若田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p>
断層	破断点	地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
小倉東断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福智山断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、若田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西山断層帯 大島沖区間	北側	福岡市東区、宗像市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	北九州市小倉北区、宗像市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西山断層帯 西山区間	北側	北九州市若松区、戸畑区、小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町、芦屋町、田舎町、遠賀町、小竹町、若田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	北九州市若松区、戸畑区、小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町、芦屋町、田舎町、遠賀町、小竹町、若田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西山断層帯 高森沖区間	北側	北九州市小倉北区、福岡市博多区、久留米市、直方市、飯塚市、豊前市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、大刀洗町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	北九州市小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、小竹町、大刀洗町、筑前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
宇美断層	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、古賀市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	北九州市小倉北区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、船屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
警固断層帯 北西部	中央	福岡市東区、博多区、中央区、西区、早良区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、筑前町、大刀洗町、大木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
警固断層帯 南東部	中央	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、太宰府市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
日向峠-小笠木峠断層帯	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、大刀洗町、大木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、春日市、大野城市、朝倉市、みやま市、宇美町、志免町、須恵町、船屋町、大刀洗町、大木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
水縄断層帯	北側	福岡市中央区、早良区、久留米市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町、大木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	南側	福岡市東区、博多区、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町、大木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	小倉東断層		福智山断層		西山断層帯 大島沖区間		西山断層帯 西山区間		西山断層帯 高森沖区間		宇美断層		警固断層帯 北西部		警固断層帯 南東部		日向峠- 小笠木峠断層帯		水縄断層帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	北側	南側	北側	南側	北側	南側	北側	南側	北側	南側	中央	北側	中央	南側	北側	中央	南側	東側	中央	西側																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
門司区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
若松区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
戸畑区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小倉北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小倉南区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
八幡東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
八幡西区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
東区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
博多区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
中央区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
南区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
西区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
城南区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
早良区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
久留米市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
飯塚市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
田川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
柳川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小郡市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
春日市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大野城市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宗像市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
太宰府市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宮若市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
福津市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
うきは市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
朝倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
みやま市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宇美町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
志免町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
須恵町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
新宮町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
遠賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小竹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
若田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
筑前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大刀洗町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
香春町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大任町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
福智町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
若田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																					
<p>4 斜面崩壊危険</p> <p><b>想定断層に近い急傾斜地において崩壊の可能性が高い。特に、警固断層帯南東部の想定では、被害の範囲が大きく、福岡市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が134箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は207棟と予測される。</b></p> <p>また、その他の各断層別では、小倉東断層の想定では、北九州市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が26箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は18棟と予測される。</p> <p>西山断層の想定では、飯塚市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が157箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は153棟と予測される。</p> <p>水縄断層の想定では、八女市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が89箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は54棟と予測される。</p>	<p>4 斜面崩壊危険</p> <p><b>各想定地震について、急傾斜地崩壊危険度が「崩壊の危険性が高い」と予測される地域がある市区町村を以下に示す。</b></p> <table border="1" data-bbox="1003 252 1709 874"> <thead> <tr> <th>断層</th> <th>区域</th> <th>市区町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">智智山断層</td> <td>北側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯</td> <td>北側</td> <td>北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯</td> <td>北側</td> <td>北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山断層帯</td> <td>北側</td> <td>北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宇美断層</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賀田断層帯</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日向峠-小笠木断層帯</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水縄断層</td> <td>北側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※急傾斜地崩壊危険度が「崩壊の危険性が高い」と予測された地域がない断層（南側）は記載を省略している。</p>	断層	区域	市区町村	小倉東断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	智智山断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	西山断層帯	北側	福岡市東区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	西山断層帯	北側	北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	西山断層帯	北側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	西山断層帯	北側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	宇美断層	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	賀田断層帯	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	日向峠-小笠木断層帯	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	水縄断層	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町	<p>アセスメント調査（R7.9）の反映</p>
断層	区域	市区町村																																																					
小倉東断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
智智山断層	北側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、西区、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
西山断層帯	北側	福岡市東区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
西山断層帯	北側	北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	北九州市若松区、小倉南区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
西山断層帯	北側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
西山断層帯	北側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	北九州市小倉南区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
宇美断層	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
賀田断層帯	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
日向峠-小笠木断層帯	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
水縄断層	北側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					
	南側	福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、戸畑区、水巻町、田福町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、遠田町、赤田町、大任町、桂智町、若田町、みやこ町、笠上町																																																					

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																																																																																																																		
<p>5 (略)</p> <p>6 建物被害</p> <p><u>建物被害は、建物棟数が多く、かつ地震動等が大きい水縄断層の想定で、最も大きい被害が予測されており、久留米市や八女市を中心に木造建物が全壊23,951棟、半壊10,251棟、非木造建物が全壊1,621棟、半壊1,304棟と予測される。</u></p> <p><u>その他の断層では、小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に木造建物が全壊6,504棟、半壊5,458棟、非木造建物が全壊603棟、半壊795棟と予測される。</u></p> <p><u>また西山断層の想定では、筑豊地方などを中心に木造建物が全壊12,526棟、半壊12,655棟、非木造建物が全壊855棟、半壊1,169棟と予測される。</u></p> <p><u>警固断層帯南東部の想定では、福岡市などを中心に木造建物が全壊16,291棟、半壊12,864棟、非木造建物が全壊1,676棟、半壊2,157棟と予測される。</u></p> <p>7 地震火災被害</p> <p><u>最も影響が大きいと想定された断層は水縄断層の想定で、想定震源に近く、建物被害が多い久留米市、八女市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、広川町を中心に県南西部に集中している。</u></p> <p><u>その他の断層では、小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に26件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は5棟と予測される。</u></p> <p><u>また西山断層の想定では、筑豊地方を中心に広範囲で53件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は6棟と予測される。</u></p> <p><u>警固断層帯南東部の想定では、福岡市などを中心に74件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は10棟と予測される。</u></p> <p>8 ライフライン施設被害</p> <p><u>ライフラインについては、警固断層帯南東部の想定で最も被害が大きく、福岡市を中心として被害が発生すると予測される。特に市民生活に重大な影響が及ぶ水道、電気、ガスについて、上水道被害は3,368箇所、電柱被害は143箇所、都市ガス被害は236箇所が発生すると予測される。</u></p> <p><u>その他の断層においては、上水道被害について、小倉東断層の想定では北九州市を中心に1,079箇所、西山断層の想定では筑豊地方を中心に3,787箇所、また水縄断層の想定では久留米市を中心に2,327箇所の被害が予測される。</u></p>	<p>5 (略)</p> <p>6 建物被害</p> <p><u>各想定地震について、液状化・揺れ・急傾斜地の崩壊による建物の被害予測を以下に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="1019 292 1704 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層</th> <th rowspan="2">破壊点</th> <th colspan="2">液状化</th> <th colspan="2">揺れ</th> <th colspan="2">急傾斜地</th> <th colspan="2">火災</th> <th colspan="2">全壊・半壊棟数</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>焼失棟数</th> <th>焼失棟数</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>700</td> <td>3,200</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>700</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>2,300</td> <td>12,000</td> <td>7,400</td> <td>24,000</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>1,600</td> <td>11,000</td> <td>36,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>3,100</td> <td>16,000</td> <td>5,300</td> <td>24,000</td> <td>200</td> <td>500</td> <td>2,800</td> <td>11,000</td> <td>40,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西山断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>8,000</td> <td>41,000</td> <td>26,000</td> <td>79,000</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>6,300</td> <td>41,000</td> <td>121,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>4,300</td> <td>24,000</td> <td>22,000</td> <td>44,000</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>8,400</td> <td>35,000</td> <td>68,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警固断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>6,200</td> <td>32,000</td> <td>21,000</td> <td>53,000</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>8,700</td> <td>36,000</td> <td>85,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>5,800</td> <td>29,000</td> <td>6,700</td> <td>30,000</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>6,700</td> <td>19,000</td> <td>59,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>4,700</td> <td>22,000</td> <td>5,400</td> <td>22,000</td> <td>90</td> <td>200</td> <td>1,200</td> <td>11,000</td> <td>44,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなると想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。 ※冬・18時・強風の想定 ※市町村毎の算定値を四捨五入している。</small></p> <p>7 地震火災被害</p> <p><u>各想定地震について、火災による建物の被害予測は「6 建物被害」に示す。</u></p> <p>8 ライフライン施設被害</p> <p><u>各想定地震について、ライフライン施設（電力、上下水道、ガス）の被害予測を以下に示す。</u></p> <p>○ライフライン(電力)被害の想定</p> <table border="1" data-bbox="1019 1166 1675 1414"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層</th> <th rowspan="2">破壊点</th> <th rowspan="2">電柱折損数</th> <th rowspan="2">停電軒数</th> <th colspan="4">停電率</th> </tr> <tr> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>1週間後</th> <th>1か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>100</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>500</td> <td>6,200</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>500</td> <td>7,600</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>西山断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>1,900</td> <td>26,000</td> <td>約1%</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>1,400</td> <td>44,000</td> <td>約1%</td> <td>約1%</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>警固断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>1,600</td> <td>44,000</td> <td>約1%</td> <td>約1%</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>800</td> <td>31,000</td> <td>約1%</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>500</td> <td>4,800</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなると想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。 ※冬・18時・強風の想定 ※市町村毎の算定値を四捨五入している。</small></p>	断層	破壊点	液状化		揺れ		急傾斜地		火災		全壊・半壊棟数		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失棟数	焼失棟数	全壊	半壊	南海トラフ(陸側)	-	700	3,200	0	0	0	0	0	0	700	3,200	小倉東断層	北側	2,300	12,000	7,400	24,000	200	300	1,600	11,000	36,000		福智山断層	北側	3,100	16,000	5,300	24,000	200	500	2,800	11,000	40,000		西山断層連動帯	中央	8,000	41,000	26,000	79,000	500	1,000	6,300	41,000	121,000		宇美断層	南側	4,300	24,000	22,000	44,000	200	400	8,400	35,000	68,000		警固断層連動帯	中央	6,200	32,000	21,000	53,000	200	400	8,700	36,000	85,000		日向峠-小笠木峠断層帯	中央	5,800	29,000	6,700	30,000	200	300	6,700	19,000	59,000		水縄断層帯	東側	4,700	22,000	5,400	22,000	90	200	1,200	11,000	44,000		断層	破壊点	電柱折損数	停電軒数	停電率				直後	1日後	1週間後	1か月後	南海トラフ(陸側)	-	30	100	わずか	わずか	0%	0%	小倉東断層	北側	500	6,200	わずか	わずか	わずか	0%	福智山断層	北側	500	7,600	わずか	わずか	わずか	0%	西山断層連動帯	中央	1,900	26,000	約1%	わずか	わずか	0%	宇美断層	南側	1,400	44,000	約1%	約1%	わずか	0%	警固断層連動帯	中央	1,600	44,000	約1%	約1%	わずか	0%	日向峠-小笠木峠断層帯	中央	800	31,000	約1%	わずか	わずか	0%	水縄断層帯	東側	500	4,800	わずか	わずか	わずか	0%	<p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p> <p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p> <p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p>
断層	破壊点			液状化		揺れ		急傾斜地		火災		全壊・半壊棟数																																																																																																																																																																																								
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失棟数	焼失棟数	全壊	半壊																																																																																																																																																																																									
南海トラフ(陸側)	-	700	3,200	0	0	0	0	0	0	700	3,200																																																																																																																																																																																									
小倉東断層	北側	2,300	12,000	7,400	24,000	200	300	1,600	11,000	36,000																																																																																																																																																																																										
福智山断層	北側	3,100	16,000	5,300	24,000	200	500	2,800	11,000	40,000																																																																																																																																																																																										
西山断層連動帯	中央	8,000	41,000	26,000	79,000	500	1,000	6,300	41,000	121,000																																																																																																																																																																																										
宇美断層	南側	4,300	24,000	22,000	44,000	200	400	8,400	35,000	68,000																																																																																																																																																																																										
警固断層連動帯	中央	6,200	32,000	21,000	53,000	200	400	8,700	36,000	85,000																																																																																																																																																																																										
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	5,800	29,000	6,700	30,000	200	300	6,700	19,000	59,000																																																																																																																																																																																										
水縄断層帯	東側	4,700	22,000	5,400	22,000	90	200	1,200	11,000	44,000																																																																																																																																																																																										
断層	破壊点	電柱折損数	停電軒数	停電率																																																																																																																																																																																																
				直後	1日後	1週間後	1か月後																																																																																																																																																																																													
南海トラフ(陸側)	-	30	100	わずか	わずか	0%	0%																																																																																																																																																																																													
小倉東断層	北側	500	6,200	わずか	わずか	わずか	0%																																																																																																																																																																																													
福智山断層	北側	500	7,600	わずか	わずか	わずか	0%																																																																																																																																																																																													
西山断層連動帯	中央	1,900	26,000	約1%	わずか	わずか	0%																																																																																																																																																																																													
宇美断層	南側	1,400	44,000	約1%	約1%	わずか	0%																																																																																																																																																																																													
警固断層連動帯	中央	1,600	44,000	約1%	約1%	わずか	0%																																																																																																																																																																																													
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	800	31,000	約1%	わずか	わずか	0%																																																																																																																																																																																													
水縄断層帯	東側	500	4,800	わずか	わずか	わずか	0%																																																																																																																																																																																													

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新										改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>○ライフライン(上水道)被害の想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層</th> <th rowspan="2">破壊点</th> <th rowspan="2">被害箇所</th> <th colspan="4">断水人口</th> </tr> <tr> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>1週間後</th> <th>1か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>わずか</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>わずか</td> <td>37,000</td> <td>30,000</td> <td>5,700</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>20</td> <td>63,000</td> <td>43,000</td> <td>8,000</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>西山断層運動帯</td> <td>中央</td> <td>90</td> <td>329,000</td> <td>208,000</td> <td>48,000</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>20</td> <td>214,000</td> <td>141,000</td> <td>53,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>警固断層運動帯</td> <td>中央</td> <td>20</td> <td>170,000</td> <td>122,000</td> <td>37,000</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>わずか</td> <td>77,000</td> <td>59,000</td> <td>11,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>わずか</td> <td>4,800</td> <td>4,400</td> <td>600</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなると想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。                  ※冬・18時・強風の想定                  ※市町村毎の算定値を四捨五入している。</p> <p>○ライフライン(下水道)被害の想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">断層</th> <th rowspan="3">破壊点</th> <th rowspan="3">被害延長 km</th> <th colspan="8">支障人口</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直後</th> <th colspan="2">1日後</th> <th colspan="2">1週間後</th> <th colspan="2">1か月後</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>時節</th> <th>人</th> <th>時節</th> <th>人</th> <th>時節</th> <th>人</th> <th>時節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>全時節</td> <td>50</td> <td>全時節</td> <td>-</td> <td>全時節</td> <td>-</td> <td>全時節</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>200</td> <td>18,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>13,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>3,600</td> <td>夏12時・冬18時</td> <td>500</td> <td>夏12時・冬18時</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>200</td> <td>18,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>11,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>3,200</td> <td>冬18時・強風</td> <td>500</td> <td>冬5時</td> </tr> <tr> <td>西山断層運動帯</td> <td>中央</td> <td>600</td> <td>77,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>54,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>19,000</td> <td>全時節</td> <td>2,600</td> <td>夏12時・冬18時</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>600</td> <td>105,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>82,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>21,000</td> <td>夏12時・強風・冬18時</td> <td>2,600</td> <td>夏12時</td> </tr> <tr> <td>警固断層運動帯</td> <td>中央</td> <td>600</td> <td>90,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>67,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>13,000</td> <td>冬18時</td> <td>1,500</td> <td>全時節</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>400</td> <td>57,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>30,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>4,200</td> <td>冬18時・強風</td> <td>500</td> <td>全時節</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>200</td> <td>10,000</td> <td>冬18時・強風</td> <td>5,500</td> <td>冬18時・強風</td> <td>1,300</td> <td>冬18時・強風</td> <td>200</td> <td>全時節</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなると想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。                  ※市町村毎の算定値を四捨五入している。                  ※支障人口の風速を示していない場合は、風速に平均・強風いずれも数値が同じであることを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">断層</th> <th rowspan="3">破壊点</th> <th colspan="5">都市ガス</th> <th>LPガス</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">供給停止 戸数</th> <th colspan="4">復旧対象の供給停止戸数</th> <th rowspan="2">漏洩 被害件数</th> </tr> <tr> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>1週間後</th> <th>1か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>25,000</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>西山断層運動帯</td> <td>中央</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>32,000</td> <td>32,000</td> <td>32,000</td> <td>32,000</td> <td>31,000</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>警固断層運動帯</td> <td>中央</td> <td>88,000</td> <td>88,000</td> <td>88,000</td> <td>87,000</td> <td>84,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなると想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。                  ※市町村毎の算定値を四捨五入している。</p>										断層	破壊点	被害箇所	断水人口				直後	1日後	1週間後	1か月後	南海トラフ(陸側)	-	わずか	100	200	-	0	小倉東断層	北側	わずか	37,000	30,000	5,700	800	福智山断層	北側	20	63,000	43,000	8,000	1,200	西山断層運動帯	中央	90	329,000	208,000	48,000	7,700	宇美断層	南側	20	214,000	141,000	53,000	12,000	警固断層運動帯	中央	20	170,000	122,000	37,000	7,200	日向峠-小笠木峠断層帯	中央	わずか	77,000	59,000	11,000	1,500	水縄断層帯	東側	わずか	4,800	4,400	600	70	断層	破壊点	被害延長 km	支障人口								直後		1日後		1週間後		1か月後		人	時節	人	時節	人	時節	人	時節	南海トラフ(陸側)	-	-	100	全時節	50	全時節	-	全時節	-	全時節	小倉東断層	北側	200	18,000	冬18時・強風	13,000	冬18時・強風	3,600	夏12時・冬18時	500	夏12時・冬18時	福智山断層	北側	200	18,000	冬18時・強風	11,000	冬18時・強風	3,200	冬18時・強風	500	冬5時	西山断層運動帯	中央	600	77,000	冬18時・強風	54,000	冬18時・強風	19,000	全時節	2,600	夏12時・冬18時	宇美断層	南側	600	105,000	冬18時・強風	82,000	冬18時・強風	21,000	夏12時・強風・冬18時	2,600	夏12時	警固断層運動帯	中央	600	90,000	冬18時・強風	67,000	冬18時・強風	13,000	冬18時	1,500	全時節	日向峠-小笠木峠断層帯	中央	400	57,000	冬18時・強風	30,000	冬18時・強風	4,200	冬18時・強風	500	全時節	水縄断層帯	東側	200	10,000	冬18時・強風	5,500	冬18時・強風	1,300	冬18時・強風	200	全時節	断層	破壊点	都市ガス					LPガス	供給停止 戸数	復旧対象の供給停止戸数				漏洩 被害件数	直後	1日後	1週間後	1か月後	南海トラフ(陸側)	-	0	0	0	0	0	0	小倉東断層	北側	0	0	0	0	0	1,500	福智山断層	北側	27,000	27,000	27,000	27,000	25,000	1,400	西山断層運動帯	中央	0	0	0	0	0	7,900	宇美断層	南側	32,000	32,000	32,000	32,000	31,000	4,800	警固断層運動帯	中央	88,000	88,000	88,000	87,000	84,000	5,000	日向峠-小笠木峠断層帯	中央	0	0	0	0	0	2,800	水縄断層帯	東側	0	0	0	0	0	1,100	
断層	破壊点	被害箇所	断水人口																																																																																																																																																																																																																																																																																
			直後	1日後	1週間後	1か月後																																																																																																																																																																																																																																																																													
南海トラフ(陸側)	-	わずか	100	200	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																													
小倉東断層	北側	わずか	37,000	30,000	5,700	800																																																																																																																																																																																																																																																																													
福智山断層	北側	20	63,000	43,000	8,000	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																													
西山断層運動帯	中央	90	329,000	208,000	48,000	7,700																																																																																																																																																																																																																																																																													
宇美断層	南側	20	214,000	141,000	53,000	12,000																																																																																																																																																																																																																																																																													
警固断層運動帯	中央	20	170,000	122,000	37,000	7,200																																																																																																																																																																																																																																																																													
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	わずか	77,000	59,000	11,000	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																													
水縄断層帯	東側	わずか	4,800	4,400	600	70																																																																																																																																																																																																																																																																													
断層	破壊点	被害延長 km	支障人口																																																																																																																																																																																																																																																																																
			直後		1日後		1週間後		1か月後																																																																																																																																																																																																																																																																										
			人	時節	人	時節	人	時節	人	時節																																																																																																																																																																																																																																																																									
南海トラフ(陸側)	-	-	100	全時節	50	全時節	-	全時節	-	全時節																																																																																																																																																																																																																																																																									
小倉東断層	北側	200	18,000	冬18時・強風	13,000	冬18時・強風	3,600	夏12時・冬18時	500	夏12時・冬18時																																																																																																																																																																																																																																																																									
福智山断層	北側	200	18,000	冬18時・強風	11,000	冬18時・強風	3,200	冬18時・強風	500	冬5時																																																																																																																																																																																																																																																																									
西山断層運動帯	中央	600	77,000	冬18時・強風	54,000	冬18時・強風	19,000	全時節	2,600	夏12時・冬18時																																																																																																																																																																																																																																																																									
宇美断層	南側	600	105,000	冬18時・強風	82,000	冬18時・強風	21,000	夏12時・強風・冬18時	2,600	夏12時																																																																																																																																																																																																																																																																									
警固断層運動帯	中央	600	90,000	冬18時・強風	67,000	冬18時・強風	13,000	冬18時	1,500	全時節																																																																																																																																																																																																																																																																									
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	400	57,000	冬18時・強風	30,000	冬18時・強風	4,200	冬18時・強風	500	全時節																																																																																																																																																																																																																																																																									
水縄断層帯	東側	200	10,000	冬18時・強風	5,500	冬18時・強風	1,300	冬18時・強風	200	全時節																																																																																																																																																																																																																																																																									
断層	破壊点	都市ガス					LPガス																																																																																																																																																																																																																																																																												
		供給停止 戸数	復旧対象の供給停止戸数				漏洩 被害件数																																																																																																																																																																																																																																																																												
			直後	1日後	1週間後	1か月後																																																																																																																																																																																																																																																																													
南海トラフ(陸側)	-	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																												
小倉東断層	北側	0	0	0	0	0	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																												
福智山断層	北側	27,000	27,000	27,000	27,000	25,000	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																												
西山断層運動帯	中央	0	0	0	0	0	7,900																																																																																																																																																																																																																																																																												
宇美断層	南側	32,000	32,000	32,000	32,000	31,000	4,800																																																																																																																																																																																																																																																																												
警固断層運動帯	中央	88,000	88,000	88,000	87,000	84,000	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																												
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	0	0	0	0	0	2,800																																																																																																																																																																																																																																																																												
水縄断層帯	東側	0	0	0	0	0	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																												

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>9 交通施設被害</p> <p><u>(1) 道路・鉄道被害</u></p> <p>交通被害は、西山断層の想定で最も大きく、国県道で176箇所、都市高速道路や九州自動車道で52km程度(ただし不通区間となるインターチェンジ間延長の合計)となっている。その他の断層では、小倉東断層の想定で78箇所、警固断層帯南東部の想定で155箇所、水縄断層の想定で152箇所の被害が予測される。</p> <p>なお、鉄道被害については、警固断層帯南東部の想定で346箇所の被害が予測されているほか、小倉東断層の想定で163箇所、西山断層の想定で378箇所、水縄断層の想定264箇所の被害が予測される。</p> <p><u>(2) 港湾・漁港施設被害</u></p> <p>港湾、漁港の施設被害は、小倉東断層の想定、並びに警固断層帯南東部の想定において、港湾部の液化化危険性が高く出ることから、北九州港・博多港・苅田港といった国際拠点港湾や重要港湾も被害を受けると予測される。</p> <p>小倉東断層の想定では、港湾係留施設の被害は66km程度、また警固断層帯南東部の想定では同じく62km程度の被害が予測される。</p> <p>また、想定地震が見直された場合は、その他の港湾を含めて港湾への影響について、改めて検討を行うものとする。</p> <p>10 人的被害</p> <p>建物の倒壊や斜面崩壊により、人的被害の発生が予測されている。警固断層帯南東部の想定では建物被害が大きいため、それに伴う人的被害は福岡市を中心に、死者数が1,183名、負傷者数が22,508名発生すると予測される。</p> <p>その他の断層に関する被害は、小倉東断層の想定では、北九州市を中心に死者数が501名、負傷者数が4,409名発生すると予測される。</p> <p>西山断層の想定では、筑豊地方を中心に、死者数が844名、負傷者数が21,678名発生すると予測される。</p> <p>水縄断層の想定では、久留米市を中心に、死者数が1,482名、負傷者数が23,254名発生すると予測される。</p>	<p>9 交通施設被害</p> <p><u>各想定地震について、交通施設被害（道路、鉄道、港湾、漁港、空港）の被害予測を以下に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="990 258 1702 494"> <thead> <tr> <th rowspan="3">断層</th> <th rowspan="3">破壊点</th> <th rowspan="3">道路被害 (箇所)</th> <th rowspan="3">鉄道被害 (箇所)</th> <th rowspan="3">港湾 (箇所)</th> <th rowspan="3">漁港 (箇所)</th> <th colspan="4">空港(液化化危険度)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">福岡空港</th> <th colspan="2">北九州空港</th> </tr> <tr> <th>最大震度</th> <th>危険度</th> <th>最大震度</th> <th>危険度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>極めて低い</td> <td>4</td> <td>低い</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>520</td> <td>220</td> <td>110</td> <td>30</td> <td>5弱</td> <td>低い</td> <td>6弱</td> <td>極めて高い</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>750</td> <td>310</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>5強</td> <td>低い</td> <td>5強</td> <td>極めて高い</td> </tr> <tr> <td>西山断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>1,800</td> <td>680</td> <td>30</td> <td>70</td> <td>6強</td> <td>極めて高い</td> <td>5強</td> <td>極めて高い</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>880</td> <td>310</td> <td>50</td> <td>20</td> <td>7</td> <td>極めて高い</td> <td>5弱</td> <td>低い</td> </tr> <tr> <td>警固断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>1,100</td> <td>350</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>6強</td> <td>極めて高い</td> <td>5弱</td> <td>低い</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>860</td> <td>250</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>6強</td> <td>極めて高い</td> <td>3</td> <td>極めて低い</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>670</td> <td>190</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5強</td> <td>高い</td> <td>4</td> <td>極めて低い</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなる想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。 ※市町村毎の算定値を四捨五入している。</p> <p>10 人的被害</p> <p><u>各想定地震について、人的被害の被害予測を以下に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="990 922 1702 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="4">断層</th> <th rowspan="4">破壊点</th> <th colspan="12">要因</th> </tr> <tr> <th colspan="2">建物倒壊</th> <th colspan="4">急傾斜地崩壊</th> <th colspan="2">火災</th> <th colspan="2">屋内収容物の移動等</th> <th colspan="2">ブロック壁や自動販売機等の転倒、屋外落下物等</th> </tr> <tr> <th colspan="6">冬・5時</th> <th colspan="6">冬・18時・強風</th> </tr> <tr> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>北側</td> <td>400</td> <td>5,500</td> <td>700</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>わずか</td> <td>100</td> <td>60</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>700</td> <td>100</td> <td>わずか</td> <td>200</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>北側</td> <td>300</td> <td>5,200</td> <td>500</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>700</td> <td>100</td> <td>わずか</td> <td>200</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>西山断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>1,500</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>400</td> <td>300</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>2,600</td> <td>500</td> <td>10</td> <td>500</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>南側</td> <td>1,300</td> <td>12,000</td> <td>2,300</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>わずか</td> <td>800</td> <td>500</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>3,000</td> <td>600</td> <td>20</td> <td>700</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>警固断層連動帯</td> <td>中央</td> <td>1,200</td> <td>14,000</td> <td>2,100</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>700</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>2,900</td> <td>600</td> <td>20</td> <td>600</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>中央</td> <td>400</td> <td>6,700</td> <td>700</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>わずか</td> <td>600</td> <td>400</td> <td>100</td> <td>60</td> <td>1,400</td> <td>300</td> <td>10</td> <td>400</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>東側</td> <td>300</td> <td>4,900</td> <td>500</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>600</td> <td>80</td> <td>わずか</td> <td>90</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各断層等における複数の破壊開始点のうち、最も被害が大きくなる想定される震度6弱以上の曝露人口の多いケースを被害想定とした。 ※市町村毎の算定値を四捨五入している。</p> <table border="1" data-bbox="990 1212 1657 1476"> <thead> <tr> <th rowspan="3">断層</th> <th rowspan="3">災害関連 死者数</th> <th colspan="4">最大人的被害者数</th> <th colspan="2">発災当日 避難者数</th> </tr> <tr> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th>時節</th> <th>避難者数</th> </tr> <tr> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ(陸側)</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>わずか</td> <td>冬5時</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>小倉東断層</td> <td>200</td> <td>500</td> <td>5,600</td> <td>700</td> <td>冬18時</td> <td>79,000</td> </tr> <tr> <td>福智山断層</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>5,200</td> <td>600</td> <td>冬18時</td> <td>79,000</td> </tr> <tr> <td>西山断層連動帯</td> <td>700</td> <td>1,800</td> <td>19,000</td> <td>2,700</td> <td>冬18時</td> <td>293,000</td> </tr> <tr> <td>宇美断層</td> <td>800</td> <td>1,900</td> <td>12,000</td> <td>2,300</td> <td>冬18時</td> <td>343,000</td> </tr> <tr> <td>警固断層連動帯</td> <td>800</td> <td>1,800</td> <td>14,000</td> <td>2,200</td> <td>冬18時</td> <td>319,000</td> </tr> <tr> <td>日向峠-小笠木峠断層帯</td> <td>500</td> <td>900</td> <td>6,700</td> <td>900</td> <td>冬18時</td> <td>197,000</td> </tr> <tr> <td>水縄断層帯</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>4,900</td> <td>500</td> <td>冬18時</td> <td>79,000</td> </tr> </tbody> </table>	断層	破壊点	道路被害 (箇所)	鉄道被害 (箇所)	港湾 (箇所)	漁港 (箇所)	空港(液化化危険度)				福岡空港		北九州空港		最大震度	危険度	最大震度	危険度	南海トラフ(陸側)	-	70	20	0	0	4	極めて低い	4	低い	小倉東断層	北側	520	220	110	30	5弱	低い	6弱	極めて高い	福智山断層	北側	750	310	20	10	5強	低い	5強	極めて高い	西山断層連動帯	中央	1,800	680	30	70	6強	極めて高い	5強	極めて高い	宇美断層	南側	880	310	50	20	7	極めて高い	5弱	低い	警固断層連動帯	中央	1,100	350	50	60	6強	極めて高い	5弱	低い	日向峠-小笠木峠断層帯	中央	860	250	20	10	6強	極めて高い	3	極めて低い	水縄断層帯	東側	670	190	0	0	5強	高い	4	極めて低い	断層	破壊点	要因												建物倒壊		急傾斜地崩壊				火災		屋内収容物の移動等		ブロック壁や自動販売機等の転倒、屋外落下物等		冬・5時						冬・18時・強風						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	南海トラフ(陸側)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	小倉東断層	北側	400	5,500	700	10	20	わずか	100	60	20	30	700	100	わずか	200	80	福智山断層	北側	300	5,200	500	20	20	10	100	90	30	30	700	100	わずか	200	70	西山断層連動帯	中央	1,500	19,000	2,600	40	50	30	400	300	100	100	2,600	500	10	500	200	宇美断層	南側	1,300	12,000	2,300	10	20	わずか	800	500	200	200	3,000	600	20	700	300	警固断層連動帯	中央	1,200	14,000	2,100	20	20	10	700	400	200	100	2,900	600	20	600	200	日向峠-小笠木峠断層帯	中央	400	6,700	700	10	10	わずか	600	400	100	60	1,400	300	10	400	200	水縄断層帯	東側	300	4,900	500	わずか	わずか	わずか	70	50	20	20	600	80	わずか	90	40	断層	災害関連 死者数	最大人的被害者数				発災当日 避難者数		死者数	負傷者数	重傷者数	時節	避難者数	死者数	負傷者数	重傷者数			南海トラフ(陸側)	わずか	わずか	わずか	わずか	冬5時	3,300	小倉東断層	200	500	5,600	700	冬18時	79,000	福智山断層	200	400	5,200	600	冬18時	79,000	西山断層連動帯	700	1,800	19,000	2,700	冬18時	293,000	宇美断層	800	1,900	12,000	2,300	冬18時	343,000	警固断層連動帯	800	1,800	14,000	2,200	冬18時	319,000	日向峠-小笠木峠断層帯	500	900	6,700	900	冬18時	197,000	水縄断層帯	200	300	4,900	500	冬18時	79,000	<p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p> <p>アセスメント調査 (R7.9) の反映</p>
断層	破壊点							道路被害 (箇所)	鉄道被害 (箇所)	港湾 (箇所)	漁港 (箇所)	空港(液化化危険度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
												福岡空港		北九州空港																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		最大震度	危険度	最大震度	危険度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
南海トラフ(陸側)	-	70	20	0	0	4	極めて低い	4	低い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
小倉東断層	北側	520	220	110	30	5弱	低い	6弱	極めて高い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
福智山断層	北側	750	310	20	10	5強	低い	5強	極めて高い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
西山断層連動帯	中央	1,800	680	30	70	6強	極めて高い	5強	極めて高い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
宇美断層	南側	880	310	50	20	7	極めて高い	5弱	低い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
警固断層連動帯	中央	1,100	350	50	60	6強	極めて高い	5弱	低い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	860	250	20	10	6強	極めて高い	3	極めて低い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
水縄断層帯	東側	670	190	0	0	5強	高い	4	極めて低い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
断層	破壊点	要因																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		建物倒壊		急傾斜地崩壊				火災		屋内収容物の移動等		ブロック壁や自動販売機等の転倒、屋外落下物等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		冬・5時						冬・18時・強風																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南海トラフ(陸側)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小倉東断層	北側	400	5,500	700	10	20	わずか	100	60	20	30	700	100	わずか	200	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
福智山断層	北側	300	5,200	500	20	20	10	100	90	30	30	700	100	わずか	200	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
西山断層連動帯	中央	1,500	19,000	2,600	40	50	30	400	300	100	100	2,600	500	10	500	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
宇美断層	南側	1,300	12,000	2,300	10	20	わずか	800	500	200	200	3,000	600	20	700	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
警固断層連動帯	中央	1,200	14,000	2,100	20	20	10	700	400	200	100	2,900	600	20	600	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
日向峠-小笠木峠断層帯	中央	400	6,700	700	10	10	わずか	600	400	100	60	1,400	300	10	400	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水縄断層帯	東側	300	4,900	500	わずか	わずか	わずか	70	50	20	20	600	80	わずか	90	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
断層	災害関連 死者数	最大人的被害者数				発災当日 避難者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		死者数	負傷者数	重傷者数	時節	避難者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		死者数	負傷者数	重傷者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
南海トラフ(陸側)	わずか	わずか	わずか	わずか	冬5時	3,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小倉東断層	200	500	5,600	700	冬18時	79,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
福智山断層	200	400	5,200	600	冬18時	79,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
西山断層連動帯	700	1,800	19,000	2,700	冬18時	293,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
宇美断層	800	1,900	12,000	2,300	冬18時	343,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
警固断層連動帯	800	1,800	14,000	2,200	冬18時	319,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
日向峠-小笠木峠断層帯	500	900	6,700	900	冬18時	197,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
水縄断層帯	200	300	4,900	500	冬18時	79,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 津波災害想定            第1～第2 (略)            第3 波源<u>毎</u>の想定            1～5 (略)  <b>第4章</b> (略)</p> <p><b>第5章</b> 防災関係機関等の業務大綱            (略)</p> <p>第1節 (略)            第2節 処理すべき事務又は業務の大綱            第1 (略)            第2 市町村            (災害予防)            ・防災会議に係る事務に関する事            ・市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事            ・防災施設の整備に関する事            ・防災に係る教育、訓練に関する事            ・県及び防災関係機関との連絡調整に関する事            ・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事            ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事            ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事            ・給水体制の整備に関する事            ・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事            ・住民の自発的な防災活動の促進に関する事            ・災害危険区域の把握に関する事            ・各種災害予防事業の推進に関する事            ・防災知識の普及に関する事            ・要配慮者の安全確保に関する事            ・企業等の防災対策の促進に関する事            ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事            ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事            ・帰宅困難者対策の推進に関する事            (災害応急対策)            ・水防・消防等応急対策に関する事            ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事            ・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに<b>避難所</b>の開設に関する事            ・災害時における文教、保健衛生に関する事            ・災害広報及び被災者からの相談に関する事            ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事</p>	<p>第3節 津波災害想定            第1～第2 (略)            第3 波源<u>ごと</u>の想定            1～5 (略)  <b>第4章</b> (略)</p> <p><b>第5章</b> 防災関係機関等の業務大綱            (略)</p> <p>第1節 (略)            第2節 処理すべき事務又は業務の大綱            第1 (略)            第2 市町村            (災害予防)            ・防災会議に係る事務に関する事            ・市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事            ・防災施設の整備に関する事            ・防災に係る教育、訓練に関する事            ・県及び防災関係機関との連絡調整に関する事            ・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事            ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事            ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事            ・給水体制の整備に関する事            ・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事            ・住民の自発的な防災活動の促進に関する事            ・災害危険区域の把握に関する事            ・各種災害予防事業の推進に関する事            ・防災知識の普及に関する事            ・要配慮者の安全確保に関する事            ・企業等の防災対策の促進に関する事            ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事            ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事            ・帰宅困難者対策の推進に関する事            (災害応急対策)            ・水防・消防等応急対策に関する事            ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事            ・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに<b>指定避難所</b>の開設に関する事            ・災害時における文教、保健衛生に関する事            ・災害広報及び被災者からの相談に関する事            ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事</p>	<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>



# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2 (略)</p> <p>第6章 計画の運用等</p> <p>第1節 <u>平常時</u>の運用</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第7章 災害に関する調査研究の推進</p> <p>第1～第2</p> <p><u>第3 災害教訓の伝承</u></p> <p><u>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>第2 (略)</p> <p>第6章 計画の運用等</p> <p>第1節 <u>平時</u>の運用</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第7章 災害に関する調査研究の推進</p> <p>第1～第2</p>	<p>字句の修正</p> <p>記載を集約(第2編災害予防計画 第3章県民等の防災力の向上 第4節防災知識の普及 第8災害教訓の伝承へ集約)</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 <u>防災的</u>な土地利用の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。<u>なお、市町村においては将来の都市計画等においても、地震に強い都市構造の形成に努めるものとする。</u></p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進</p> <p>地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、<u>平常時</u>から必要な事前対策を推進するものとする。</p> <p><b>第2章 防災基盤の強化</b></p> <p>第1節 都市構造の防災化</p> <p>県及び市町村は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、<u>市街地再開発事業</u>等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（建築都市部・県土整備部）、市町村</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 建築物不燃化の推進（建築都市部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 防火・準防火地域の指定（都市計画課）</p> <p><u>商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域又は準防火地域を定めるものとし、容積率500%以上の商業地域については原則として防火地域を定める。</u></p> <p>※ 防火・準防火地域の指定状況（平成29年3月31日現在）</p> <p>防火地域： 3都市計画（3市） 428ha</p> <p>準防火地域： 13都市計画（26市17町） 7,777ha</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 公営住宅の不燃化推進（県営住宅課、住宅計画課、市町村）</p> <p>既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、県営住宅については、5年毎に計画を見直ししながら、逐次耐火構造に建替えを推進する。県営住宅建替状況としては、昭和55年度から平成29年度末まで127団地、11,381戸を建替え済みで</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 <u>安全</u>な土地利用の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する<u>など、住民と行政が協力して地震に強い都市づくり</u>に努めるものとする。</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進</p> <p>地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、<u>平時</u>から必要な事前対策を推進するものとする。</p> <p><b>第2章 防災基盤の強化</b></p> <p>第1節 都市構造の防災化</p> <p>県及び市町村は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、<u>市街地開発事業</u>等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（建築都市部・県土整備部）、市町村</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 建築物不燃化の推進（建築都市部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 防火・準防火地域の指定（都市計画課・<u>市町村</u>）</p> <p><u>市町村は、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域又は準防火地域を定めるものとする。</u></p> <p>※ 防火・準防火地域の指定状況（令和7年3月31日現在）</p> <p>防火地域： 3都市計画（3市） 440ha</p> <p>準防火地域： 14都市計画（27市16町） 7,859.2ha</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 公営住宅の不燃化推進（県営住宅課、住宅計画課、市町村）</p> <p>既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、県営住宅については、5年ごと</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化、時点修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ある。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。</p> <p>老朽化した市町村営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について、市町村の意識向上を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 市街地再開発事業の推進（都市計画課）</p> <p>1 計画方針</p> <p>近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において、環境の悪化、災害の危険の増大、住宅の不足等の事態が深刻化している。</p> <p>これらの事態に対処するため、市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新をすすめ、併せて都市の防災構造化を図る。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課等）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 造成地の災害予防対策（開発・盛土指導課、市町村）</p> <p>1 計画方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めることとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>である。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。</p> <p>老朽化した市町村営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について、市町村の意識向上を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 市街地再開発事業の推進（都市計画課）</p> <p>1 計画方針</p> <p>近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において、環境の悪化、災害の危険の増大、住宅の不足等の事態が深刻化している。</p> <p>これらの事態に対処するため、市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新をすすめ、あわせて都市の防災構造化を図る。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課・都市計画課・開発・盛土指導課等）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</p> <p><u>市街地開発事業、大規模な開発許可等について、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して新たに電柱を設置しないようにする等、無電柱化の推進に関する法律第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。</u></p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 造成地の災害予防対策（開発・盛土指導課、市町村）</p> <p>1 計画方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めることとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第8 避難地等の整備（市町村） （略） 1～3 （略） 4 避難路の安全確保（市町村、関係機関） （略） （1）～（2） （略） （3）危険物施設等に係る防災措置 ア～イ （略） ウ 電力施設 避難路の安全を確保するため次の措置を講じる。 （ア）～（イ） （略） （4）～（5） （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 建築物等の安全化 （略）</p> <p>第1 建築物等の耐震性の確保（建築指導課・関係各課、市町村） 1 公共建築物の耐震性の確保 （1） （略） （2）既存県有施設等の耐震性確保に関する取組 ア～ウ （略） エ 社会福祉施設（介護保険課・福祉総務課・子育て支援課・<b>児童家庭課</b>・障がい福祉課・保護・援護課） （略） （3） （略） 2 （略） 3 その他の安全対策 （1）～（3） （略） （4）ブロック塀等の倒壊防止対策 県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等 <b>の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会</b>と連携し、ブ ロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民 に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び 補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。 （5）～（8） （略）</p> <p>第2 高層建築物及び地下街等の安全化 （略） 1 （略） 2 災害予防対策（建築指導課・防災危機管理局、警察、消防機関、 西部ガス株式会社、所有者等） （1）関係機関等の対策 ア～エ （略） オ 西部ガス株式会社</p>	<p>第8 避難地等の整備（市町村） （略） 1～3 （略） 4 避難路の安全確保（市町村、関係機関） （略） （1）～（2） （略） （3）危険物施設等に係る防災措置 ア～イ （略） ウ 電力施設 避難路の安全を確保するため次の措置を<b>講ずる</b>。 （ア）～（イ） （略） （4）～（5） （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 建築物等の安全化 （略）</p> <p>第1 建築物等の耐震性の確保（建築指導課・関係各課、市町村） 1 公共建築物の耐震性の確保 （1） （略） （2）既存県有施設等の耐震性確保に関する取組 ア～ウ （略） エ 社会福祉施設（介護保険課・福祉総務課・子育て支援課・<b>こ ども福祉課</b>・障がい福祉課・保護・援護課） （略） （3） （略） 2 （略） 3 その他の安全対策 （1）～（3） （略） （4）ブロック塀等の倒壊防止対策 県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等 と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性に ついて広く県民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り 方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回 指導等を行う。 （5）～（8） （略）</p> <p>第2 高層建築物及び地下街等の安全化 （略） 1 （略） 2 災害予防対策（建築指導課・防災危機管理局、警察、消防機関、 西部ガス株式会社、所有者等） （1）関係機関等の対策 ア～エ （略） オ 西部ガス株式会社</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察機関等の協力を得て、事業所毎に年1箇所以上防災訓練を実施する。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 交通施設の安全対策</p> <p>道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>道路・鉄道・港湾・空港管理者等、県（農林水産部・県土整備部）、警察（公安委員会）、市町村</p> <p>1 道路施設</p> <p><u>(1) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク、啓開道路（警察（公安委員会）、道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路(株)、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、警察）ア 緊急交通路（警察（公安委員会））</u></p> <p><u>あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両等の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ円滑な災害応急対策に資する。</u></p> <p><u>なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車国道、都市 高速道路及びその他の自動車専用道路のほか、地域別の災害対策本部と陸上輸送、海上輸送及び航空輸送に対応する路線について、次の基準に基づき1～3路線を選定する。</u></p> <p><u>○ 陸上輸送を確保するために隣接県又は隣接地域と接続する幹線道路</u></p> <p><u>○ 海上輸送及び航空輸送を確保するために必要な道路</u></p> <p><u>○ 原則として、片側2車線以上の広幅員道路</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察機関等の協力を得て、事業所ごと<sup>と</sup>に年1箇所以上防災訓練を実施する。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 交通施設の安全対策</p> <p>道路、鉄道、港湾、空港の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。</p> <p><u>特に、主要な道路、鉄道、港湾、空港の基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>道路・鉄道・港湾・空港管理者等、県（農林水産部・県土整備部）、警察（公安委員会）、市町村</p> <p>1 道路施設</p> <p><u>道路管理者は、迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧・復興に資するため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</u></p> <p><u>(1) 激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備および4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進める。</u></p> <p><u>(2) 災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性・信頼性を高めるとともに、空港・港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化などにより、道路ネットワーク機能の向上を図る。</u></p> <p><u>(3) 道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施する。特に緊急輸</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）及び国土交通省防災業務計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>○ <u>高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路</u></p> <p>○ <u>交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員、物資の輸送等緊急通行車両の通行が可能な道路</u></p> <p><u>資料編 交通施設－緊急交通路指定予定路線一覧表 参照</u></p> <p><u>イ 緊急輸送道路ネットワーク（道路維持課、道路建設課）</u></p> <p><u>緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、その耐震性、安全性の強化に努めるものとする。大規模災害発生後の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路などの基幹的ネットワークの整備を推進、代替機能を確保する。</u></p> <p><u>資料編 交通施設－緊急輸送ネットワーク図 参照</u></p> <p><u>ウ 啓開道路（道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路(株)、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、警察）</u></p> <p><u>緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。</u></p> <p><u>エ 災害における交通マネジメント</u></p> <p><u>（ア）九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。</u></p> <p><u>（イ）県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>（2）国・県（道路維持課、道路建設課）・市町村・警察（公安委員会）</u></p> <p><u>ア 道路の整備</u></p> <p><u>震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。</u></p> <p><u>（ア）道路防災点検</u></p> <p><u>道路法面の崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。</u></p> <p><u>（イ）道路の防災工事</u></p> <p><u>（ア）の調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所につ</u></p>	<p><u>送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるように、重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進する。</u></p> <p><u>（4）道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>（5）緊急輸送道路や避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制および既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。</u></p>	

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>いて、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所</u> <u>の整備について、計画的に推進する。</u></p> <p><u>イ 橋梁の整備</u> <u>震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、橋梁の耐震対策を行う。</u> <u>また、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁については、地震時の被害を限定的な損傷に留めるための耐震対策を実施する。</u> <u>それ以外の橋梁についても順次耐震対策を実施する。</u></p> <p><u>ウ 拠点の整備</u> <u>大規模震災時における道路の早期啓開の拠点となり得る「道の駅」を選定し、必要な機能の整備を実施する。</u></p> <p><u>エ 横断歩道橋の整備</u> <u>震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものの整備を推進する。</u></p> <p><u>(ア) 横断歩道橋の耐震点検調査</u> <u>横断歩道橋は、横断歩道橋設計指針に基づき建設されているが、建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化が生じていることも考えられるので、本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 横断歩道橋の落下防止補強工事の実施</u> <u>(ア)の調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について落下防止補強工事を実施する。</u></p> <p><u>オ 道路啓開用資機材の整備</u> <u>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>カ 交通安全施設の防災機能強化（公安委員会）</u> <u>緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。</u></p> <p><u>(3) 西日本高速道路株式会社</u> <u>ア 橋梁の落橋防止対策として、「支承の移動制限装置」「支承からの縁端距離確保」「桁間連結装置」等の措置を計画的に講ずる。</u> <u>イ 橋脚、盛土部、平面部などの道路のき裂、土留擁壁の部分的損傷があり得るので、必要な予防措置を講ずる。</u> <u>ウ 震災時に備え、常時、次の各号を骨子とする広報活動、その他の周知措置を講ずる。</u></p>		

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>(ア) 運転者は、地震発生に際しても冷静に行動し、事故防止のため早急に減速停止するなど安全確保の措置をとること。</u></p> <p><u>(イ) 状況把握点検、応急復旧点検を実施する。以後の運行については、道路管理者が施設の安全を確認した後に出す指示に従うこと。</u></p> <p><u>エ 道路啓開用資機材の整備</u>  <u>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材等の応援協力体制を整備しておく。</u></p> <p><u>(4) 福岡北九州高速道路公社</u></p> <p><u>ア 高架橋については、桁落下防止装置により、桁を連結して安全性を高める。</u></p> <p><u>イ 床版、橋脚、添加電信機の部分的損傷があり得るので必要な予防措置をとる。</u></p> <p><u>ウ 震災時に備え、常時次の各号を骨子とする広報活動その他の周知を講ずる。</u></p> <p><u>(ア) 運転者は、地震発生に際しても冷静に行動し、事故防止のため早急に減速停止するなど安全確保の措置を講ずること。</u></p> <p><u>○</u></p> <p><u>(イ) 震災時、高速道路は直ちに一般車の通行が禁止され、消防、救急、救護、その他の公共的緊急活動の輸送路として利用されることになるので、緊急自動車の優先通行を確保するため、運転者は車を左側の路線に寄せ、右側車線をあけて停車させなければならないこと。</u>  <u>この場合、できる限り車間距離をとって停車するよう努めること。</u></p> <p><u>(ウ) 以後の運行については、道路管理者が施設の安全を確認した後に出す指示に従うこと。</u></p> <p><u>(エ) 周辺市街地の火災等により、運転者等が高速道路上にとどまることが危険な状況となったときは、エンジンを停止させドアはロックせず、キーはつけたままとする。</u></p> <p><u>エ 道路啓開資機材の整備</u>  <u>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。</u>  <u>なお、あらかじめ(社)日本土木工業協会等の関係団体との間で「災害応急支援業務に関する協定」等を締結しており、災害時に対応することとしている。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 港湾施設等</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 港湾施設等</p> <p>(1) (略)</p>	

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(2) 現況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 福岡市管理港湾 福岡市が管理する港湾である博多港（国際拠点港湾）の現有及び計画中の係留施設は、資料編に掲載しているとおりでである。 幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁（水深15m）をアイランドシティに2バース計画しており、うち1バースは、平成20年10月に一部供用を開始している。 また、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁については、中央ふ頭地区に計画しており、当該地区については都心に近いことから災害時における物資・人員の輸送や避難地として活用できるよう防災拠点としての<b>あり方</b>について検討を行う。 ※バース…船舶が接岸、係留し、積み荷を卸す作業をする場所のこと。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 ライフライン施設の安全対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ガス施設の安全対策（西部ガス株式会社） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 予防に関する事項 ア (略)</p> <p>イ ガス供給設備 (ア) 導管及び付属設備の設置及び維持管理 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計・施工を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取り替えまたは補強等の必要に応じた対策を<b>講じる</b>。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地震計の設置 供給区域内の地震動を即座に把握し、供給停止の判断を可能な限り速やかに行うため、単位ブロック<b>毎</b>にS I地震計を設置する。</p> <p>(エ)～(オ)</p> <p>ウ その他の設備（コンピューター設備） (ア) (略)</p> <p>(イ) コンピューター設備 災害に備えコンピューターシステム、データベースの</p>	<p>(2) 現況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 福岡市管理港湾 福岡市が管理する港湾である博多港（国際拠点港湾）の現有及び計画中の係留施設は、資料編に掲載しているとおりでである。 幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁（水深15m）をアイランドシティに2バース計画しており、うち1バースは、平成20年10月に一部供用を開始している。 また、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁については、中央ふ頭地区に計画しており、当該地区については都心に近いことから災害時における物資・人員の輸送や避難地として活用できるよう防災拠点としての<b>在り方</b>について検討を行う。 ※バース…船舶が接岸、係留し、積み荷を卸す作業をする場所のこと。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 ライフライン施設の安全対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ガス施設の安全対策（西部ガス株式会社） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 予防に関する事項 ア (略)</p> <p>イ ガス供給設備 (ア) 導管及び付属設備の設置及び維持管理 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計・施工を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取り替えまたは補強等の必要に応じた対策を<b>講ずる</b>。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地震計の設置 供給区域内の地震動を即座に把握し、供給停止の判断を可能な限り速やかに行うため、単位ブロック<b>ごと</b>にS I地震計を設置する。</p> <p>(エ)～(オ)</p> <p>ウ その他の設備（コンピューター設備） (ア) (略)</p> <p>(イ) コンピューター設備 災害に備えコンピューターシステム、データベースの</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>耐震措置を<b>講じる</b>。            (ウ)～(エ) (略)            (オ) 資機材等            製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は<b>平常時</b>からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p>エ (略)            (3) (略)</p> <p>3 国内通信施設の安全対策（<b>西日本電信電話株式会社</b>）  <b>西日本電信電話株式会社</b>九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化・耐浪性等の予防措置を講じ万全を期するものとする。            (1)～(2) (略)</p> <p>4 放送施設の安全対策（日本放送協会）            (略)            (1) 対策 —— <b>平常時</b>の措置            (略)            (2) (略)</p> <p>5 上水道施設の安全対策（<b>水資源対策課水道整備室</b>、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）、市町村）            (1)～(2)            (3) 対策            各水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。            また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。</p> <p>6 下水道施設の安全対策（<b>下水道課</b>・流域下水道事務所・県土整備事務所・下水道管理センター・市町村）</p>	<p>耐震措置を<b>講ずる</b>。            (ウ)～(エ) (略)            (オ) 資機材等            製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は<b>平時</b>からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p>エ (略)            (3) (略)</p> <p>3 国内通信施設の安全対策（<b>NTT西日本株式会社</b>）  <b>NTT西日本株式会社</b>九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化・耐浪性等の予防措置を講じ万全を期するものとする。            (1)～(2) (略)</p> <p>4 放送施設の安全対策（日本放送協会）            (略)            (1) 対策 —— <b>平時</b>の措置            (略)            (2) (略)</p> <p>5 上水道施設の安全対策（<b>上下水道課上水道整備室</b>、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）、市町村）            (1)～(2)            (3) 対策            各水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。            また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。  <u>水道事業者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、浄水場や下水処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>6 下水道施設の安全対策（<b>上下水道課</b>・流域下水道事務所・県土整備事務所・下水道管理センター・市町村）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 施設機能の維持</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、<u>可搬式排水ポンプその他の</u>必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>併せて</u>、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 機動性のある支援・受援体制の確立</p> <p><u>平常時</u>から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図るものとする。</p> <p>7 工業用水道施設の安全対策（工業用水道事業者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策</p> <p>各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、施設の耐震化・耐浪化を推進する。</p> <p>また、各工業用水道<u>毎</u>に、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行ない、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を図る。</p> <p>第5 (略)</p> <p><b>第3章</b> 県民等の防災力の向上</p> <p>第1節 県民が行う防災対策</p> <p>県民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を<u>講じる</u>とともに、地域の防災活動に参加する等<u>平常時</u>から災害に対する備えを進める。</p> <p>県及び市町村は、県民に対する防災意識の高揚を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県民、県（防災危機管理局、生活衛生課）、市町村等</p> <p>第1 県民が行う主な防災対策</p> <p>1 防災に関する知識の修得</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 施設機能の維持</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>また、発災後に迅速に復旧できるように、浄水場や下水処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるように、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。あわせて</u>、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 機動性のある支援・受援体制の確立</p> <p><u>平時</u>から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図るものとする。</p> <p>7 工業用水道施設の安全対策（工業用水道事業者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策</p> <p>各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、施設の耐震化・耐浪化を推進する。</p> <p>また、各工業用水道<u>ごと</u>に、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行ない、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を図る。</p> <p>第5 (略)</p> <p><b>第3章</b> 県民等の防災力の向上</p> <p>第1節 県民が行う防災対策</p> <p>県民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を<u>講ずる</u>とともに、地域の防災活動に参加する等<u>平時</u>から災害に対する備えを進める。</p> <p>県及び市町村は、県民に対する防災意識の高揚を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県民、県（防災危機管理局、生活衛生課）、市町村等</p> <p>第1 県民が行う主な防災対策</p> <p>1 防災に関する知識の修得</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、<u>指定避難所</u>での行動、的確な情報収集等）</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 非常用品等の準備、点検</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3日分相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 自主防災体制の整備 (略)</p> <p>第1 自主防災体制の整備方針</p> <p>1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が<u>平常時</u>及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。</p> <p>2 県、市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、<u>指定避難所</u>・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>第2 自主防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動内容 (略)</p> <p>(1) <u>平常時</u>の活動内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災知識の普及 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</p>	<p>(4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、<u>避難所等</u>での行動、的確な情報収集等）</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 非常用品等の準備、点検</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3日分 (<u>推奨1週間分</u>)相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 自主防災体制の整備 (略)</p> <p>第1 自主防災体制の整備方針</p> <p>1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が<u>平時</u>及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。</p> <p>2 県、市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、<u>指定避難所等</u>・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>第2 自主防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動内容 (略)</p> <p>(1) <u>平時</u>の活動内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災知識の普及 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>主な啓発事項は、地震等の知識及び<b>平常時</b>における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>(2) 災害発生時の活動内容</p> <p>ア 初期消火の実施</p> <p>家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう<b>呼びかける</b>とともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市町村の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 市町村は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を<b>講じる</b>。</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携</p> <p>市町村は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>第3節 企業等防災対策の促進</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 県、市町村の役割</p> <p>1 防災訓練(防災危機管理局・商工政策課、市町村)</p> <p>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し、訓練への参加等を<b>呼びかける</b>。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 金融的支援(<u>中小企業振興課</u>)</p> <p>(略)</p> <p>6 商工会・商工会議所等との連携 (<u>中小企業振興課</u>)</p>	<p>主な啓発事項は、地震等の知識及び<b>平時</b>における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>(2) 災害発生時の活動内容</p> <p>ア 初期消火の実施</p> <p>家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう<b>呼び掛ける</b>とともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市町村の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 市町村は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を<b>講ずる</b>。</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携</p> <p>市町村は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織<b>や防災士等の多様な主体</b>との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>第3節 企業等防災対策の促進</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 県、市町村の役割</p> <p>1 防災訓練(防災危機管理局・商工政策課、市町村)</p> <p>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し、訓練への参加等を<b>呼び掛ける</b>。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 金融的支援 (<u>中小企業経営支援課</u>)</p> <p>(略)</p> <p>6 商工会・商工会議所等との連携 (<u>中小企業経営支援課</u>)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(略)</p> <p>第4節 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>また、災害による人的被害を軽減する方策は、県民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を県民等に対して行うものとする。</p> <p>その際には、要配慮者への対応や被災時の<u>男女のニーズの違い等</u>にも留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>指定避難所</u>や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p>また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、消防団員等の有識者による体験的・実践的な研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するものとする。</p> <p>1 一般啓発（防災危機管理局・関係各課、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 啓発の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 住宅等における防災対策に関する知識</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識</p> <p>オ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所</u>での飼養についての準備</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>サ 指定緊急場所や<u>指定避難所</u>での行動、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>シ～ノ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>また、災害による人的被害を軽減する方策は、県民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を県民等に対して行うものとする。</p> <p>その際には、要配慮者への対応や被災時に<u>おける多様な性のニーズ</u>にも留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>指定避難所等</u>や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p>また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、消防団員等の有識者による体験的・実践的な研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するものとする。</p> <p>1 一般啓発（防災危機管理局・関係各課、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 啓発の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 住宅等における防災対策に関する知識</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 負傷の防止・<u>出火防止</u>・避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、<u>感震ブレイカーの設置</u>、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識</p> <p>オ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所等</u>での飼養についての準備</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>サ 指定緊急場所や<u>指定避難所等</u>での行動、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>シ～ノ (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>R7.3.28消防庁通知「感震ブレイカーの普及推進に関する計画の策定等について」に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 職員に対する防災教育（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<b>平常時</b>の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>また、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<b>平常時</b>から構築することに努めるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 海事関係者等の教育</p> <p>1 船舶、漁船の従事者等に対し、避泊港の所在地その他の状況を周知徹底させ、<b>併せて</b>安全運航を指導する。（漁業管理課、第七管区海上保安本部）</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第6 防災知識の普及に際しての留意点等（防災危機管理局・関係各課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。</p> <p>防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時<b>の男女のニーズの違い等男女双方</b>に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 職員に対する防災教育（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<b>平時</b>の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>また、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<b>平時</b>から構築することに努めるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 海事関係者等の教育</p> <p>1 船舶、漁船の従事者等に対し、避泊港の所在地その他の状況を周知徹底させ、<b>あわせて</b>安全運航を指導する。（漁業管理課、第七管区海上保安本部）</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第6 防災知識の普及に際しての留意点等（防災危機管理局・関係各課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。</p> <p>防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時<b>における多様な性のニーズ</b>に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>第5節 防災訓練の充実 (略)</p> <p>第1 総合防災訓練（防災危機管理局、市町村等）</p> <p>1 県及び市町村等は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。</p> <p>また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 各種訓練</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 その他の訓練</p> <p>防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6節 県民の心得</p> <p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、県民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、<u>平常時</u>より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>地震（津波）発生時に、県民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p>	<p>模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p><u>また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実 (略)</p> <p>第1 総合防災訓練（防災危機管理局、市町村等）</p> <p>1 県及び市町村等は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食、<u>燃料供給</u>等の各訓練を総合的に実施する。</p> <p>また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 各種訓練</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 その他の訓練</p> <p>防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、<u>燃料供給</u>、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。</p> <p><u>また、県は災害対応力の更なる強化を図るため、大規模地震を想定した訓練を実施する。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6節 県民の心得</p> <p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、県民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、<u>平時</u>より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>地震（津波）発生時に、県民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>アセスメント調査（R7.9）を踏まえた施策</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 家庭における心得</p> <p>1 <u>平常時</u>の心得</p> <p>(1)～(8)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2 職場における心得</p> <p>1 <u>平常時</u>の心得</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p><b>第4章</b> 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、<u>平常時</u>より体制を整備し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく</p>	<p>県、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 家庭における心得</p> <p>1 <u>平時</u>の心得</p> <p>(1)～(8)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2 職場における心得</p> <p>1 <u>平時</u>の心得</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p><b>第4章</b> 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、<u>平時</u>より体制を整備し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉            国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関</p> <p>第1 他都道府県等との相互協力体制の整備</p> <p>1 県は、九州・山口9県災害時応援協定、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、<u>平常時</u>から関係各県と連携を図り、広域合同訓練など、実体的な訓練の実施等を通じて、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>2 北九州市及び福岡市は、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づき<u>平常時</u>から関係都市等と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>第2 市町村間の相互協力体制の整備</p> <p>市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、<u>平常時</u>から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、</p>	<p>ど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉            国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関</p> <p>第1 他都道府県等との相互協力体制の整備</p> <p>1 県は、九州・山口9県災害時応援協定、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、<u>平時</u>から関係各県と連携を図り、広域合同訓練など、実体的な訓練の実施等を通じて、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>2 北九州市及び福岡市は、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づき<u>平時</u>から関係都市等と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>第2 市町村間の相互協力体制の整備</p> <p>市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、<u>平時</u>から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備                  県、市町村と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、<b>平常時</b>から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。</p> <p>第4 関係機関の広域応援体制の整備                  1 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課）                  （1）～（2）（略）                  （3）防災関係機関との連携体制                  県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。                  県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害事業コーディネーター、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。                  県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。                  県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。                  県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA-T）等の整備に努めるものとする。                  県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。                  2～4（略）</p> <p>第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p>	<p>配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備                  県、市町村と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、<b>平時</b>から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。</p> <p>第4 関係機関の広域応援体制の整備                  1 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課）                  （1）～（2）（略）                  （3）防災関係機関との連携体制                  県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。                  県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害事業コーディネーター、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。                  県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。                  県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<b>や保健師等チーム</b>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。                  県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA-T）等の整備に努めるものとする。                  県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。                  2～4（略）</p> <p>第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。</p> <p>また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関） 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、<b>平常時</b>から点検、訓練等にも努めるものとする。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<b>停電が発生</b>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を<b>確保するよう留意</b>するものとする。</p> <p>なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。</p> <p><b>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</b></p> <p>また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p><b>地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるように、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</b></p> <p>第6 (略)</p> <p>第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関） 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、<b>平時</b>から点検、訓練等にも努めるものとする。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<b>地上回線が途絶</b>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の<b>確保を推進</b>するものとする。</p> <p>なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</p> <p>また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、施設の耐震化など所要の対策にも配慮するものとする。</p> <p>※クラウドサービスの利用</p> <p>自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。</p> <p>第3 防災拠点施設の確保・充実（関係各課、建築指導課、<b>総合政策課</b>、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社）</p> <p>県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。</p> <p>県は、福岡県建築物耐震改修促進計画に、防災拠点となる市町村庁舎を位置付け、市町村の耐震化への取組みの促進に努めるものとする。市町村の耐震化の進捗状況については、定期的に報告を求め、適宜必要な情報提供、助言を行うこととする。<b>併せて</b>、市町村に対し、指定避難所の耐震化について取組みを要請するものとする。</p> <p>また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、<b>平常時</b>、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。</p> <p>国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（指定避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点、防災関係機関の活動拠点（防災拠点</p>	<p>業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</p> <p>また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、施設の耐震化など所要の対策にも配慮するものとする。</p> <p>※クラウドサービスの利用</p> <p>自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。</p> <p>第3 防災拠点施設の確保・充実（関係各課、建築指導課、<b>脱炭素社会推進課</b>、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社）</p> <p>県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。</p> <p>県は、福岡県建築物耐震改修促進計画に、防災拠点となる市町村庁舎を位置付け、市町村の耐震化への取組みの促進に努めるものとする。市町村の耐震化の進捗状況については、定期的に報告を求め、適宜必要な情報提供、助言を行うこととする。<b>あわせて</b>、市町村に対し、指定避難所の耐震化について取組みを要請するものとする。</p> <p>また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、<b>平時</b>、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。</p> <p>国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（指定避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点、防災関係機関の活動拠点（防災拠点</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>自動車駐車場）等）として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。</p> <p>九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備、防災拠点自動車駐車場等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p> <p>第4～第6（略）</p> <p>第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>巡視船</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>また、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。</p> <p>第8～第9（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 津波災害予防体制の整備（略）</p> <p>第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方</p> <p>1（略）</p> <p>2 津波災害予防対策の基本的な考え方</p> <p>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努めるものとする。</p> <p>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p> <p>第2（略）</p>	<p>自動車駐車場）等）として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。</p> <p>九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備、防災拠点自動車駐車場等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p> <p>第4～第6（略）</p> <p>第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>船舶</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>また、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。</p> <p>第8～第9（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 津波災害予防体制の整備（略）</p> <p>第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方</p> <p>1（略）</p> <p>2 津波災害予防対策の基本的な考え方</p> <p>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努めるものとする。</p> <p>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p> <p>第2（略）</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3 避難体制の整備（防災危機管理局、道路維持課、保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>、警察本部、関係各課、市町村）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 指定緊急避難場所</p> <p>県及び市町村は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定緊急避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進めるなど、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることを努めるものとする。</p> <p>市町村は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。</p> <p>指定緊急避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>4 津波避難計画等の策定</p> <p>(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）</p> <p>(略)</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>ケ <b>平常時</b>の津波防災教育・啓発</p> <p>津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろし</p>	<p>第3 避難体制の整備（防災危機管理局、道路維持課、保健医療介護部・<b>福祉子ども政策部</b>、警察本部、関係各課、市町村）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 指定緊急避難場所</p> <p>県及び市町村は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定緊急避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進めるなど、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることを努めるものとする。</p> <p>市町村は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。</p> <p>指定緊急避難場所においては、<b>女性や子育て家庭、性的少数者等</b>の意見を反映<b>できるよう、運営においてこれらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、</b>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<b>性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ベアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所等</b>における安全性の確保、<b>キッズスペースや学習スペースの設置</b>など、女性や<b>性的少数者、子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した運営管理</b>に努めるものとする。</p> <p>4 津波避難計画等の策定</p> <p>(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）</p> <p>(略)</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>ケ <b>平時</b>の津波防災教育・啓発</p> <p>津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろし</p>	<p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>さや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。</p> <p>コ～サ（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備（総務部・保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>、関係機関）</p> <p>市町村は、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<b>平常時</b>より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>市町村は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村や自主防災組織と協働で「避難行動要支援者避難支援計画」の策定を進め、災害時に地域全体で避難支援できる避難行動要支援者の避難支援体制を構築するものとする。</p> <p>また、高齢者福祉施設等を利用した広域避難体制の整備を図るため、大規模災害に伴う施設の一時的避難等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するよう努める。さらに、施設機能維持のための備蓄（水、医薬品、非常用電源等）について、啓発・指導を行うことにより推進を図るものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 市町村における津波避難対策</p> <p>県は、市町村と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、市町村における避難体制の充実化を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、避難場所の<b>あり方</b>に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。</p> <p>7（略）</p> <p>第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町村は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速か</p>	<p>さや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。</p> <p>コ～サ（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備（総務部・保健医療介護部・<b>福祉こども政策部</b>、関係機関）</p> <p>市町村は、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<b>平時</b>より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>市町村は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村や自主防災組織と協働で「避難行動要支援者避難支援計画」の策定を進め、災害時に地域全体で避難支援できる避難行動要支援者の避難支援体制を構築するものとする。</p> <p>また、高齢者福祉施設等を利用した広域避難体制の整備を図るため、大規模災害に伴う施設の一時的避難等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するよう努める。さらに、施設機能維持のための備蓄（水、医薬品、非常用電源等）について、啓発・指導を行うことにより推進を図るものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 市町村における津波避難対策</p> <p>県は、市町村と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、市町村における避難体制の充実化を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、避難場所の<b>在り方</b>に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。</p> <p>7（略）</p> <p>第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町村は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速か</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>つ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段を整備する。また、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、<b>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</b>、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。</p> <p>県は、市町村が上記情報伝達措置が行うことができるよう指導・助言を行うものとする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第5 交通対策（道路維持課、道路管理者、港湾課、水産振興課、警察本部、第七管区海上保安本部、大阪航空局、鉄道事業者）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 海上交通</p> <p>第七管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域や施設へ船舶を退避させる等の措置を<b>講じる</b>よう努めるものとする。</p> <p>4 航空</p> <p>空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する方策を<b>講じる</b>よう努めるものとする。</p> <p>5 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を<b>講じる</b>よう努めるものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>第6 防災知識の普及、訓練の実施</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、</p>	<p>つ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段を整備する。また、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。</p> <p>県は、市町村が上記情報伝達措置が行うことができるよう指導・助言を行うものとする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第5 交通対策（道路維持課、道路管理者、港湾課、水産振興課、警察本部、第七管区海上保安本部、大阪航空局、鉄道事業者）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 海上交通</p> <p>第七管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域や施設へ船舶を退避させる等の措置を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。</p> <p>4 航空</p> <p>空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する方策を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。</p> <p>5 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>第6 防災知識の普及、訓練の実施</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、</p>	<p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、<b>被災時の男女のニーズの違い等男女双方</b>に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い<b>地震</b>（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識</li> <li>・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど、大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動</li> <li>・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</li> <li>・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性</li> <li>・警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動</li> <li>・3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策</li> <li>・災害時の家族内の連絡体制の確保</li> </ul> <p>第7 津波避難訓練をする際の留意点等 津波時における避難は迅速性を要するため、県及び市町村は、津</p>	<p>外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、<b>被災時における多様な性のニーズ</b>に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い<b>揺れ</b>（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識</li> <li>・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど、大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動</li> <li>・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</li> <li>・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性</li> <li>・警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動</li> <li>・<b>最低3日分（推奨1週間分）</b>の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策</li> <li>・災害時の家族内の連絡体制の確保</li> </ul> <p>第7 津波避難訓練をする際の留意点等 津波時における避難は迅速性を要するため、県及び市町村は、津</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>波避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、その心理特性を意識したうえで、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難指示などの情報は実際の被害につながる場合もあるが、それを無視し続けることは、いつか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努めるものとする。</p> <p>なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。</p> <p>※正常化の偏見 (Normalcy bias)</p> <p>軽微な異変にまで反応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽微な異変は正常範囲内の出来事として処理する心的メカニズム。</p> <p>例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険であることはわかるが、今まで避難指示を無視しても被害に遭遇しなかったので避難しないと考える心的メカニズムである。</p> <p>例：建物内で非常ベルが鳴っても、従業員の訓練などと思い、すぐに逃げ出そうとする人がいない。</p> <p>※多数派同調バイアス (Majority synching bias)</p> <p>今まで迷ったときは周囲の人と同じ行動を取ることで乗り越えてきた経験を活かし、迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考える心理状態。</p> <p>例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが、周辺住民が避難しないため、自分は何か思い違いをしているかもしれないと考えて、周囲の人々に同調して避難しない心理状態。</p> <p>例：建物内で煙が発生しても、周囲の者が逃げようとしないうちに、危険が生じそうでも自分も逃げない心理状態。</p> <p>※援助行動 (Helping behavior)</p> <p>目前に生命の危険に曝されている人がおり、自分しかその人を救えない場合に、他の人の利益になるように自分の身の危険を冒してでも助けようとの衝動が自発的に生まれ人を助けるような行動。</p>	<p>波避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、その心理特性を意識したうえで、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難指示などの情報は実際の被害につながる場合もあるが、それを無視し続けることは、いつか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努めるものとする。</p> <p>なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。</p> <p>※正常化の偏見 (Normalcy bias)</p> <p>軽微な異変にまで反応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽微な異変は正常範囲内の出来事として処理する心的メカニズム。</p> <p>例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険であることはわかるが、今まで避難指示を無視しても被害に遭遇しなかったので避難しないと考える心的メカニズムである。</p> <p>例：建物内で非常ベルが鳴っても、従業員の訓練などと思い、すぐに逃げ出そうとする人がいない。</p> <p>※多数派同調バイアス (Majority synching bias)</p> <p>今まで迷ったときは周囲の人と同じ行動を取ることで乗り越えてきた経験を活かし、迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考える心理状態。</p> <p>例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが、周辺住民が避難しないため、自分は何か思い違いをしているかもしれないと考えて、周囲の人々に同調して避難しない心理状態。</p> <p>例：建物内で煙が発生しても、周囲の者が逃げようとしないうちに、危険が生じそうでも自分も逃げない心理状態。</p> <p>※援助行動 (Helping behavior)</p> <p>目前に生命の危険に曝されている人がおり、自分しかその人を救えない場合に、他の人の利益になるように自分の身の危険を冒してでも助けようとの衝動が自発的に生まれ人を助けるような行動。</p>	

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>例：火事や地震の際に母親が自分の命を犠牲にして<u>子供</u>の命を救うという行動。</p> <p>第8 津波に強いまちづくり（防災危機管理局、都市計画課、<u>総合政策課</u>、関係各課、市町村、道路管理者）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 都市計画・土地利用計画等との連携（都市計画課、<u>総合政策課</u>、市町村）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>4 津波災害特別警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 区域内の防災対策</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 避難体制</p> <p>津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>第9 （略）</p> <p>第10 県の管理又は運営する施設に関する津波に対する措置（財産活用課、関係各課）</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする庁舎等の施設</p> <p>県は、地震を感じたときは、県が管理する庁舎、施設など、不特定多数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達する体制や、安全確保のため、場合によっては、庁舎、施設等から安全な場所へ退避するよう誘導する体制について検討を行うように努める。</p> <p>また、その他の措置として、次の対策を<u>講じる</u>よう努める。</p> <p>ア～オ （略）</p>	<p>例：火事や地震の際に母親が自分の命を犠牲にして<u>子ども</u>の命を救うという行動。</p> <p>第8 津波に強いまちづくり（防災危機管理局、都市計画課、<u>地域振興総務課</u>、関係各課、市町村、道路管理者）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 都市計画・土地利用計画等との連携（都市計画課、<u>地域振興総務課</u>、市町村）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>4 津波災害特別警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 区域内の防災対策</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 避難体制</p> <p>津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>第9 （略）</p> <p>第10 県の管理又は運営する施設に関する津波に対する措置（財産活用課、関係各課）</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする庁舎等の施設</p> <p>県は、地震を感じたときは、県が管理する庁舎、施設など、不特定多数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達する体制や、安全確保のため、場合によっては、庁舎、施設等から安全な場所へ退避するよう誘導する体制について検討を行うように努める。</p> <p>また、その他の措置として、次の対策を<u>講ずる</u>よう努める。</p> <p>ア～オ （略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第11 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置（<u>工業保安課</u>） 1～2 （略）</p> <p>第12 （略）</p> <p>第5節 情報管理体制の整備 第1～第3</p> <p>第4 情報通信施設等の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、有・無線系、地上系・衛星系によるネットワーク、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。ネットワークは、耐震化、多ルート化、関連装置の二重化等の推進を図り、災害時の使用を考慮した十分な回線容量を確保する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、住民が容易に確認できるよう、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努めるものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ</p>	<p><u>力 地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。</u></p> <p><u>キ 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u></p> <p>第11 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置（<u>消防保安課</u>） 1～2 （略）</p> <p>第12 （略）</p> <p>第5節 情報管理体制の整備 第1～第3</p> <p>第4 情報通信施設等の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、有・無線系、地上系・衛星系によるネットワーク、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。ネットワークは、耐震化、多ルート化、関連装置の二重化等の推進を図り、災害時の使用を考慮した十分な回線容量を確保する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、住民が容易に確認できるよう、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努めるものとする。</p> <p><u>県は、必要に応じて、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の機能強化を図るものとする。</u></p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく修正 南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく修正 組織再編のため</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>アセスメント調査（R7.9）を踏まえた施策</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）整備項目</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <b>西日本電信電話</b>株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）整備項目</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、国が運用する総合防災情報システム（SOBO-WEB）等との連携を行うなど、大規模かつ広域的な災害に対応できる適切な機能を追加するとともに、福岡県防災情報システムの<b>あり方</b>も含め、時代に応じたシステムになるよう継続的に検討を加えるものとする。</p> <p>7 通信訓練の実施等</p> <p>様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施等を通じた<b>平常時</b>からの連携体制の構築等に努める。</p> <p>8 情報通信設備の維持</p> <p>（1）県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、必要な地震計等、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、非常災害時の通信の確保を図るため、<b>平常時</b>より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、</p>	<p>収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）整備項目</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <b>NTT西日本</b>株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）整備項目</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、国が運用する<b>新</b>総合防災情報システム（SOBO-WEB）等との連携を行うなど、大規模かつ広域的な災害に対応できる適切な機能を追加するとともに、福岡県防災情報システムの<b>在り方</b>も含め、時代に応じたシステムになるよう継続的に検討を加えるものとする。</p> <p><b>（3）地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</b></p> <p>7 通信訓練の実施等</p> <p>様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施等を通じた<b>平時</b>からの連携体制の構築等に努める。</p> <p>8 情報通信設備の維持</p> <p>（1）県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、必要な地震計等、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、非常災害時の通信の確保を図るため、<b>平時</b>より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。</p> <p>九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉          国、県（総務部・<b>企画・地域振興部</b>・保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>・関係各課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村は、市町村防災無線（戸別受信機を含む）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。<b>併せて</b>、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。県は、市町村から被災者へ情報伝達が行われるよう、点検・助言を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や<b>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</b>等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 報道機関との連携体制の整備（<b>県民情報広報課</b>・防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>第4 要配慮者への情報提供体制の整備（総務部・<b>広域・地域振興部</b>・保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>、市町村、防災関係機関）</p> <p>(略)</p>	<p>常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。</p> <p>九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉          国、県（総務部・<b>政策企画部</b>・保健医療介護部・<b>福祉子ども政策部</b>・関係各課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村は、市町村防災無線（戸別受信機を含む）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。<b>あわせて</b>、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。県は、市町村から被災者へ情報伝達が行われるよう、点検・助言を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 報道機関との連携体制の整備（<b>広報課</b>・防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>第4 要配慮者への情報提供体制の整備（総務部・<b>政策企画部</b>・保健医療介護部・<b>福祉子ども政策部</b>、市町村、防災関係機関）</p> <p>(略)</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第7節 二次災害の防止体制の整備 (略)</p> <p>第1 震災消防体制の整備（防災危機管理局、市町村（消防機関））</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化  <u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備</p> <p>1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備（県土整備部・農林水産部・建築都市部、市町村）          県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進するものとする。また、市町村は、<u>平常時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 危険物施設等災害予防対策</p> <p>1 消防法上の危険物          県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設（以下本節において「危険物施設」という。）の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、<u>平常時</u>から次により危険物施設の安全確保に努める。          (1)～(3) (略)</p> <p>2 火薬類          県（<u>工業保安課</u>）及び関係機関は、<u>平常時</u>から、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。          (1)～(3) (略)</p> <p>3 高圧ガス          県（<u>工業保安課</u>）及び高圧ガス施設の所有者等は、震災に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。          (1)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第8節 救出救助体制の整備          震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、<u>平常時</u>から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。</p> <p>第1 救出救助体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村及び消防機関における救出救助体制の整備</p>	<p>第7節 二次災害の防止体制の整備 (略)</p> <p>第1 震災消防体制の整備（防災危機管理局、市町村（消防機関））</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化  <u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備</p> <p>1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備（県土整備部・農林水産部・建築都市部、市町村）          県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進するものとする。また、市町村は、<u>平時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 危険物施設等災害予防対策</p> <p>1 消防法上の危険物          県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設（以下本節において「危険物施設」という。）の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、<u>平時</u>から次により危険物施設の安全確保に努める。          (1)～(3) (略)</p> <p>2 火薬類          県（<u>消防保安課</u>）及び関係機関は、<u>平時</u>から、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。          (1)～(3) (略)</p> <p>3 高圧ガス          県（<u>消防保安課</u>）及び高圧ガス施設の所有者等は、震災に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。          (1)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第8節 救出救助体制の整備          震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、<u>平時</u>から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。</p> <p>第1 救出救助体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村及び消防機関における救出救助体制の整備</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため 字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>市町村及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、<b>平常時</b>から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 県における活動体制の整備（防災危機管理局）          県は、地震時においては、市町村の被害状況及び救急救助を必要とする状況を把握し、関係機関が連携して救出救助を行えるよう連絡、調整する必要があるため、災害対策本部と消防応援活動調整本部等の連絡体制整備を行う。</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第9節 避難体制の整備          （略）</p> <p>第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟          （略）</p> <p>1 避難誘導計画の策定と訓練          市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。          なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず<b>指定避難所</b>に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>2 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備          (1) （略）          (2) 地域住民等の連携          市町村は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、<b>平常時</b>より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図るものとする。          また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>市町村及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、<b>平時</b>から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 県における活動体制の整備（防災危機管理局）          県は、地震時においては、市町村の被害状況及び救急救助を必要とする状況を把握し、関係機関が連携して救出救助を行えるよう連絡、調整する必要があるため、災害対策本部と消防応援活動調整本部等の連絡体制整備を行う。</p> <p><b>また、県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</b></p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第9節 避難体制の整備          （略）</p> <p>第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟          （略）</p> <p>1 避難誘導計画の策定と訓練          市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。          なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず<b>指定避難所等</b>に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>2 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備          (1) （略）          (2) 地域住民等の連携          市町村は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、<b>平時</b>より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図るものとする。          また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第4章第12節「避難行動要支援者安全確保体制の整備計画」第5「在宅の避難行動要支援者対策」による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 広域避難体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域一時滞在及び広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>また、県、市町村及び運送事業者等は、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。</p> <p>県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備</p> <p>市町村は、地震及び津波により被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な</p> <p>避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。</p> <p>また、市町村長は、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感</p>	<p>なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第4章第12節「避難行動要支援者安全確保体制の整備計画」第5「在宅の避難行動要支援者対策」による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 広域避難体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域一時滞在及び広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>また、県、市町村及び運送事業者等は、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。</p> <p>県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備</p> <p>市町村は、地震及び津波により被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な</p> <p>避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。</p> <p>また、市町村長は、避難者の生活環境を整備するため、あらかじめ、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。</p> <p>また、<b>平常時</b>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。<b>併せて</b>、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他<b>避難所</b>に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用</p>	<p>染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。</p> <p>また、<b>平時</b>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。<b>あわせて</b>、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他<b>避難所等</b>に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定した期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ<b>避難所</b>内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は、感染症対策のため、<b>平常時</b>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<b>講じる</b>よう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<b>子供</b>にも配慮するものとする。</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 県及び市町村は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<b>平常時</b>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>ク 県は、ペットを同行した避難者が安心して<b>指定避難所</b>へ避難できるよう、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を整備し、市町村等の関係機関へ周知する。また、指定避難所等におけるペット救護施設運営のための人材の育成、災害時動物飼養管理ボランティアの養成・登録の推進に努めるものとする。</p> <p>市町村は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、</p>	<p>用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定した期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ<b>指定避難所</b>内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は、感染症対策のため、<b>平時</b>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<b>こども</b>にも配慮するものとする。</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 県及び市町村は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<b>平時</b>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>ク 県は、ペットを同行した避難者が安心して<b>指定避難所等</b>へ避難できるよう、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を整備し、市町村等の関係機関へ周知する。また、指定避難所等におけるペット救護施設運営のための人材の育成、災害時動物飼養管理ボランティアの養成・登録の推進に努めるものとする。</p> <p>市町村は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ペット同行避難について市町村防災計画及び避難所運営マニュアルに反映するものとする。</p> <p>ケ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知</p> <p>阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の指定緊急避難場所・指定避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障を来したといわれている。また、津波は地震発生後数分で到達することもあるため、5分以内で避難できるよう迅速な避難も重要となる。そのため、市町村は、指定緊急避難場所・指定避難所等について<u>平常時</u>から以下の方法でより一層の周知徹底を図る。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</p> <p>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等）</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の<u>子ども</u>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育</p>	<p>ペット同行避難について市町村防災計画及び避難所運営マニュアルに反映するものとする。</p> <p>ケ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知</p> <p>阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の指定緊急避難場所・指定避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障を来したといわれている。また、津波は地震発生後数分で到達することもあるため、5分以内で避難できるよう迅速な避難も重要となる。そのため、市町村は、指定緊急避難場所・指定避難所等について<u>平時</u>から以下の方法でより一層の周知徹底を図る。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等）</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の<u>こども</u>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。)</p> <p>2 社会福祉施設等における避難計画（介護保険課・福祉総務課・子育て支援課・<b>児童家庭課</b>・障がい福祉課・保護・援護課・関係各課、施設の管理者等） （略） （1）～（5） （略） （6）県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の<b>子ども</b>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。)</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第10節 交通・輸送体制の整備 （略） 第1～第2 （略） 第3 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関） 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について<b>予め</b>定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 円滑な輸送のための環境整備（関係各課、市町村） 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <b>物資調達・輸送調整等支援システム</b>を活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃</p>	<p>所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。)</p> <p>2 社会福祉施設等における避難計画（介護保険課・福祉総務課・子育て支援課・<b>こども福祉課</b>・障がい福祉課・保護・援護課・関係各課、施設の管理者等） （略） （1）～（4） （略） （6）県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の<b>こども</b>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。)</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第10節 交通・輸送体制の整備 （略） 第1～第2 （略） 第3 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関） 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について<b>あらかじめ</b>定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 円滑な輸送のための環境整備（関係各課、市町村） 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <b>新物資システム（B-PLo）</b>を活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <b>緊急輸送道路の啓開体制の整備</b>（<b>県土整備企画課、道路維持課、関係出先事務所</b>）</p> <p>道路管理者は、<b>発災後の緊急輸送道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧を速やかに実施するため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</b>また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、<b>道路啓開等に必要の人員、資機材の確保等の対策を講じ、建設業者等との間で協定等を締結に努める等、体制を整備しておくものとする。</b></p> <p>また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><b>5</b> 港湾等の啓開体制の整備（<b>県土整備企画課、港湾課、水産振興課、関係出先事務所</b>）</p> <p>(略)</p> <p>第11節 保健医療福祉活動の調整</p> <p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（保健医療介護部、<b>福祉労働部</b>）</p> <p>第1 保健医療福祉活動調整体制（保健医療介護部各課（室）、保健福祉（環境）事務所、<b>福祉労働部</b>福祉総務課）</p> <p>県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT等の医療救護班、<b>保健師班、栄養士班</b>）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。</p>	<p>料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <b>道路啓開体制の整備</b>（道路維持課、<b>関係機関</b>）</p> <p>道路管理者は、<b>自然災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</b>また、道路管理者は、<b>道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保等について、民間団体等との協定の締結を推進する。</b></p> <p>また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><b>5 災害における交通マネジメント</b></p> <p><b>(1) 九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。</b></p> <p><b>(2) 県は、自ら必要と認めたとき又は市町村の要請があったときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請し、災害時の交通マネジメントに努める。</b></p> <p><b>6</b> 港湾等の啓開体制の整備（<b>県土整備企画課、港湾課、水産振興課、関係出先事務所</b>）</p> <p>(略)</p> <p>第11節 保健医療福祉活動の調整</p> <p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（保健医療介護部、<b>福祉子ども政策部</b>）</p> <p>第1 保健医療福祉活動調整体制（保健医療介護部各課（室）、保健福祉（環境）事務所、<b>福祉子ども政策部</b>福祉総務課）</p> <p>県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、保健医療<b>福祉</b>活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT等の医療救護班、<b>保健師等チーム</b>）その他の災害対策に係る保健医療<b>福祉</b>活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療福祉調整本部（<b>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む</b>）を設置する。</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）および国土交通省防災業務計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1 福岡県保健医療福祉調整本部 （略）</p> <p>（1）本部の構成 保健医療福祉調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所、<u>福祉労働部</u>福祉総務課の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行う。</p> <p>（2）本部会議の開催 災害の超急性期から慢性期までのフェーズ<u>毎</u>に保健医療介護部各課（室）が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。</p> <p>第2 災害時健康危機管理支援チーム（保健医療介護総務課・保健福祉（環境）事務所）</p> <p>（1）人材の育成 （略）</p> <p>（2）派遣調整 保健医療福祉調整本部は、保健医療活動の総合調整を<u>円滑に行うため</u>、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整を行う。</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 （略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、医療機関）</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及び救急病院等は、<u>平常時</u>から情報入力を確実にを行う。 ア～エ （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p><u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p>1 福岡県保健医療福祉調整本部 （略）</p> <p>（1）本部の構成 保健医療福祉調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所、<u>福祉子ども政策部</u>福祉総務課の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行う。</p> <p>（2）本部会議の開催 災害の超急性期から慢性期までのフェーズ<u>ごと</u>に保健医療介護部各課（室）が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。</p> <p>第2 災害時健康危機管理支援チーム（保健医療介護総務課・保健福祉（環境）事務所）</p> <p>（1）人材の育成 （略）</p> <p>（2）派遣調整 保健医療福祉調整本部は、保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の<u>円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため</u>、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や保健師等チーム</u>の派遣調整を行う。</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 （略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、医療機関）</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及び救急病院等は、<u>平時</u>から情報入力を確実にを行う。 ア～エ （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>4 災害拠点病院等の整備 （略） （1）災害拠点病院 （略） ア～イ （略） ウ 施設整備 （略） （ア）～（ウ） （略） （エ）被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、再生可能エネルギー等の自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄 資料編 I 救急医療体制－災害拠点病院一覧表 参照 （2）～（4） （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 医療機関の災害対策 医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。 また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。</p> <p>7～8 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 広域的医療救護活動の調整</p> <p>1 他県、国等への応援要請（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） 県は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国等に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入れを要請するため、その要請手続きを定めるとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等についての支援体制の構築を図るものとする。</p> <p>2 DMAT運用体制の整備（医療指導課） 災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（DMAT）運用体制の整備・充実を図るものとする。 また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへ円滑な引継ぎができるよう、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。</p>	<p>4 災害拠点病院等の整備 （略） （1）災害拠点病院 （略） ア～イ （略） ウ 施設整備 （略） （ア）～（ウ） （略） （エ）被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、再生可能エネルギー等の自家発電装置等の整備、<u>燃料</u>、医薬品・医療用材料、食料の備蓄 資料編 I 救急医療体制－災害拠点病院一覧表 参照 （2）～（4） （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 医療機関の災害対策 医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。 また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講ずるものとする。</p> <p>7～8 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 広域的医療救護活動の調整</p> <p>1 他県、国等への応援要請（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・<u>業務課</u>・防災危機管理局） 県は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国等に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入れを要請するため、その要請手続きを定めるとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等についての支援体制の構築を図るものとする。</p> <p>2 DMAT運用体制の整備（医療指導課） 災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（DMAT）運用体制の整備・充実を図るものとする。 また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへ円滑な引継ぎができるよう、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>所管の追加</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>3 (略)</p> <p><b>4</b> DWA T運用体制の整備（福祉総務課） 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備・充実を図るものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備 要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。</p> <p>当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、<b>平常時</b>から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、<b>平常時</b>の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、<b>避難支援計画の策定</b>、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>・<b>人づくり</b>・<b>県民生活部</b>・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者</p> <p>第1 基本的事項 1～2 (略)</p> <p>3 個別避難計画の作成・利用・提供 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡市医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、</p>	<p>善に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>4</b> <u>災害薬事コーディネーター運用体制の整備（薬務課）</u> <u>県は、災害時の薬事・衛生提供体制の整備のため、災害薬事コーディネーターの整備・充実を図るものとする。</u></p> <p><b>5</b> DWA T運用体制の整備（福祉総務課） 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備・充実を図るものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備 要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。</p> <p>当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、<b>平時</b>から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、<b>平時</b>の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、<b>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</b>、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・<b>福祉子ども政策部</b>・<b>市町村</b>・<b>地域振興部</b>・<b>人材育成</b>・<b>活躍推進部</b>・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者</p> <p>第1 基本的事項 1～2 (略)</p> <p>3 個別避難計画の作成・利用・提供 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡市医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<b>平常時</b>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・こども福祉課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者）</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) 県及び市町村の役割</p> <p>県及び市町村は災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。</p> <p>また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。</p> <p>県は、大規模災害発生時に、円滑かつ迅速に被災施設を支援できるよう、県内の各施設における介護職員等の派遣可能人数等を、また、被災高齢者・障がいのある人（児）の円滑かつ迅速な受入れができるよう、県内の各施設における被災高齢者等の受入れ可能人数等を把握できる体制の整備に<b>平常時</b>から努めるものとする。</p>	<p>計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p><b>市町村（県）は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</b></p> <p>市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<b>や訓練</b>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<b>平時</b>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・こども福祉課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者）</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) 県及び市町村の役割</p> <p>県及び市町村は災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。</p> <p>また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。</p> <p>県は、大規模災害発生時に、円滑かつ迅速に被災施設を支援できるよう、県内の各施設における介護職員等の派遣可能人数等を、また、被災高齢者・障がいのある人（児）の円滑かつ迅速な受入れができるよう、県内の各施設における被災高齢者等の受入れ可能人数等を把握できる体制の整備に<b>平時</b>から努めるものとする。</p>	<p>改正理由</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>のとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 防災設備等の整備</p> <p>(1) 県及び市町村の役割</p> <p>県及び市町村は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。</p> <p>(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割</p> <p>社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。</p> <p>また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。</p> <p>さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第3 幼稚園・学校等対策（子育て支援課・私学振興課・義務教育課・特別支援教育課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、小学校就学前の<b>子ども</b>たちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。</p> <p>県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する</p>	<p>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 防災設備等の整備</p> <p>(1) 県及び市町村の役割</p> <p>県及び市町村は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源、<b>燃料</b>等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。</p> <p>(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割</p> <p>社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。</p> <p>また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。</p> <p>さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源<b>及び燃料</b>を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・<b>福祉こども政策部</b>・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第3 幼稚園・学校等対策（子育て支援課・私学振興課・<b>義務教育課</b>・特別支援教育課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、小学校就学前の<b>こども</b>たちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。</p> <p>県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、「スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>の更なる普及促進に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・<u>福祉労働部</u>・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村） (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県は、防災気象情報の伝達や被災外国人の安否情報等について、「スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>による英語等での伝達手段の整備を推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施（総務部・<u>福祉労働部</u>、市町村） (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、<u>平常時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるもの</p>	<p>手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、「スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の更なる普及促進に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・<u>福祉子ども政策部</u>・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村） (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県は、防災気象情報の伝達や被災外国人の安否情報等について、「スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施（総務部・<u>福祉子ども政策部</u>、市町村） (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備・<u>連携体制の強化</u> 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、<u>平時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるもの</p>	<p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>とする。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉                  県（総務部・<u>人づくり</u>・<u>県民生活部</u>・<u>福祉労働部</u>・その他関係部局）、市町村、災害中間支援組織、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、関係機関</p> <p>第1（略）                  第2 災害ボランティアの受入体制の整備                  1 福岡県社会福祉協議会                  社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時のボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。                  災害の発生時のボランティアの受け入れは、市町村災害ボランティア連絡会が中心となって、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。                  福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、<u>平常時</u>から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1)～(2)（略）                  2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・<u>社会活動推進課</u>・関係各課、市町村）                  (1) 県における役割                  県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、<u>平常時</u>よりボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置（高速道路の無料化等）を講ずるものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉                  県（総務部・<u>市町村</u>・<u>地域振興部</u>・<u>人材育成</u>・<u>活躍推進部</u>・<u>福祉こども政策部</u>・その他関係部局）、市町村、災害中間支援組織、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、関係機関</p> <p>第1（略）                  第2 災害ボランティアの受入体制の整備                  1 福岡県社会福祉協議会                  社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時のボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。                  災害の発生時のボランティアの受け入れは、市町村災害ボランティア連絡会が中心となって、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。                  福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、<u>平時</u>から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1)～(2)（略）                  2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・<u>地域振興総務課共助社会づくり推進室</u>・関係各課、市町村）                  (1) 県における役割                  県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、<u>平時</u>よりボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援するものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<b>がれき</b>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時におけるボランティアに関する情報について、コラボレーション福岡ホームページ上で随時発信する。</p> <p>(2) 市町村における役割</p> <p>市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、<b>平常時</b>には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、市町村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<b>がれき</b>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、<b>平常時</b>から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画</p> <p>第1 共通方針</p> <p>1 県及び市町村は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<b>食料</b>、</p>	<p>また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援するものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時におけるボランティアに関する情報について、コラボレーション福岡ホームページ上で随時発信する。</p> <p>(2) 市町村における役割</p> <p>市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、<b>平時</b>には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、市町村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、<b>平時</b>から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画</p> <p>第1 共通方針</p> <p>1 県及び市町村は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正 アセスメント調査（R7.9）を踏まえた施策</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>飲料水、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。</u></p> <p>2 県及び市町村は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。</p> <p>3 <u>備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか</u>、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。<u>備蓄拠点の設置場所は、東日本大震災の教訓から、津波の浸水想定区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市</p>	<p>についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。</u></p> <p><u>市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p> <p>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、県内で想定される最大の避難者数（在宅の避難者、車中泊の避難者を含める。）をもとに算定した備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資（トイレカーや水循環型シャワー及び手洗い設備など、良好な生活環境を確保するための避難所運営資機材を含む）を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする</p> <p>2 県及び市町村は、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握し</u>、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。</p> <p>3 物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。<u>物資拠点の設置場所は、東日本大震災の教訓から、津波の浸水想定区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市</p>	<p>記載の適正化 防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するように努めるものとする。</p> <p>特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ確かな義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<b>物資調達・輸送調整等支援システム</b>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努めるものとする。</p> <p>第2 給水体制の整備（<b>水資源対策課水道整備室</b>、市町村、水道事業者）</p> <p>1 趣旨</p> <p>震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市町村及び水道事業者は、<b>平常時</b>から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 震災時への備えに関する啓発・広報</p> <p>市町村及び水道事業者は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、<b>平常時</b>から3日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。</p> <p>第3 食料供給体制の整備（関係各課、市町村、（一社）福岡県LPガス協会）</p> <p>1 趣旨</p> <p>県、市町村及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。</p> <p>この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、<b>平常時</b>からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 食料の備蓄</p>	<p>町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するように努めるものとする。</p> <p>特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ確かな義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<b>新物資システム（B-PLo）</b>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努めるものとする。</p> <p>第2 給水体制の整備（<b>上下水道課上水道整備室</b>、市町村、水道事業者）</p> <p>1 趣旨</p> <p>震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市町村及び水道事業者は、<b>平時</b>から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 震災時への備えに関する啓発・広報</p> <p>市町村及び水道事業者は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、<b>平時</b>から<b>最低</b>3日分（<b>推奨1週間分</b>）（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。</p> <p>第3 食料供給体制の整備（関係各課、市町村、（一社）福岡県LPガス協会）</p> <p>1 趣旨</p> <p>県、市町村及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。</p> <p>この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、<b>平時</b>からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 食料の備蓄</p>	<p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正、福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県民・事業所の備蓄推進                      県民は、大規模地震災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の食料や飲料水などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。</p> <p>4 災害時民間協力体制の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) L Pガス業者等との協力体制の整備                      ア 指定避難所等へのL Pガスの供給体制の構築（<b>工業保安課</b>、市町村、（一社）福岡県L Pガス協会）                      県及び市町村は、指定避難所等へのL Pガス及びガス器具の供給等について、（一社）福岡県L Pガス協会やL Pガス事業者との間で協力体制を構築する。                      イ (略)</p> <p>5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村）                      (1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。                      (2) (略)</p> <p>第4 生活必需品等供給体制の整備（福祉総務課・商工政策課・防災危機管理局、市町村）                      1 趣旨                      災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。                      そのため、県及び市町村は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、<b>平常時</b>からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 生活物資の備蓄                      (1)～(2) (略)                      (3) 県民・事業所の備蓄推進                      県民は、大規模地震災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県民・事業所の備蓄推進                      県民は、大規模地震災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、<b>最低3日分（推奨1週間分）</b>相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の食料や飲料水などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。</p> <p>4 災害時民間協力体制の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) L Pガス業者等との協力体制の整備                      ア 指定避難所等へのL Pガスの供給体制の構築（<b>消防保安課</b>、市町村、（一社）福岡県L Pガス協会）                      県及び市町村は、指定避難所等へのL Pガス及びガス器具の供給等について、（一社）福岡県L Pガス協会やL Pガス事業者との間で協力体制を構築する。                      イ (略)</p> <p>5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村）                      (1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分（<b>住民は推奨1週間分</b>）の食料の自主的確保を指導する。                      (2) (略)</p> <p>第4 生活必需品等供給体制の整備（福祉総務課・商工政策課・防災危機管理局、市町村）                      1 趣旨                      災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。                      そのため、県及び市町村は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、<b>平時</b>からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 生活物資の備蓄                      (1)～(2) (略)                      (3) 県民・事業所の備蓄推進                      県民は、大規模地震災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、<b>最低3日分（推奨1週間分）</b>相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>組織再編のため</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>字句の修正</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村）</p> <p>(1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 資機材供給体制の整備（防災危機管理局・関係各課、市町村）</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、県及び市町村は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき<u>平常時</u>からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、<u>下水道課</u>、市町村）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 災害廃棄物処理計画の整備</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>国、県（総務部・<u>企画・地域振興部</u>・県土整備部・関係部局）、市町村、事業所、県民等</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課</p>	<p>4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村）</p> <p>(1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分（<u>住民は推奨1週間分</u>）の生活物資の自主的確保を指導する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 資機材供給体制の整備（防災危機管理局・関係各課、市町村）</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、県及び市町村は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき<u>平時</u>からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、<u>上下水道課</u>、市町村）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 災害廃棄物処理計画の整備</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>国、県（総務部・<u>市町村・地域振興部</u>・県土整備部・関係部局）、市町村、事業所、県民等</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課</p>	<p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

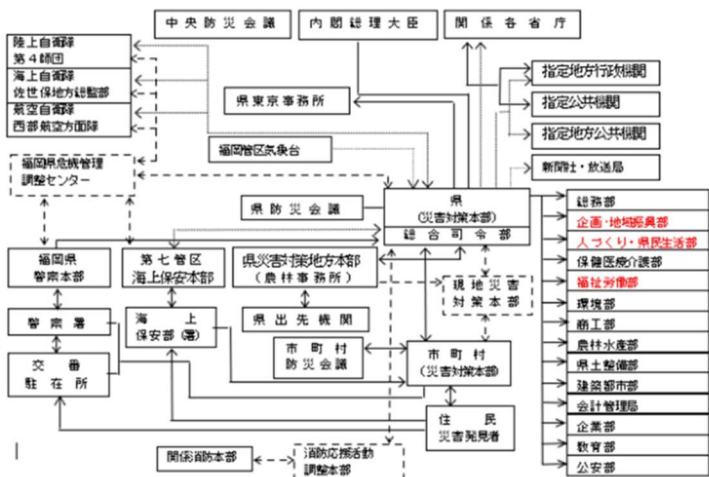
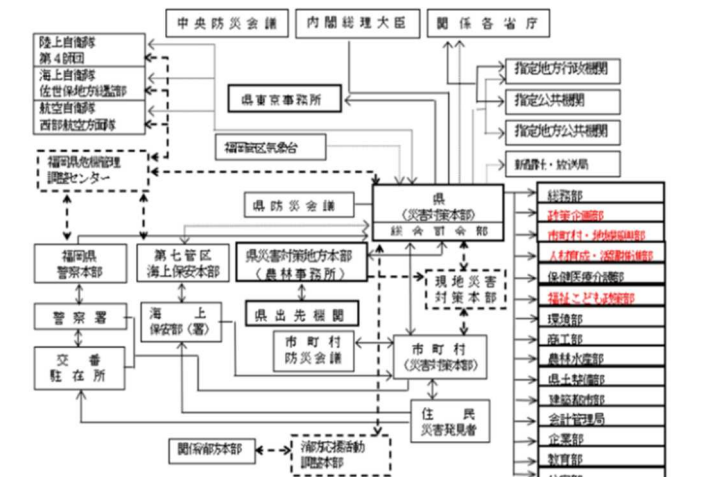
# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>・関係各課、市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村）</p> <p>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>及び福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) まず安否確認をする。</p> <p>家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。</p> <p>電話や電子メール・携帯メールのほか、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 事業所、県民等の役割</p> <p>帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。</p> <p>このため、帰宅困難者に関連する事業所、県民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。</p> <p>事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考えのもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。</p> <p>帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、<u>平常時</u>からの</p>	<p>・関係各課、市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村）</p> <p>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」及び福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) まず安否確認をする</p> <p>家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。</p> <p>電話や電子メール・携帯メールのほか、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 事業所、県民等の役割</p> <p>帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。</p> <p>このため、帰宅困難者に関連する事業所、県民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。</p> <p>事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考えのもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。</p> <p>帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、<u>平時</u>からの備</p>	<p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>字句の修正</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第21節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防            災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。            孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講じるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉            県、市町村、防災関係機関</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第22節 (略)</p> <p>第23節 南海トラフ地震臨時情報への対応            (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応(県、関係市町村、関係機関)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合            県及び関係市町村は、情報収集に努め、関係各機関及び関係地域住民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図るものとする。            警戒体制については、第3編第1章第2節「県等の組織体制の確立」に準ずる。            さらに、県及び関係市町村、県警、指定公共機関、指定地方公共機関は、県防災計画及び各自の地震に関する防災計画に基づき、地震が発生した際は、速やかに対応できるようあらかじめ準備するものとする。</p>	<p>えに努め、発災時には冷静に行動することとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第21節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防            災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。            孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講ずるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉            県、市町村、防災関係機関</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第22節 (略)</p> <p>第23節 南海トラフ地震臨時情報への対応            (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応(県、関係市町村、関係機関)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合            県及び関係市町村は、情報収集に努め、関係各機関及び関係地域住民等に対し南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼び掛けるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図るものとする。            警戒体制については、第3編第1章第2節「県等の組織体制の確立」に準ずる。            さらに、県及び関係市町村、県警、指定公共機関、指定地方公共機関は、県防災計画及び各自の地震に関する防災計画に基づき、地震が発生した際は、速やかに対応できるようあらかじめ準備するものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

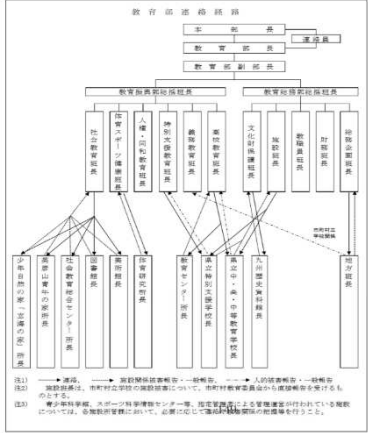
福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 災害対策系統図</b></p>  <p><b>第2節 県等の組織体制の確立</b></p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を<u>予め</u>想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉                  県、市町村、警察、関係機関</p> <p><b>第1 県の組織体制の確立（全課(局)・関係出先事務所）</b>                  (略)</p> <p><b>1 意思決定権者代理順位</b></p> <p>県災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 災害対策系統図</b></p>  <p><b>第2節 県等の組織体制の確立</b></p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を<u>あらかじめ</u>想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p><u>地方公共団体は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉                  県、市町村、警察、関係機関</p> <p><b>第1 県の組織体制の確立（全課(局)・関係出先事務所）</b>                  (略)</p> <p><b>1 意思決定権者代理順位</b></p> <p>県災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<div data-bbox="264 167 952 247" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <p>(参考) 地方自治法第152条第1項の規定に基づく知事の職務を代理する副知事の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成17年福岡県規則第45号）」に定められている。</p> <p>2 夜間・休日発災時の初動体制の確立 大規模な地震・津波が発生した場合、県災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ確に実施できるよう、下記のとおり本部機能確保のための措置を講じる。 また、県災害対策地方本部等についてもこれに準じ地方本部機能の確保を図るものとする。 (1)～(3)</p> <p>3 勤務時間内発災時の初動体制の確立 大規模な地震・津波が発生した場合、県災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ確に実施できるよう、下記のとおり本部機能確保のための措置を講じる。 また、県災害対策地方本部等についてもこれに準じ地方本部機能の確保を図るものとする。</p> <p>4 災害対策本部等の設置 (1) (略) (2) 災害対策本部等の組織 ア 災害対策本部及び地方本部 (略) (ア) 災害対策本部 a 災害対策本部の組織・機構 → <u>図1 災害対策本部組織図、図3 災害対策本部組織機構図</u>  b～h (略) (イ) 災害対策本部 a 地方本部の組織・機構 → <u>図2 災害対策地方本部組織図</u>  b (略) イ 災害警戒本部及び災害警戒地方本部 県内及び管内に震度5弱の地震が発生したとき又は津波警</p>	<div data-bbox="1003 167 1668 247" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <p>(参考) 地方自治法第152条第1項の規定に基づく知事の職務を代理する副知事の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成17年福岡県規則第45号）」に定められている。</p> <p>2 夜間・休日発災時の初動体制の確立 大規模な地震・津波が発生した場合、県災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ確に実施できるよう、下記のとおり本部機能確保のための措置を講ずる。 また、県災害対策地方本部等についてもこれに準じ地方本部機能の確保を図るものとする。 (1)～(3)</p> <p>3 勤務時間内発災時の初動体制の確立 大規模な地震・津波が発生した場合、県災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ確に実施できるよう、下記のとおり本部機能確保のための措置を講ずる。 また、県災害対策地方本部等についてもこれに準じ地方本部機能の確保を図るものとする。</p> <p>4 災害対策本部等の設置 (1) (略) (2) 災害対策本部等の組織 ア 災害対策本部及び地方本部 (略) (ア) 災害対策本部 a 災害対策本部の組織・機構 → <u>県防災計画（基本編・風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第2節「県等の組織体制の確立」第1「図1 災害対策本部組織図、図3 災害対策本部組織機構図」に準ずる。</u>  b～h (略) (イ) 災害対策本部 a 地方本部の組織・機構 → <u>県防災計画（基本編・風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第2節「県等の組織体制の確立」第1「図4 災害対策地方本部組織図」に準ずる。</u>  b (略) イ 災害警戒本部及び災害警戒地方本部 県内及び管内に震度5弱の地震が発生したとき又は津波警</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>



# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>報が発表されたときは、直ちに県災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。</p> <p>→ <a href="#">図4 災害警戒本部組織機構図</a></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 県教育庁の配備動員体制（<a href="#">総務企画課</a>）</p> <p>県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる（<a href="#">下記</a>「教育部連絡経路」参照）。</p>  <p>第4 市町村の配備動員体制</p> <p>市町村は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市町村防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立するものとする。</p> <p>また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の<a href="#">避難支援計画</a>の実施等に努めるものとする。</p> <p>市町村災害対策本部が被災により使用不可能な場合の代替施設の検討を行う。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p><a href="#">【図1 災害対策本部組織図】</a></p>	<p>報が発表されたときは、直ちに県災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。</p> <p>→ <a href="#">県防災計画（基本編・風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第2節「県等の組織体制の確立」第1「図5 災害警戒本部組織機構図」に準ずる。</a></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 県教育庁の配備動員体制（<a href="#">総務課</a>）</p> <p>県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる（<a href="#">県防災計画（基本編・風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第2節「県等の組織体制の確立」第3「教育部連絡経路」参照</a>）。</p> <p>第4 市町村の配備動員体制</p> <p>市町村は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市町村防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立するものとする。</p> <p>また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の<a href="#">避難支援</a>の実施等に努めるものとする。</p> <p>市町村災害対策本部が被災により使用不可能な場合の代替施設の検討を行う。</p> <p>第5～第6 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																															
<div data-bbox="324 159 806 574"> </div> <p data-bbox="358 582 795 614">備考 源部長が2人以上ある部については、事務局で部長の1人をとし、あらかじめ副部長を指名するものが部長の職務を代理する。</p> <p data-bbox="302 614 638 646"><b>【図2 災害対策地方本部組織図】</b></p> <div data-bbox="324 654 828 742"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">県本部</td> <td>地方本部</td> <td>本 部 長</td> <td>農 林 事 務 所 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各 班</td> <td>班 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 括 班</td> <td>農林事務所長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地方本部長が必要に応じて設置する班</td> <td>農林事務所長が指名する職員</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="324 758 828 957"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>管</th> <th>轄</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福 岡 地 方 本 部</td> <td>福岡農林事務所内</td> <td></td> <td>福岡市、大野城市、筑紫野市、春日市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、粕屋郡、筑紫郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>両 筑 地 方 本 部</td> <td>朝倉農林事務所内</td> <td></td> <td>久留米市、朝倉市、小都市、うきは市、朝倉郡、三井郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北九州地方本部</td> <td>八幡農林事務所内</td> <td></td> <td>北九州市、中間市、遠賀郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>筑 豊 地 方 本 部</td> <td>飯塚農林事務所内</td> <td></td> <td>飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>筑 後 地 方 本 部</td> <td>筑後農林事務所内</td> <td></td> <td>八女市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、三浦郡、八女郡、</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>京 築 地 方 本 部</td> <td>行橋農林事務所内</td> <td></td> <td>行橋市、豊前市、京都郡、築上郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="302 965 705 997"><b>【図3 福岡県災害対策本部組織機構図】</b></p> <div data-bbox="313 1021 817 1460"> <p data-bbox="302 1324 761 1356">※(注) 1 各班の班長は、各課長とする。</p> </div> </div>	県本部	地方本部	本 部 長	農 林 事 務 所 長		各 班	班 長		総 括 班	農林事務所長が指名する職員			地方本部長が必要に応じて設置する班	農林事務所長が指名する職員	名	称	位	管	轄	区	域	福 岡 地 方 本 部	福岡農林事務所内		福岡市、大野城市、筑紫野市、春日市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、粕屋郡、筑紫郡				両 筑 地 方 本 部	朝倉農林事務所内		久留米市、朝倉市、小都市、うきは市、朝倉郡、三井郡				北九州地方本部	八幡農林事務所内		北九州市、中間市、遠賀郡				筑 豊 地 方 本 部	飯塚農林事務所内		飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡				筑 後 地 方 本 部	筑後農林事務所内		八女市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、三浦郡、八女郡、				京 築 地 方 本 部	行橋農林事務所内		行橋市、豊前市、京都郡、築上郡					
県本部		地方本部	本 部 長	農 林 事 務 所 長																																																													
			各 班	班 長																																																													
		総 括 班	農林事務所長が指名する職員																																																														
		地方本部長が必要に応じて設置する班	農林事務所長が指名する職員																																																														
名	称	位	管	轄	区	域																																																											
福 岡 地 方 本 部	福岡農林事務所内		福岡市、大野城市、筑紫野市、春日市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、粕屋郡、筑紫郡																																																														
両 筑 地 方 本 部	朝倉農林事務所内		久留米市、朝倉市、小都市、うきは市、朝倉郡、三井郡																																																														
北九州地方本部	八幡農林事務所内		北九州市、中間市、遠賀郡																																																														
筑 豊 地 方 本 部	飯塚農林事務所内		飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡																																																														
筑 後 地 方 本 部	筑後農林事務所内		八女市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、三浦郡、八女郡、																																																														
京 築 地 方 本 部	行橋農林事務所内		行橋市、豊前市、京都郡、築上郡																																																														

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 派遣要請要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請 県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。 この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>  <p>第4節 応援要請 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (主な実施機関) 県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、警察(警備課)、防災関係機関</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 市町村</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県への応援又は応援幹旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、<b>災害応急対策を実施するため</b>必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の幹旋を要請するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請するものとする。</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 派遣要請要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請 県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。 この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>  <p>第4節 応援要請 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は<b>平時</b>から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (主な実施機関) 県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、警察(警備課)、防災関係機関</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を求められた知事等は、応援又は災害応急対策を実施しない正当な理由がある場合を除き、応援又は災害応急対策を実施する。また、知事は、国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 国の現地対策本部（非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部）の受入 （略） （主な協力内容） ア～ウ （略） エ 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機（情報政策課）</p> <p>※ 国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行う。</p>	<p>第1 応援要請</p> <p>1 市町村 (1)～(2) （略） (3) 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、<b>応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため</b>必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請するものとする。 <b>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</b></p> <p>この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を求められた知事<b>及び指定行政機関又は関係指定地方行政機関</b>等は、応援又は災害応急対策を実施しない正当な理由がある場合を除き、応援又は災害応急対策を実施する。また、知事は、国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 国の現地対策本部（非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部）の受入 （略） （主な協力内容） ア～ウ （略） エ 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機（<b>デジタル戦略推進課</b>）</p> <p>※ 国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行う。</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村
	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社
	航空輸送の要請	空港管理者等
	陸上自動車輸送のあつせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）
	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局
	物資のあつせん（福祉関係機器）	関係団体
	日用品(資材)・飲料水の調達	協定業者
	リース機材の調達	協定業者
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者
	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局
	放送要請	日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラフエフエム国際放送株式会社
	緊急警報放送要請	日本放送協会（福岡放送局）
	消防・救急応援	消防庁
	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊
	徒歩帰宅者支援	協定業者
	<b>企画・地域振興部</b>	
交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス） 鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働 災害対策本部（総括班）と協働
<b>人づくり・県民生活部</b>		
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会
<b>保健医療介護部</b>		
保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県（厚生労働省）
健康増進課 こころの健康づくり推進室	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAAT含む）
医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 業務課	患者受入医療機関のあつせん	厚生労働省、県内医療機関
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働
医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働
医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部（水道整備班）と協働
業務課	医薬品等の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、福岡県薬剤師会
業務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター
がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村
生活衛生課	遺体処理・火葬等（広域火葬、ドライアイス・柩等の確保・あつせん、遺体の搬送）	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等
<b>福祉労働部</b>		
福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者
<b>環境部</b>		
廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省

県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村
	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社
	航空輸送の要請	空港管理者等
	陸上自動車輸送のあつせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）
	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局
	物資のあつせん（福祉関係機器）	関係団体
	日用品(資材)・飲料水の調達	協定業者
	リース機材の調達	協定業者
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者
	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局
	放送要請	日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラフエフエム国際放送株式会社
	緊急警報放送要請	日本放送協会（福岡放送局）
	消防・救急応援	消防庁
	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊
	徒歩帰宅者支援	協定業者
	<b>市町村・地域振興部</b>	
空港・交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス） 鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働 災害対策本部（総括班）と協働
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会
<b>保健医療介護部</b>		
保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県（厚生労働省）
健康増進課 こころの健康づくり推進室	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAAT含む）
医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 業務課	患者受入医療機関のあつせん	厚生労働省、県内医療機関
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働
医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働
医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部（水道整備班）と協働
業務課	医薬品等の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、福岡県薬剤師会
業務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター
がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村
生活衛生課	遺体処理・火葬等（広域火葬、ドライアイス・柩等の確保・あつせん、遺体の搬送）	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等
<b>福祉子ども政策部</b>		
福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者
<b>環境部</b>		
廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省

組織再編のため

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">商工部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工業保安課</td> <td>物資の流通確保</td> <td>九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等</td> </tr> <tr> <td>ラインの優先復旧</td> <td>福岡県LPGガス協会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">農林水産部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飲料水の調達・あっせん</td> <td>農業者団体(協定関係)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>米穀</td> <td>農林水産省農産局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家畜</td> <td>福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常災害用木材の調達・あっせん</td> <td>九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">県土整備部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水資源対策課水道整備室</td> <td>道路の確保</td> <td>他都道府県等</td> </tr> <tr> <td>供給</td> <td>隣接市町村等</td> </tr> <tr> <td>派遣</td> <td>隣接市町村等</td> </tr> <tr> <td>ラインの優先復旧(復を必要とする施設)</td> <td>隣接市町村等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置に必要な人材派遣</td> <td>水道事業者、他都道府県、日本水道協会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">建築都市部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急判定士の派遣</td> <td>国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省、他都道府県、市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県営住宅課</td> <td>住宅の調整</td> <td>協定業者、内閣府</td> </tr> <tr> <td>2への一時入居</td> <td>市町村、他都道府県</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">公安部（警察本部）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警備課</td> <td>道路の確保等に関する</td> <td>福岡県警備業協会</td> </tr> <tr> <td>避難場所・その被災地における警戒活動警備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2要があると認める警備</td> <td></td> </tr> </table>	商工部			工業保安課	物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等	ラインの優先復旧	福岡県LPGガス協会	農林水産部				飲料水の調達・あっせん	農業者団体(協定関係)		米穀	農林水産省農産局長		家畜	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村		非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	県土整備部			水資源対策課水道整備室	道路の確保	他都道府県等	供給	隣接市町村等	派遣	隣接市町村等	ラインの優先復旧(復を必要とする施設)	隣接市町村等		措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会	建築都市部				応急判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体		危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村	県営住宅課	住宅の調整	協定業者、内閣府	2への一時入居	市町村、他都道府県	公安部（警察本部）			警備課	道路の確保等に関する	福岡県警備業協会	避難場所・その被災地における警戒活動警備		2要があると認める警備		<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">商工部</td> </tr> <tr> <td>商工政策課</td> <td>生活必需品の流通確保</td> <td>九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">農林水産部</td> </tr> <tr> <td>団体指導課</td> <td>食料・飲料水の調達・あっせん</td> <td>農業者団体(協定関係)</td> </tr> <tr> <td>水田農業振興課</td> <td>米穀の調達</td> <td>農林水産省農産局長</td> </tr> <tr> <td>畜産課</td> <td>家畜の診察</td> <td>福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村</td> </tr> <tr> <td>林業振興課</td> <td>非常災害用木材の調達・あっせん</td> <td>九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">県土整備部</td> </tr> <tr> <td>道路維持課</td> <td>道路啓開</td> <td>国土交通省、政令指定都市等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">建築都市部</td> </tr> <tr> <td>建築指導課</td> <td>応急危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">開発・盛土指導課</td> <td>被災宅地危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省、他都道府県、市町村</td> </tr> <tr> <td>上下水道課上水道整備室</td> <td>飲料水の供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接市町村等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給水車の派遣</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ライフラインの優先復旧</td> <td>隣接市町村等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[早期回復を必要とする施設]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害応急措置に必要な人材派遣</td> <td>水道事業者、他都道府県、日本水道協会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県営住宅課</td> <td>応急仮設住宅の調整</td> <td>協定業者、内閣府</td> </tr> <tr> <td>公営住宅への一時入居</td> <td>市町村、他都道府県</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">公安部（警察本部）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警備課</td> <td>緊急交通路の確保等に関する</td> <td>福岡県警備業協会</td> </tr> <tr> <td>交通誘導</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難場所・その被災地における警戒活動警備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他必要があると認める警備</td> <td></td> </tr> </table>	商工部			商工政策課	生活必需品の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等	農林水産部			団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業者団体(協定関係)	水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省農産局長	畜産課	家畜の診察	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村	林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	県土整備部			道路維持課	道路啓開	国土交通省、政令指定都市等	建築都市部			建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体	開発・盛土指導課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村	上下水道課上水道整備室	飲料水の供給		隣接市町村等		給水車の派遣		ライフラインの優先復旧	隣接市町村等		[早期回復を必要とする施設]			災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会	県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府	公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県	公安部（警察本部）			警備課	緊急交通路の確保等に関する	福岡県警備業協会	交通誘導		避難場所・その被災地における警戒活動警備		その他必要があると認める警備		<p>組織再編のため</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害救助法（R7.6修正）に基づく修正</p>
商工部																																																																																																																																				
工業保安課	物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等																																																																																																																																		
	ラインの優先復旧	福岡県LPGガス協会																																																																																																																																		
農林水産部																																																																																																																																				
	飲料水の調達・あっせん	農業者団体(協定関係)																																																																																																																																		
	米穀	農林水産省農産局長																																																																																																																																		
	家畜	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村																																																																																																																																		
	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会																																																																																																																																		
県土整備部																																																																																																																																				
水資源対策課水道整備室	道路の確保	他都道府県等																																																																																																																																		
	供給	隣接市町村等																																																																																																																																		
	派遣	隣接市町村等																																																																																																																																		
	ラインの優先復旧(復を必要とする施設)	隣接市町村等																																																																																																																																		
	措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会																																																																																																																																		
建築都市部																																																																																																																																				
	応急判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体																																																																																																																																		
	危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村																																																																																																																																		
県営住宅課	住宅の調整	協定業者、内閣府																																																																																																																																		
	2への一時入居	市町村、他都道府県																																																																																																																																		
公安部（警察本部）																																																																																																																																				
警備課	道路の確保等に関する	福岡県警備業協会																																																																																																																																		
	避難場所・その被災地における警戒活動警備																																																																																																																																			
	2要があると認める警備																																																																																																																																			
商工部																																																																																																																																				
商工政策課	生活必需品の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等																																																																																																																																		
農林水産部																																																																																																																																				
団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業者団体(協定関係)																																																																																																																																		
水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省農産局長																																																																																																																																		
畜産課	家畜の診察	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村																																																																																																																																		
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会																																																																																																																																		
県土整備部																																																																																																																																				
道路維持課	道路啓開	国土交通省、政令指定都市等																																																																																																																																		
建築都市部																																																																																																																																				
建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体																																																																																																																																		
開発・盛土指導課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村																																																																																																																																		
	上下水道課上水道整備室	飲料水の供給																																																																																																																																		
		隣接市町村等																																																																																																																																		
		給水車の派遣																																																																																																																																		
	ライフラインの優先復旧	隣接市町村等																																																																																																																																		
	[早期回復を必要とする施設]																																																																																																																																			
	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会																																																																																																																																		
県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府																																																																																																																																		
	公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県																																																																																																																																		
公安部（警察本部）																																																																																																																																				
警備課	緊急交通路の確保等に関する	福岡県警備業協会																																																																																																																																		
	交通誘導																																																																																																																																			
	避難場所・その被災地における警戒活動警備																																																																																																																																			
	その他必要があると認める警備																																																																																																																																			
<p>第2 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 救助の実施</p> <p>1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>なお、本節第1の3による救助の種類は、(1)である。</p> <p>(1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与</p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(4) 医療及び助産</p> <p>(5) 被災者の救出</p> <p>(6) 被災した住宅の応急処理</p> <p>(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>(8) 学用品の給与</p> <p>(9) 埋葬</p> <p>(10) 遺体の捜索及び処理</p> <p>(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、<u>竹材</u>等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(12) 応急仮設住宅の供与</p> <p>2 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。また、その他の救助実施については、市町村長は都道府県知事が行う救助を補助する。</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 救助の実施</p> <p>1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>なお、本節第1の3による救助の種類は、(1)である。</p> <p>(1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与</p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(4) 医療及び助産</p> <p>(5) 被災者の救出</p> <p>(6) <u>福祉サービスの提供</u></p> <p>(7) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>(9) 学用品の給与</p> <p>(10) 埋葬</p> <p>(11) 遺体の捜索及び処理</p> <p>(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、<u>竹木</u>等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(13) 応急仮設住宅の供与</p> <p>2 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。また、その他の救助実施については、市町村長は都道府県知事が行う救助を補助する。</p>																																																																																																																																			

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>市町村長が行なうこととする事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与                      (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給                      (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与                      (4) 医療及び助産                      (5) 被災者の救出</p> <p>(6) 被災した住宅の応急<u>処理</u>                      (7) 学用品の給与                      (8) 埋葬                      (9) 遺体の捜索及び処理                      (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、<u>竹材</u>等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去                      (11) 応急仮設住宅（賃貸型<u>仮設</u>住宅）の供与</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第6節 要員の確保                      (略)                      〈主な実施機関〉                      国（福岡労働局）、県（総務部・<u>人づくり・県民生活部</u>・保健医療介護部・<u>福祉労働部</u>）、市町村</p> <p>第1 労働者等確保の種別、方法（人事課・防災危機管理局・<u>社会活動推進課</u>・<u>労働政策課</u>、福岡労働局職業安定部職業安定課、市町村、関係機関）                      (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第7節 災害ボランティアの受入・支援                      (略)                      〈主な実施機関〉                      県（防災危機管理局・<u>社会活動推進課</u>・福祉総務課・関係各課）、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織、関係機関</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p><b>第2章</b> 災害応急対策活動</p> <p>第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）                      地震が発生した場合、緊急地震速報、<u>津波警報等</u>、津波情報や地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を</p>	<p>を補助する。</p> <p>市町村長が行なうこととする事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与                      (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給                      (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与                      (4) 医療及び助産                      (5) 被災者の救出</p> <p>(6) <u>福祉サービスの提供（災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を除く。）</u>                      (7) 被災した住宅の応急<u>修理</u>                      (8) 学用品の給与                      (9) 埋葬                      (10) 遺体の捜索及び処理                      (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、<u>竹木</u>等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去                      (12) 応急仮設住宅（賃貸型<u>応急</u>住宅）の供与</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第6節 要員の確保                      (略)                      〈主な実施機関〉                      国（福岡労働局）、県（総務部・<u>市町村・地域振興部</u>・保健医療介護部・<u>福祉子ども政策部</u>）、市町村</p> <p>第1 労働者等確保の種別、方法（人事課・防災危機管理局・<u>人材活躍・労働総務課</u>・<u>地域振興総務課</u>共助社会づくり推進室、福岡労働局職業安定部職業安定課、市町村、関係機関）                      (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第7節 災害ボランティアの受入・支援                      (略)                      〈主な実施機関〉                      県（防災危機管理局・<u>地域振興総務課</u>共助社会づくり推進室・福祉総務課・関係各課）、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織、関係機関</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p><b>第2章</b> 災害応急対策活動</p> <p>第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）                      地震が発生した場合、緊急地震速報、<u>大津波警報・津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）</u>、津波情報や地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報は、防災関係機関が</p>	<p>災害救助法（R7.6修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>記載の整理</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																								
<p>伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。</p> <p>このため、緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。</p> <p>〈主な実施機関〉 気象庁（福岡管区气象台）、県（防災危機管理局、関係各課）、警察、市町村</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 <u>津波警報等</u>、地震及び津波に関する情報の種類</p> <p><u>1 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波予報</u></p> <p><u>2 地震及び津波に関する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 震度速報</li> <li>— 地震情報</li> <li>— 津波情報</li> <li>— 震源・震度情報</li> </ul>	<p>効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。</p> <p>このため、緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。</p> <p>〈主な実施機関〉 気象庁（福岡管区气象台）、県（防災危機管理局、関係各課）、警察、市町村</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 <u>地震及び津波に関する情報の種類等</u></p> <p><u>1 地震情報の種類、発表基準と内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1041 539 1500 1061"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地震の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、観測の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都庁部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内で発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数等を発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 津波に関する情報</u></p> <p><u>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</u></p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用</p>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地震の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、観測の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都庁部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内で発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数等を発表。	<p>記載の整理</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																								
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																								
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																								
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																								
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																								
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地震の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、観測の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。																								
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都庁部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内で発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。																								
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数等を発表。																								

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																
	<p><u>いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p> <p><u>津波警報等の種類と発表される津波の高さ（※2）等</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 319 1554 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m&lt;予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> <td>巨大</td> <td>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海が浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 大津波警報を特別警報に位置付けている。</u></p> <p><u>※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u></p> <p><u>(2) 津波情報の発表等</u></p> <p><u>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</u></p> <p><u>津波情報の種類と発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1048 1082 1608 1302"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 津波予報</u></p> <p><u>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</u></p> <p><u>津波予報の発表基準と発表内容</u></p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海が浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。	<p>記載の整理</p>
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																											
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																															
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																														
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																														
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海が浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																														
情報の種類	発表内容																																	
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表。																																	
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。																																	
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。																																	
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。																																	

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																															
<p>第3 津波警報等の伝達系統 1～2 (略) 3 <u>津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識</u></p> <table border="1" data-bbox="297 699 728 1102"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の種類</th> <th>解説（大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられる津波の高さ）</th> <th>発表される観測の高さ</th> <th>標 識</th> <th>音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>津波の浸襲が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や内陸にいる人は、ただちに高台や避難所へ、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。（概として3mを越える場合）</td> <td>10m 概 10m 5m</td> <td>巨大</td> <td>(3点) ●●●</td> <td>(約3秒) (短音連発)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>津波の浸襲が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や内陸にいる人は、ただちに高台や避難所へ、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。（概として1mを越え、3m以下の場合）</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>(2点) ●●●●●</td> <td>(約5秒) (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>津波で避難が必要だが、浸襲のおそれがあるため、沿岸部や内陸の上へ上がり、避難所へ避難する。津波が解除されるまで、離れたり戻らない。（約10秒）</td> <td>1m</td> <td>(概ねなし)</td> <td>(3点と2点の連打) ●●●●●</td> <td>(約10秒) (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>津波警報等解除</td> <td></td> <td></td> <td>(1点2回と2点の連打) ●●●●●</td> <td>(約10秒) (約1分) (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>1 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</u> <u>2 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。</u> このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <u>3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u> <u>4 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。</u></p>	警報・注意報の種類	解説（大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられる津波の高さ）	発表される観測の高さ	標 識	音	サイレン音	大津波警報	津波の浸襲が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や内陸にいる人は、ただちに高台や避難所へ、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。（概として3mを越える場合）	10m 概 10m 5m	巨大	(3点) ●●●	(約3秒) (短音連発)	津波警報	津波の浸襲が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や内陸にいる人は、ただちに高台や避難所へ、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。（概として1mを越え、3m以下の場合）	3m	高い	(2点) ●●●●●	(約5秒) (約2秒)	津波注意報	津波で避難が必要だが、浸襲のおそれがあるため、沿岸部や内陸の上へ上がり、避難所へ避難する。津波が解除されるまで、離れたり戻らない。（約10秒）	1m	(概ねなし)	(3点と2点の連打) ●●●●●	(約10秒) (約6秒)	津波警報等解除			(1点2回と2点の連打) ●●●●●	(約10秒) (約1分) (約3秒)	<table border="1" data-bbox="1093 161 1632 347"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき（地震情報を含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、津波警報等や津波情報の留意事項は以下の気象庁ホームページを参照すること。</u> <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/joho/tsunamiinfo.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/joho/tsunamiinfo.html</a>（津波警報・注意報、津波情報、津波予報について） <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/tsunami/issuance.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/tsunami/issuance.html</a>（津波警報の発表と解除）</p> <p>第3 津波警報等の伝達系統 1～2 (略) 3 <u>津波警報等の種類と標識</u></p> <table border="1" data-bbox="1043 727 1288 1129"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の種類</th> <th>標識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>(連点) ●●● (約3秒) (短音連発)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(2点) ●●●●● (約5秒) (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(3点と2点の連打) ●●●●● (約10秒) (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>津波警報等解除</td> <td>(1点2回と2点の連打) ●●●●● (約10秒) (約1分) (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>1 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。</u> このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <u>2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。</u></p>	発表基準	発表内容	津波が予想されないとき（地震情報を含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。	警報・注意報の種類	標識	大津波警報	(連点) ●●● (約3秒) (短音連発)	津波警報	(2点) ●●●●● (約5秒) (約2秒)	津波注意報	(3点と2点の連打) ●●●●● (約10秒) (約6秒)	津波警報等解除	(1点2回と2点の連打) ●●●●● (約10秒) (約1分) (約3秒)	<p>記載の整理</p>
警報・注意報の種類	解説（大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられる津波の高さ）	発表される観測の高さ	標 識	音	サイレン音																																												
大津波警報	津波の浸襲が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や内陸にいる人は、ただちに高台や避難所へ、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。（概として3mを越える場合）	10m 概 10m 5m	巨大	(3点) ●●●	(約3秒) (短音連発)																																												
津波警報	津波の浸襲が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や内陸にいる人は、ただちに高台や避難所へ、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。（概として1mを越え、3m以下の場合）	3m	高い	(2点) ●●●●●	(約5秒) (約2秒)																																												
津波注意報	津波で避難が必要だが、浸襲のおそれがあるため、沿岸部や内陸の上へ上がり、避難所へ避難する。津波が解除されるまで、離れたり戻らない。（約10秒）	1m	(概ねなし)	(3点と2点の連打) ●●●●●	(約10秒) (約6秒)																																												
津波警報等解除			(1点2回と2点の連打) ●●●●●	(約10秒) (約1分) (約3秒)																																													
発表基準	発表内容																																																
津波が予想されないとき（地震情報を含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。																																																
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。																																																
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。																																																
警報・注意報の種類	標識																																																
大津波警報	(連点) ●●● (約3秒) (短音連発)																																																
津波警報	(2点) ●●●●● (約5秒) (約2秒)																																																
津波注意報	(3点と2点の連打) ●●●●● (約10秒) (約6秒)																																																
津波警報等解除	(1点2回と2点の連打) ●●●●● (約10秒) (約1分) (約3秒)																																																

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>4～5 （略）</p> <p>第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法</p> <p>地震及び津波に関する情報とは、全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は<u>次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 震度速報</u></p> <p><u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。</u></p> <p><u>(2) 震源に関する情報</u></p> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。</u></p> <p><u>(3) 震源・震度情報</u></p> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。</u></p> <p><u>(4) 地震回数に関する情報</u></p> <p><u>地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。</u></p> <p><u>(5) 津波情報</u></p> <p><u>大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された津波予報区における津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ、満潮時刻及び観測された津波の高さ及び時刻を発表する。</u></p> <p><u>(6) 長周期地震動に関する観測情報</u></p> <p><u>高層ビル内での的確な防災対応に資するため、震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から10分後程度で1回発表する。</u></p> <p><u>(7) 遠地震に関する情報</u></p> <p><u>国外でマグニチュード7.0以上の地震や都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測された場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</u></p> <p><u>※国外で発生した大規模噴火を感知した場合にも発表することがある。（噴火発生から1時間半～2時間程度で発表）</u></p> <p>2～3 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）</p>	<p>4～5 （略）</p> <p>第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法</p> <p>地震及び津波に関する情報とは、全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は<u>第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第1節「地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）」第2「地震及び津波に関する情報の種類等」を参照すること。</u></p> <p>2～3 （略）</p> <p>第5 （略）</p>	<p>記載の整理</p>

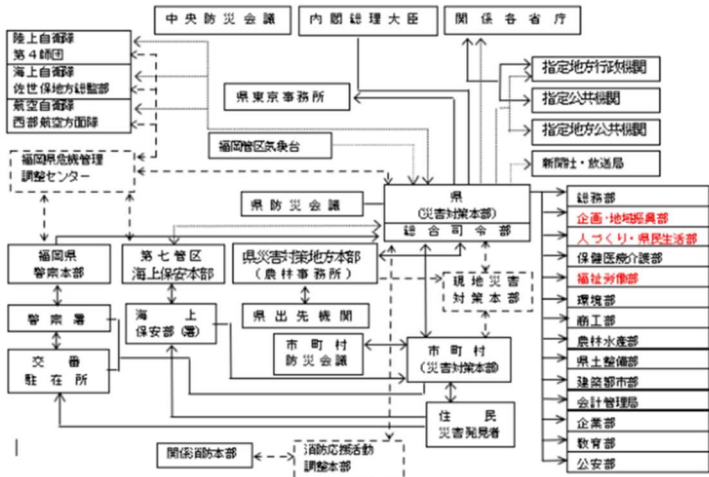
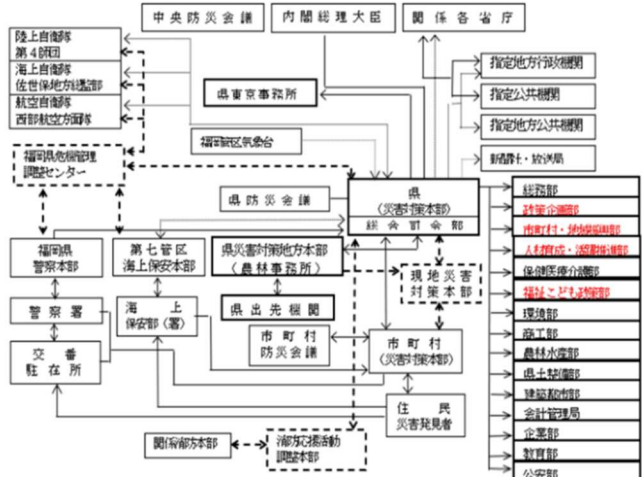
# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(略)</p> <p>〈主な実施機関〉            国（国土交通省関門航路事務所）、県（防災危機管理局、財産活用課、道路維持課、河川整備課、港湾課、警察本部、<b>人づくり・県民生活部</b>、保健医療介護部、<b>福祉労働部</b>、<b>工業保安課</b>、関係各課）、市町村、関係機関、道路管理者、河川管理者、海岸管理者</p> <p>第1 津波災害応急対策のための基本的な考え方            津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を<b>平常時</b>より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難対策を充実・強化する必要がある。</p> <p>津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受入れることも重要である。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備</p> <p>1 海岸等における広報            沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線（同報系）、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。</p> <p>また、津波警報等や避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、<b>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</b>、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 海面監視体制及び通報伝達体制等を確立            福岡管区気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、高所からの監視等の安全措</p>	<p>第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）            (略)</p> <p>〈主な実施機関〉            国（国土交通省関門航路事務所）、県（防災危機管理局、財産活用課、道路維持課、河川整備課、港湾課、警察本部、保健医療介護部、<b>福祉こども政策部</b>、<b>消防保安課</b>、関係各課）、市町村、関係機関、道路管理者、河川管理者、海岸管理者</p> <p>第1 津波災害応急対策のための基本的な考え方            津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を<b>平時</b>より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難対策を充実・強化する必要がある。</p> <p>津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受入れることも重要である。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備</p> <p>1 海岸等における広報            沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線（同報系）、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。</p> <p>また、津波警報等や避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 海面監視体制及び通報伝達体制等を確立            福岡管区気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対して早期退避を<b>呼びかけるとともに</b>、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずるものとする。</p> <p>第5～第9（略）</p> <p>第3節 被害情報等の収集伝達（略）</p> <p>第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村）（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 地震発生直後の被害情報の把握</p> <p>県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明</p>	<p>分は海面の状態を監視する。この場合、高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対して早期退避を<b>呼び掛ける</b>とともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずるものとする。</p> <p>第5～第9（略）</p> <p>第3節 被害情報等の収集伝達（略）</p> <p>第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村）（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 地震発生直後の被害情報の把握</p> <p>県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う<b>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める</b>ものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路</p> <p>1 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図（再掲）</p>  <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p>	<p>滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路</p> <p>1 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図（再掲）</p>  <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は</p>	<p>改正理由</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																
<p style="text-align: center;">〈福岡県庁非常・緊急通話電話番号〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">電話番号</th> <th style="width: 25%;">関係部署</th> <th style="width: 25%;">電話番号</th> <th style="width: 25%;">関係部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641-4734</td> <td>総務部防災危機管理局</td> <td>622-1404</td> <td>商工部商工政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3986</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">福岡県災害対策本部</td> <td>614-4665</td> <td>農林水産部農林水産政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3987</td> <td>622-5108</td> <td>県土整備部河川管理課</td> </tr> <tr> <td>643-3988</td> <td>622-5107</td> <td>〃 道路維持課</td> </tr> <tr> <td>643-3989</td> <td>651-6599</td> <td>〃 砂防課</td> </tr> <tr> <td>643-3990</td> <td>622-0618</td> <td>建築都市部建築都市総務課</td> </tr> <tr> <td>622-1907</td> <td>総務部県民情報広報課</td> <td>643-3772</td> <td>会計管理局会計課</td> </tr> <tr> <td>642-6657</td> <td>企画・地域振興部総合政策課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6393</td> <td>〃 行政支援課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6394</td> <td>福祉労働部福祉総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略) (5) (略) 3～4 (略)</p> <p>第4節 広報・広聴</p> <p>災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。</p> <p>また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 災害広報の実施</p> <p>1 県における広報</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 県が行う広報内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（交通政策課、<b>空港対策局</b>、港湾課）</p> <p>b (略)</p> <p>(キ) ライフラインの状況（防災危機管理局・<b>水資源対策課水道整備室</b>）</p> <p>(ク) 地震発生時におけるガス安全使用（<b>工業保安課</b>）</p> <p>(ケ)～(タ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 広報方法（<b>県民情報広報課</b>、関係各課）</p> <p>(略)</p>	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987	622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988	622-5107	〃 道路維持課	643-3989	651-6599	〃 砂防課	643-3990	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課	642-6657	企画・地域振興部総合政策課			622-6393	〃 行政支援課			622-6394	福祉労働部福祉総務課			<p style="text-align: center;">次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〈福岡県庁非常・緊急通話電話番号〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">電話番号</th> <th style="width: 25%;">関係部署</th> <th style="width: 25%;">電話番号</th> <th style="width: 25%;">関係部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641-4734</td> <td>総務部防災危機管理局</td> <td>622-1404</td> <td>商工部商工政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3986</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">福岡県災害対策本部</td> <td>614-4665</td> <td>農林水産部農林水産政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3987</td> <td>622-5108</td> <td>県土整備部河川管理課</td> </tr> <tr> <td>643-3988</td> <td>622-5107</td> <td>〃 道路維持課</td> </tr> <tr> <td>643-3989</td> <td>651-6599</td> <td>〃 砂防課</td> </tr> <tr> <td>643-3990</td> <td>622-0618</td> <td>建築都市部建築都市総務課</td> </tr> <tr> <td>622-1907</td> <td>政策企画部広報課</td> <td>643-3772</td> <td>会計管理局会計課</td> </tr> <tr> <td>642-6657</td> <td>〃 企画総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6393</td> <td>市町村・地域振興部市町村行政支援課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6394</td> <td>福祉こども政策部福祉総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略) (5) (略) 3～4 (略)</p> <p>第4節 広報・広聴</p> <p>災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。</p> <p>また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 災害広報の実施</p> <p>1 県における広報</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 県が行う広報内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（<b>空港・交通対策局</b>、港湾課）</p> <p>b (略)</p> <p>(キ) ライフラインの状況（防災危機管理局、<b>上下水道課上下水道整備室</b>）</p> <p>(ク) 地震発生時におけるガス安全使用（<b>消防保安課</b>）</p> <p>(ケ)～(タ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 広報方法（<b>広報課</b>、関係各課）</p>	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987	622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988	622-5107	〃 道路維持課	643-3989	651-6599	〃 砂防課	643-3990	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	政策企画部広報課	643-3772	会計管理局会計課	642-6657	〃 企画総務課			622-6393	市町村・地域振興部市町村行政支援課			622-6394	福祉こども政策部福祉総務課			<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署																																																																															
641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課																																																																															
643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課																																																																															
643-3987		622-5108	県土整備部河川管理課																																																																															
643-3988		622-5107	〃 道路維持課																																																																															
643-3989		651-6599	〃 砂防課																																																																															
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課																																																																															
622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課																																																																															
642-6657	企画・地域振興部総合政策課																																																																																	
622-6393	〃 行政支援課																																																																																	
622-6394	福祉労働部福祉総務課																																																																																	
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署																																																																															
641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課																																																																															
643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課																																																																															
643-3987		622-5108	県土整備部河川管理課																																																																															
643-3988		622-5107	〃 道路維持課																																																																															
643-3989		651-6599	〃 砂防課																																																																															
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課																																																																															
622-1907	政策企画部広報課	643-3772	会計管理局会計課																																																																															
642-6657	〃 企画総務課																																																																																	
622-6393	市町村・地域振興部市町村行政支援課																																																																																	
622-6394	福祉こども政策部福祉総務課																																																																																	

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(3) 広報の実施</p> <p>ア きめ細かな情報提供（<u>県民情報広報課</u>、関係各課） （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 報道機関等との連携（<u>県民情報広報課</u>・防災危機管理局） （ア）（略） （イ）県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を<u>講じる</u>こととする。 （ウ）～（カ）（略）</p> <p>エ 報道機関へ要請及び発表する広報内容例（<u>県民情報広報課</u>・防災危機管理局） （ア）～（イ）（略）</p> <p>オ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定公共機関等における広報 （1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>西日本電信電話株式会社</u> （略）</p> <p>（6）（略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 内容 （1）県の相談活動（<u>県民情報広報課</u>・保健福祉環境事務所・防災危機管理局、関係各課） ア～ウ（略） （2）（略）</p> <p>第5節 （略）</p> <p>第6節 二次災害の防止 （略）</p> <p>第1 震災消防活動（防災危機管理局、市町村） （略）</p> <p>1 出火防止、初期消火 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について<u>呼びかける</u>。</p> <p>2 消防活動 （1）（略） （2）危険物火災等に対する消防活動 ア 特殊火災の消防活動 （略）</p>	<p>（略）</p> <p>(3) 広報の実施</p> <p>ア きめ細かな情報提供（<u>広報課</u>、関係各課） （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 報道機関等との連携（<u>広報課</u>・防災危機管理局） （ア）（略） （イ）県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を<u>講ずる</u>こととする。 （ウ）～（カ）（略）</p> <p>エ 報道機関へ要請及び発表する広報内容例（<u>広報課</u>・防災危機管理局） （ア）～（イ）（略）</p> <p>オ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定公共機関等における広報 （1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>NTT西日本株式会社</u> （略）</p> <p>（6）（略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 内容 （1）県の相談活動（<u>広報課</u>・保健福祉環境事務所・防災危機管理局、関係各課） ア～ウ（略） （2）（略）</p> <p>第5節 （略）</p> <p>第6節 二次災害の防止 （略）</p> <p>第1 震災消防活動（防災危機管理局、市町村） （略）</p> <p>1 出火防止、初期消火 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について<u>呼び掛ける</u>。</p> <p>2 消防活動 （1）（略） （2）危険物火災等に対する消防活動 ア 特殊火災の消防活動</p>	<p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 放射線関係施設火災 放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 地震、降雨等に伴う二次災害の防止 (略)</p> <p>1 水害・土砂災害・宅地災害対策（環境保全課・河川整備課・砂防課・建築指導課・都市計画課・開発・盛土指導課・農村森林整備課、市町村） (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 救出活動 (略)</p> <p>〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉労働部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村</p> <p>第1 陸上における救出対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警察（警備課） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 海外からの救援部隊等の受入計画（防災危機管理局、国際局、福祉総務課、商工政策課（県海外事務所）、警察、市町村、消防本部）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内容 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支援受入の訓練等 県は、平常時から、海外からの救援部隊の受入・連携を目的とした防災訓練を実施するなど、支援受入体制の整備に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 放射線関係施設火災 放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 地震、降雨等に伴う二次災害の防止 (略)</p> <p>1 水害・土砂災害・宅地災害対策（水・大気環境課・河川整備課・砂防課・建築指導課・都市計画課・開発・盛土指導課・農村森林整備課、市町村） (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 救出活動 (略)</p> <p>〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉子ども政策部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村</p> <p>第1 陸上における救出対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警察（警備課） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 海外からの救援部隊等の受入計画（防災危機管理局、国際局、福祉総務課、商工政策課（県海外事務所）、警察、市町村、消防本部）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内容 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支援受入の訓練等 県は、平時から、海外からの救援部隊の受入・連携を目的とし</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第9節 避難対策の実施 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 警戒区域の設定 1 (略) 2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定 災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。 (1)～(4) (略) (5) 市町村長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。 なお、市町村長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、<u>予め</u>市町村防災計画に定めておく等、十分な連携を図るものとする。</p> <p>第3 避難者の誘導及び移送 1 市町村 (1)～(4) (略) (5) 広域一時滞在 ア 広域一時滞在についての協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めすることができる。</p> <p>イ (略) 2～4 (略)</p> <p>第4 指定避難所等の開設 1 市町村 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡</p>	<p>た防災訓練を実施するなど、支援受入体制の整備に努める。</p> <p>第9節 避難対策の実施 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 警戒区域の設定 1 (略) 2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定 災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。 (1)～(4) (略) (5) 市町村長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。 なお、市町村長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、<u>あらかじめ</u>市町村防災計画に定めておく等、十分な連携を図るものとする。</p> <p>第3 避難者の誘導及び移送 1 市町村 (1)～(4) (略) (5) 広域一時滞在 ア 広域一時滞在についての協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。 <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>イ (略) 2～4 (略)</p> <p>第4 指定避難所等の開設 1 市町村 (略) (1)～(5) (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>易ベッドを設置するなどによる良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備</p> <p>(7) 関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。</p> <p>ア 指定避難所等の開設の日時及び場所</p> <p>イ 受入れ状況及び受入れ人員</p> <p>※ 指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。</p> <p>ウ 開設期間の見込</p> <p>エ 避難対象地区名（災害危険箇所名等資料編Ⅱ（災害危険箇所編一覽））</p> <p>(8) 指定避難所等の適切な運営管理</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 女性や<b>子供</b>等に対する性暴力・DVの発生防止</p> <p>指定避難所等における性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 感染症対策</p> <p>指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を<b>講じる</b>よう努めるものとする。</p> <p>また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理（市町村）</p> <p>指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮</p> <p>指定避難所においては、女性の意見を反映し、運営管理に<b>お</b></p>	<p>(6) 避難所開設当初から<b>プライバシー確保のための</b>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなどによる良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備</p> <p>(7) 関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。</p> <p>ア 指定避難所等の開設の日時及び場所</p> <p>イ 受入れ状況及び受入れ人員</p> <p>※ 指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。</p> <p>ウ 開設期間の見込</p> <p>エ 避難対象地区名（災害危険箇所名等資料編Ⅱ（災害危険箇所編一覽））</p> <p><b>オ 当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</b></p> <p>(8) 指定避難所等の適切な運営管理</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 女性や<b>こども</b>等に対する性暴力・DVの発生防止</p> <p>指定避難所等における性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 感染症対策</p> <p>指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。</p> <p>また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理（市町村）</p> <p>指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>る女性</u>の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理（市町村）</p> <p>市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、<u>食事供与の状況</u>、<u>トイレの設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>なお、国、県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課 ところの健康づくり推進室・生活衛生課、市町村）</p> <p>県及び市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>指定避難所においては、女性<u>や子育て家庭、性的少数者等</u>の意見を反映<u>できるよう</u>、運営に<u>おいて、これらの者の意見を反映できる者の</u>参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>性的少数者に配慮した多目的トイレの設置</u>、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や<u>性的少数者</u>、子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理（市町村）</p> <p>市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、<u>栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、教育委員会等の関係部局とあらかじめ方針を決めながら、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>なお、国、県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課 ところの健康づくり推進室・生活衛生課、市町村）</p> <p>県及び市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>多様なニーズ、指定避難所等</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取</p>	<p>に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>R7.1.16文科省事務連絡「避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用の留意事項」に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>第10節 交通・輸送対策の実施 (略)</p> <p>第1 交通の確保対策の実施（県、警察（公安委員会）、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、鉄道事業者、空港管理者等）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上の交通対策 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 通行の禁止・制限を実施した場合の措置 通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を<u>講じる</u>。 。 ア～イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空の交通対策 (1) 空港管理者等は、災害により航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を<u>講じる</u>。 (2) (略)</p> <p>第2 緊急輸送対策の実施（防災危機管理局・福祉総務課・関係部局・農林事務所、警察（公安委員会）、市町村、関係機関）</p> <p>1 方針 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 輸送車両等の確保 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 九州運輸局 災害対策実施要綱等に基づき、必要な措置を<u>講じる</u>とともに、県の要請により輸送機関に対し調達の斡旋を行う。</p>	<p>扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>第10節 交通・輸送対策の実施 (略)</p> <p>第1 交通の確保対策の実施（県、警察（公安委員会）、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、鉄道事業者、空港管理者等）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上の交通対策 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 通行の禁止・制限を実施した場合の措置 通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を<u>講ずる</u>。 。 ア～イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空の交通対策 (1) 空港管理者等は、災害により航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を<u>講ずる</u>。 (2) (略)</p> <p>第2 緊急輸送対策の実施（防災危機管理局・福祉総務課・関係部局・農林事務所、警察（公安委員会）、市町村、関係機関）</p> <p>1 方針 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え</u>、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 輸送車両等の確保 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 九州運輸局 災害対策実施要綱等に基づき、必要な措置を<u>講ずる</u>とともに、</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(5)～(9) 6 (略) 第3 交通施設の応急・復旧（鉄道、道路、港湾等、空港管理者等） 1 趣旨 <u>交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。</u></p> <p>2 道路施設 <u>(1) 方針</u> <u>国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開（障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）の除去、応急復旧）等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するものとする。</u> <u>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努めるものとする。</u> <u>上記道路啓開等に当たっては、啓開道路の確保を最優先とし、その次に緊急輸送道路の確保に取り組むこととする。その他の道路啓開優先順位を決定するに当たっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。</u> <u>併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。</u> <u>(2) 国・県（道路維持課）・市町村・警察（公安委員会）</u> <u>各道路管理者等及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講じる。</u> <u>ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。</u> <u>なお、被害状況等の調査を迅速に行うため、あらかじめ団体等との間で協定等を締結しておくものとする。</u> <u>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。</u></p>	<p>県の要請により輸送機関に対し調達の斡旋を行う。 (5)～(9) 6 (略) 第3 交通施設の応急・復旧（鉄道、道路、港湾等、空港管理者等） 1 趣旨 <u>道路、鉄道、港湾、空港の管理者は、救助・救急、医療および消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通の確保に努める。</u></p> <p>2 道路施設 <u>道路管理者は、道路啓開計画に基づき、効率的かつ迅速に道路啓開を行う。</u> <u>(1) 道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開、応急復旧等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。また、必要に応じて、他の道路管理者に対して、応急復旧に係る支援を要請する。</u> <u>(2) 災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災市町村等、他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施する。</u> <u>(3) 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施する。</u> <u>(4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u> <u>(5) 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断する。</u> <u>(6) 民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要ない人員、資機材等の確保に努める。</u> <u>(7) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供する。</u></p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)及び国土交通省防災業務計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>ウ 道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。</u> <u>この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。</u></p> <p><u>エ 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。</u></p> <p><u>オ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。</u> <u>なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。</u></p> <p><u>カ 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。</u> <u>この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。</u> <u>また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 西日本高速道路株式会社</u></p> <p><u>ア 通行の禁止又は制限の実施基準</u> <u>(ア) 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を行う。</u> <u>(イ) 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者等に必要な協議、通知等を行う。</u></p> <p><u>イ 通行の禁止又は制限の実施方法</u> <u>(ア) 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。</u> <u>(イ) 通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、当社の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 通行の禁止又は制限の解除等</u> <u>(ア) 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の禁止又は制限を解除するものとする。</u> <u>(イ) 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の禁止又は制限の措置を講ずるものとする。</u> <u>(ウ) 通行の禁止又は制限を行った場合において、災害が発生し</u></p>	<p><u>(8) 被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努める。</u></p>	

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>ているときは、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p><u>(エ) 通行の禁止又は制限を解除又は変更するときは、警察及び周辺道路の道路管理者等に必要な協議通知等を行う。</u></p> <p><u>エ 点検</u> <u>必要に応じた点検を行う。</u></p> <p><u>オ 応急復旧</u> <u>(ア) 応急復旧の基本方針</u> <u>災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。</u> <u>この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</u></p> <p><u>(イ) 車両の移動等</u> <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 応急復旧の実施</u> <u>応急復旧の実施に当たっては、本復旧においてとられる工法の如何にかかわらず、被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を採用する。</u></p> <p><u>カ 緊急通行車両等の取り扱い</u> <u>通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両等の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。</u> <u>なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。</u></p> <p><u>キ 関係機関との協議</u> <u>通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両等の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。</u></p> <p><u>(4) 福岡北九州高速道路公社</u> <u>ア 災害発生前の措置</u> <u>(ア) 情報連絡</u> <u>災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。</u></p>		

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>(イ) 予防措置</u>  <u>災害の発生のおそれがあるときは、関係部所はそれぞれの所掌に応じて高速道路の巡回点検等を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行う。</u></p> <p><u>イ 災害時における措置</u></p> <p><u>(ア) 防災体制</u>  <u>災害時における体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（甚大な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。</u></p> <p><u>(イ) 車両の移動等</u>  <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 応急工事</u>  <u>高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。</u></p> <p><u>(5) 福岡県道路公社</u></p> <p><u>ア 災害発生前の措置</u></p> <p><u>(ア) 情報連絡</u>  <u>災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。</u></p> <p><u>(イ) 予防措置</u>  <u>災害の発生のおそれがあるときは、関係部局はそれぞれの所掌に応じて有料道路等の巡回点検等を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行う。</u></p> <p><u>イ 災害時における措置</u></p> <p><u>(ア) 防災体制</u>  <u>災害時における体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（激甚な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。</u></p> <p><u>(イ) 車両の移動等</u>  <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移</u></p>		

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 応急工事</u></p> <p><u>有料道路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。</u></p> <p>3 鉄道施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 西日本鉄道株式会社</p> <p>ア 災害時の列車の運転規制</p> <p>災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。</p> <p>平成20年3月27日より、天神大牟田線・貝塚線において「緊急地震速報システム」の運用を開始。気象庁が提供する「緊急地震速報」を列車の運転規制に利用し、震度5弱以上の地震が予想される時に、全列車に列車無線により自動的に警報音およびメッセージによる停止指示を行い、列車を直ちに緊急停止させ被害の軽減を図る。</p> <p>また、天神大牟田線・貝塚線の各鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データをそれぞれの運転指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転指令所から列車無線等で的確に指示する。</p> <p>災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4 港湾等及び航路施設</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 港湾管理者は、国と連携し、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第11節 医療救護</p> <p>県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病</p>	<p>3 鉄道施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 西日本鉄道株式会社</p> <p>ア 災害時の列車の運転規制</p> <p>災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講ずる。</p> <p>平成20年3月27日より、天神大牟田線・貝塚線において「緊急地震速報システム」の運用を開始。気象庁が提供する「緊急地震速報」を列車の運転規制に利用し、震度5弱以上の地震が予想される時に、全列車に列車無線により自動的に警報音およびメッセージによる停止指示を行い、列車を直ちに緊急停止させ被害の軽減を図る。</p> <p>また、天神大牟田線・貝塚線の各鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データをそれぞれの運転指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転指令所から列車無線等で的確に指示する。</p> <p>災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4 港湾等及び航路施設</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 港湾管理者は、国と連携し、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告する<u>とともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う</u>ものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第11節 医療救護</p> <p>県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療スタッフ</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。</p> <p>また、被災した場合、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン<del>は、</del>県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉                  県（保健医療介護部、<b>福祉労働部</b>、総合指令部）、市町村、国立病院機構等、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p> <p>第1 医療情報の収集・提供</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報の提供（保健医療介護総務課・医療指導課・薬務課・防災危機管理局）                  県は、1で収集した情報を整理し、放送局等の報道機関と協力して、医療機関、市町村、消防機関、県民及び人工透析患者等への情報提供を行う。                  なお、人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県は、透析医会等の関係団体と連携し、<b>福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」</b>等を活用し、人工透析患者への情報の提供を行う。</p> <p>第2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復（防災危機管理局・<b>水資源対策課水道整備室</b>・医療指導課）                  （略）</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣（<b>医療指導課</b>）、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣（健康増進課こころの健康づくり推進室）                  （1） （略）</p> <p>（2）福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）</p>	<p>や医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。</p> <p>また、被災した場合、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン<b>及び災害薬事コーディネーター</b>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉                  県（保健医療介護部、<b>福祉子ども政策部</b>、総合指令部）、市町村、国立病院機構等、県医師会、<b>県薬剤師会</b>、県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p> <p>第1 医療情報の収集・提供</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報の提供（保健医療介護総務課・医療指導課・薬務課・防災危機管理局）                  県は、1で収集した情報を整理し、放送局等の報道機関と協力して、医療機関、市町村、消防機関、県民及び人工透析患者等への情報提供を行う。                  なお、人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県は、透析医会等の関係団体と連携し、<b>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</b>を活用し、人工透析患者への情報の提供を行う。</p> <p>第2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復（防災危機管理局・<b>上下水道課上水道整備室</b>・医療指導課）                  （略）</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、<b>福岡県災害薬事コーディネーター</b>・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）<del>・</del>ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣（<b>医療指導課</b>・健康増進課こころの健康づくり推進室・<b>薬務課</b>）                  （1） （略）                  （2）<b>福岡県災害薬事コーディネーター</b>                  県は、災害の状況に応じて、<b>県薬剤師会に福岡県災害薬事コーディネーターの派遣を要請する。</b>  <b>福岡県災害薬事コーディネーターの配置等については、福岡県災害薬事コーディネーター活動手順書に定めるところによる。</b></p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため記載の適正化</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。</p> <p>派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。</p> <p>(3) ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）          県は、災害の状況に応じて、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣を要請する。</p> <p>派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、ふくおか災害派遣精神医療チーム設置運営要綱等に定めるところによる。</p> <p>第4～第5 （略）          第6 血液製剤の確保          （略）          1 （略）          2 血液製剤を保管する県内の赤十字血液センターの維持に必要なライフラインを優先復旧させるために、関係機関（水道、電力、ガス、通信等）に応急措置及び緊急復旧を要請する（業務課・防災危機管理局・<u>水資源対策課水道整備室</u>）。</p> <p>3 （略）          第7 搬送          1 方針          災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等（血液製剤を含む）の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡視船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。</p> <p>2～5 （略）          第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局）          1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣チーム（DMAT）          県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑</p>	<p>(3) 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）          知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。</p> <p>派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。</p> <p>(4) ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）          県は、災害の状況に応じて、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣を要請する。</p> <p>派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、ふくおか災害派遣精神医療チーム設置運営要綱等に定めるところによる。</p> <p>第4～第5 （略）          第6 血液製剤の確保          （略）          1 （略）          2 血液製剤を保管する県内の赤十字血液センターの維持に必要なライフラインを優先復旧させるために、関係機関（水道、電力、ガス、通信等）に応急措置及び緊急復旧を要請する（業務課・防災危機管理局・<u>上下水道課上水道整備室</u>）。</p> <p>3 （略）          第7 搬送          1 方針          災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等（血液製剤を含む）の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡視船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。</p> <p><u>被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>2～5 （略）          第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・<u>薬務課</u>・防災危機管理局）          1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣チーム（DMAT）          県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派</p>	<p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部）等に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。</p> <p>全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（JMAT福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡JDAT）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第9 （略）</p> <p>第12節 要配慮者の支援 （略） 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・人づくり・県民生活部・商工部・保健福祉環境事務所・総務部）、市町村</p> <p>第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村）</p> <p>1 災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、</p>	<p>遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。また、被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部）等に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。</p> <p>全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（JMAT福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡JDAT）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第9 （略）</p> <p>第12節 要配慮者の支援 （略） 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉子ども政策部・商工部・保健福祉環境事務所・総務部）、市町村</p> <p>第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉子ども政策部・総務部、市町村）</p> <p>1 災害時には、平時から福祉サービスの提供を受けている者に加</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市町村は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを派遣し、<u>避難所等における要配慮者に対する支援</u>を行う。(福祉総務課)</p> <p>第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを派遣し、<u>避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援</u>を行う。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 外国人等に係る支援対策</p> <p>1 外国人に係る支援対策（国際政策課、市町村）(略)</p> <p>(1) 外国人への情報提供（国際政策課、市町村） 県及び市町村は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。 また、県は、<u>福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>を活用した外国語等による災害情報の提供を行うとともに、災害対策本部が設された際には、国際交流センターと協力して「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、外国人への情報伝達が円滑に行われるよう被災市町村への支援を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節 保健衛生、防疫、環境対策 (略)</p> <p>第1 保健衛生（保健医療介護部、保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 健康・栄養相談の実施（健康増進課）(略)</p> <p>(1) 健康相談の実施 市町村及び県は、<u>保健師班</u>を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。 ア～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市町村は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム(DWAT)を<u>避難所や在宅、車中泊等で避難生活を送る要配慮者がいる地域に派遣し、高齢者、障がいのある人等の多様なニーズに対する福祉的支援</u>を行う。(福祉総務課)</p> <p>第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム(DWAT)を<u>避難所や在宅、車中泊等で避難生活を送る要配慮者がいる地域に派遣し、高齢者、障がいのある人等の多様なニーズに対する福祉的支援</u>を行う。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 外国人等に係る支援対策</p> <p>1 外国人に係る支援対策（国際政策課、市町村）(略)</p> <p>(1) 外国人への情報提供（国際政策課、市町村） 県及び市町村は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。 また、県は、<u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>を活用した外国語等による災害情報の提供を行うとともに、災害対策本部が設された際には、国際交流センターと協力して「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、外国人への情報伝達が円滑に行われるよう被災市町村への支援を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節 保健衛生、防疫、環境対策 (略)</p> <p>第1 保健衛生（保健医療介護部、保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 健康・栄養相談の実施（健康増進課）(略)</p> <p>(1) 健康相談の実施 市町村及び県は、<u>保健師班等チーム</u>を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。 ア～エ (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2～4 (略)</p> <p>5 愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体）</p> <p>大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所<del>等</del>に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。</p> <p>県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。</p> <p>また、県及び市町村は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所<del>等</del>における愛護動物の適切な飼育の指導等</p> <p>県は、指定避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>ア 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 飼養動物、危険動物等の管理</p> <p>県、市町村は、獣医師会等と連携し、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2 防疫（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 方針</p> <p>県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。</p> <p>また、市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体）</p> <p>大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所等<del>等</del>に同行することで、指定避難所等の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。</p> <p>県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。</p> <p>また、県及び市町村は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所等<del>等</del>における愛護動物の適切な飼育の指導等</p> <p>県は、指定避難所等を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所等の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>ア 各地域の被害状況、指定避難所等での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 飼養動物、危険動物等の管理</p> <p>県、市町村は、獣医師会等と連携し、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2 防疫（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 方針</p> <p>県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。</p> <p>また、市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>4 疫学調査及び健康診断等（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所） 感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、<b>保菌者</b>の早期発見に努め、患者に対する入院勧告など適切な予防措置を<b>講じる</b>ため疫学調査を実施する。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 環境対策（<b>環境保全課</b>・保健福祉環境事務所、市町村、工場・事業所等）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 県（環境保全課） （1）～（5） （略） （6）県は、有害物質の漏出等により、住民の生命身体に危険の<b>恐れ</b>があると認められる場合は、報道機関の協力を得て広く周知するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第14節 遺体の捜索、収容及び火葬 （略） 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>）、市町村、警察、第七管区海上保安本部</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>第15節 飲料水の供給 （略） 〈主な実施機関〉 県（防災危機管理局・<b>水資源対策課水道整備室</b>・水資源対策課）、市町村、県民</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方 震災時には、配水管等の破損等による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。 また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、地震発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。</p> <p>2 （略）</p>	<p>2～3 （略）</p> <p>4 疫学調査及び健康診断等（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所） 感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、<b>無症状病原体保有者</b>の早期発見に努め、患者に対する入院勧告など適切な予防措置を<b>講ずる</b>ため疫学調査を実施する。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 環境対策（<b>水・大気環境課</b>・保健福祉環境事務所、市町村、工場・事業所等）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 県（環境保全課） （1）～（5） （略） （6）県は、有害物質の漏出等により、住民の生命身体に危険の<b>おそれ</b>があると認められる場合は、報道機関の協力を得て広く周知するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第14節 遺体の捜索、収容及び火葬 （略） 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・<b>福祉子ども政策部</b>）、市町村、警察、第七管区海上保安本部</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>第15節 飲料水の供給 （略） 〈主な実施機関〉 県（防災危機管理局・<b>上下水道課上水道整備室</b>・水資源対策課）、市町村、県民</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方 震災時には、配水管等の破損等による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。 また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、地震発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。 <b>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</b></p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2 市町村 1～3 (略)</p> <p>第3 <b>県水資源対策課水道整備室</b> 市町村から飲料水の確保及び給水について応援要請を受けたときは、隣接水道事業者に対し必要な応援の措置について指示するとともに、給水資機材の確保（調達）、水質検査等に必要な措置を<b>講じる</b>。 また、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、九州・山口9県災害時応援協定に基づき応援要請を行う。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第16節 食料の供給 (略) 〈主な実施機関〉 県（農林水産部・<b>福祉労働部</b>）、市町村、農林水産省、九州農政局</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第17節 生活必需品等の供給 (略) 〈主な実施機関〉 県（<b>福祉労働部・人づくり・県民生活部</b>・商工部）、市町村、九州経済産業局</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第18節 住宅の確保 (略) 〈主な実施機関〉 県（<b>福祉労働部</b>・建築都市部・農林水産部）、市町村</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・住宅計画課・県営住宅課・林業振興課、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設（福祉総務課、県営住宅課） (1)～(7) (略) (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。また、市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営</p>	<p>2 (略)</p> <p>第2 市町村 1～3 (略)</p> <p><b>4 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</b></p> <p>第3 <b>県上下水道課上水道整備室</b> 市町村から飲料水の確保及び給水について応援要請を受けたときは、隣接水道事業者に対し必要な応援の措置について指示するとともに、給水資機材の確保（調達）、水質検査等に必要な措置を<b>講ずる</b>。 また、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、九州・山口9県災害時応援協定に基づき応援要請を行う。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第16節 食料の供給 (略) 〈主な実施機関〉 県（農林水産部・<b>福祉子ども政策部</b>）、市町村、農林水産省、九州農政局</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第17節 生活必需品等の供給 (略) 〈主な実施機関〉 県（<b>福祉子ども政策部・市町村・地域振興部</b>・商工部）、市町村、九州経済産業局</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第18節 住宅の確保 (略) 〈主な実施機関〉 県（<b>福祉子ども政策部</b>・建築都市部・農林水産部）、市町村</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・住宅計画課・県営住宅課・林業振興課、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設（福祉総務課、県営住宅課） (1)～(7) (略) (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。また、市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止す</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																
<p>に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>第3 被災住宅の応急修理</u></p> <p><u>1～2 (略)</u></p> <p><u>3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置（住宅計画課）</u></p> <p><u>県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。</u></p> <p>第4～第5 (略)</p> <p><u>第6 被災住宅に対する融資（建築指導課、住宅金融支援機構）</u></p> <p><u>自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。</u></p> <p><u>1 建設の場合</u></p> <p><u>市町村等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。</u></p> <p><u>(1) 融資金の限度額</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1077 965 1209"> <thead> <tr> <th><u>基本融資額 （建設資金）</u></th> <th><u>特例加算額 （建設資金）</u></th> <th><u>基本融資額 （土地取得資金）</u></th> <th><u>基本融資額 （整地資金）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1,650万円</u></td> <td><u>510万円</u></td> <td><u>970万円</u></td> <td><u>440万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。</u></p> <p><u>(3) 最長返済期間【建設】</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1273 965 1374"> <thead> <tr> <th><u>耐火構造</u></th> <th><u>準耐火構造</u></th> <th><u>木造（耐久性）</u></th> <th><u>木造（一般）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>35年</u></td> <td><u>35年</u></td> <td><u>35年</u></td> <td><u>25年</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 購入の場合</u></p> <p><u>市町村等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次</u></p>	<u>基本融資額 （建設資金）</u>	<u>特例加算額 （建設資金）</u>	<u>基本融資額 （土地取得資金）</u>	<u>基本融資額 （整地資金）</u>	<u>1,650万円</u>	<u>510万円</u>	<u>970万円</u>	<u>440万円</u>	<u>耐火構造</u>	<u>準耐火構造</u>	<u>木造（耐久性）</u>	<u>木造（一般）</u>	<u>35年</u>	<u>35年</u>	<u>35年</u>	<u>25年</u>	<p>るための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>第3 被災住宅の応急修理</u></p> <p><u>1～2 (略)</u></p> <p>第4～第5 (略)</p> <p><u>第6 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置（住宅計画課）</u></p> <p><u>県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。</u></p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<u>基本融資額 （建設資金）</u>	<u>特例加算額 （建設資金）</u>	<u>基本融資額 （土地取得資金）</u>	<u>基本融資額 （整地資金）</u>															
<u>1,650万円</u>	<u>510万円</u>	<u>970万円</u>	<u>440万円</u>															
<u>耐火構造</u>	<u>準耐火構造</u>	<u>木造（耐久性）</u>	<u>木造（一般）</u>															
<u>35年</u>	<u>35年</u>	<u>35年</u>	<u>25年</u>															

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧		新		改正理由																																		
<p>表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。</p> <p>(1) 融資金の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の区分</th> <th>基本融資額 (購入資金)</th> <th>特別加算額 (購入資金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新築住宅</td> <td>2,620万円</td> <td rowspan="4">510万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リ・ユース住宅 (中古住宅)</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td rowspan="2">2,320万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースマンション</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション</td> <td>2,620万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。</p> <p>(3) 最長返済期間</p> <p>【新築住宅購入】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐火構造</th> <th>準耐火構造</th> <th>木造(耐久性)</th> <th>木造(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年</td> <td>35年</td> <td>35年</td> <td>25年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【リ・ユース住宅購入】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション</th> <th>リ・ユース住宅 リ・ユースマンション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年</td> <td>25年</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 補修の場合</p> <p>市町村等から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。</p> <p>また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。</p> <p>(1) 融資金の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本融資額</th> <th>補修資金</th> <th>引方移転資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>730万円</td> <td>440万円</td> <td>440万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利率 住宅金融支援機構の条件による。</p> <p>(3) 最長返済期間 20年</p> <p>※ 上記融資概要は、平成29年11月現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるの</p>					住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)	新築住宅		2,620万円	510万円	リ・ユース住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅	2,320万円	リ・ユースマンション	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,620万円	耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)	35年	35年	35年	25年	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	35年	25年	基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金		730万円	440万円	440万円
住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)																																			
新築住宅		2,620万円	510万円																																			
リ・ユース住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅	2,320万円																																				
	リ・ユースマンション																																					
	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,620万円																																				
耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)																																			
35年	35年	35年	25年																																			
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション																																					
35年	25年																																					
基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金																																			
	730万円	440万円	440万円																																			

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>で、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。</u></p> <p>第19節 災害廃棄物等の処理 （略）</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 がれき等処理</p> <p>1 方針 県、市町村及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施することとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県災害廃棄物処理計画等に基づき、<b>仮置場、最終処分地</b>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4 障害物除去</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 障害物除去に関する応援、協力 県は、市町村から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、適当な措置を<b>講じる</b>。</p> <p>第5 死亡獣畜処理（生活衛生課・保健福祉環境事務所、市町村） 市町村は、管轄保健福祉環境事務所長（福岡市、北九州市、<b>久留米市及び大牟田市</b>）にあっては保健所長）の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。</p> <p>第20節 文教対策の実施 （略）</p> <p>第1 学校教育対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 応急教育（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教職員課、市町村教育委員会等）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 児童・生徒等の安全の確保措置（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課） 災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 市町村（組合）立学校に対する措置</p>	<p>第19節 災害廃棄物等の処理 （略）</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 がれき等処理</p> <p>1 方針 県、市町村及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施することとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県災害廃棄物処理計画等に基づき、<b>仮置場・最終処分地</b>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4 障害物除去</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 障害物除去に関する応援、協力 県は、市町村から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、適当な措置を<b>講ずる</b>。</p> <p>第5 死亡獣畜処理（生活衛生課・保健福祉環境事務所、市町村） 市町村は、管轄保健福祉環境事務所長（福岡市、北九州市<b>及び久留米市</b>）にあっては保健所長）の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。</p> <p>第20節 文教対策の実施 （略）</p> <p>第1 学校教育対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 応急教育（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教職員課、市町村教育委員会等）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 児童・生徒等の安全の確保措置（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課） 災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。</p> <p>ア （略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村（組合）教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村（組合）教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 施設の応急整備（施設課） 災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 災害時における代替校舎の確保 校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、次の措置を講じる。</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(6) 教職員補充措置（教職員課） 災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。</p> <p>ア 県立学校に対する措置 (ア) （略） (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。 a～d （略）</p> <p>イ 市町村（組合）立学校（県費負担教職員に限る）に対する措置 (ア) （略） (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。 a～d （略）</p> <p>3 就学援助に関する措置（財務課、義務教育課・特別支援教育課） (略)</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 被災児童生徒等へのメンタルケア（体育スポーツ健康課・高校教育課・義務教育課・特別支援教育課） 県・市町村教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、</p>	<p>イ 市町村（組合）立学校に対する措置 授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村（組合）教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村（組合）教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講ずることもある。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 施設の応急整備（施設課） 災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 災害時における代替校舎の確保 校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(6) 教職員補充措置（教職員課） 災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。</p> <p>ア 県立学校に対する措置 (ア) （略） (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。 <u>必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用するものとする。</u> a～d （略）</p> <p>イ 市町村（組合）立学校（県費負担教職員に限る）に対する措置 (ア) （略） (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。 <u>必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用するものとする。</u> a～d （略）</p> <p>3 就学援助に関する措置（財務課、義務教育課・特別支援教育課） (略)</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 被災児童生徒等へのメンタルケア（体育スポーツ健康課・高校教育課・義務教育課・特別支援教育課）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急対策</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震計情報</p> <p>地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、災害対策本部において統合ブロック、単位ブロック<u>毎</u>に集計を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 二次災害防止措置</p> <p>ア 危険予防措置</p> <p>ガスの漏洩等による二次災害発生の<u>恐れ</u>がある場合には、避難区域の設定、火気の使用停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 国内通信施設災害応急対策（<u>西日本電信電話株式会社</u>）</p> <p>災害時における電気通信設備の応急対策は、<u>西日本電信電話株式会社</u>「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を<u>講じる</u>。</p> <p>(7) その他、安全上必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>4 通信の非常そ通措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供</p> <p>地震等の災害時において、通信が輻射した場合に、被災地の家</p>	<p>県・市町村教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。</p> <p><u>なお、スクールカウンセラーの派遣については、必要に応じて被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用するものとする。</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急対策</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震計情報</p> <p>地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、災害対策本部において統合ブロック、単位ブロック<u>ごと</u>に集計を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 二次災害防止措置</p> <p>ア 危険予防措置</p> <p>ガスの漏洩等による二次災害発生の<u>おそれ</u>がある場合には、避難区域の設定、火気の使用停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 国内通信施設災害応急対策（<u>NTT西日本株式会社</u>）</p> <p>災害時における電気通信設備の応急対策は、<u>NTT西日本株式会社</u>「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>(7) その他、安全上必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>4 通信の非常そ通措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版『web171』を提供する。</p> <p>なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。</p> <p>利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、<b>平常時</b>からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 上水道施設災害応急対策（<b>水資源対策課水道整備室</b>、市町村、水道事業者） 1～4 （略）</p> <p>第6 下水道施設災害応急対策（<b>下水道課</b>、流域下水道事務所、県土整備事務所、下水道管理センター、市町村） 下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、震災時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。このため、下水道管理者（県・市町村）は、震災の発生時において、<b>公共下水道等</b>の構造等を勘案して、速やかに、<b>公共下水道等</b>の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<b>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等</b>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 管渠 (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に<b>応急措置を講じる</b>とともに本復旧の方針をたてる。 (2)～(3) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第7 （略）</p>	<p>地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版『web171』を提供する。</p> <p>なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。</p> <p>利用方法については<b>NTT西日本</b>株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、<b>平時</b>からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 上水道施設災害応急対策（<b>上下水道課水道整備室</b>、市町村、水道事業者） 1～4 （略）</p> <p>第6 下水道施設災害応急対策（<b>上下水道課</b>、流域下水道事務所、県土整備事務所、下水道管理センター、市町村） 下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、震災時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。このため、下水道管理者（県・市町村）は、震災の発生時において、<b>上下水道の構造等</b>を勘案して、速やかに、<b>上下水道施設の巡視</b>を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<b>上下水道一体となって施設の機能</b>を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 管渠 (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に<b>応急措置を講ずる</b>とともに本復旧の方針をたてる。 (2)～(3) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第7 （略）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため 防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第1章</b> 災害復旧・災害復興の基本方針</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。<b>併せて</b>、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p><b>第2章</b> (略)</p> <p><b>第3章</b> 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を<b>講じる</b>必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する</p>	<p><b>第4編</b> 災害復旧・復興計画</p> <p><b>第1章</b> 災害復旧・災害復興の基本方針</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。<b>あわせて</b>、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p><b>第2章</b> (略)</p> <p><b>第3章</b> 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を<b>講ずる</b>必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>など、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。県は、市町村の活動の支援に努めるものとし、国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、<b>平常時</b>から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を<b>講じる</b>ことができるよう、必要な措置を<b>講じる</b>よう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県（総務部・保健医療介護部・<b>福祉労働部</b>等）、市町村、関係機関</p> <p>第1節 罹災証明書の発行</p> <p>市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体<b>又は</b>民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を<b>講じる</b>よう努めるものとする。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。</p>	<p>者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。県は、市町村の活動の支援に努めるものとし、国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、<b>平時</b>から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を<b>講ずる</b>ことができるよう、必要な措置を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県（総務部・保健医療介護部・<b>福祉子ども政策部</b>等）、市町村、関係機関</p> <p>第1節 罹災証明書の発行</p> <p>市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体<b>や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</b>民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を<b>講ずる</b>よう努めるものとする。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努める</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																				
<p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>また、県は、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 生活相談</p> <p>災害時における県民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 794 958 1278"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 (県民情報広報課・保健福祉環境事務所)</td> <td>1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。 また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関 指定公共機関</td> <td>事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 雇用機会の確保</p> <p>第1 計画目標</p> <p>災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を</p>	機関名	措置事項	県 (県民情報広報課・保健福祉環境事務所)	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。	市町村	1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。	警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。 また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。	指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。	<p>ものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>また、県は、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や<b>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体</b>との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 生活相談</p> <p>災害時における県民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1039 826 1697 1310"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 (広報課・保健福祉環境事務所)</td> <td>1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。 また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関 指定公共機関</td> <td>事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 雇用機会の確保</p> <p>第1 計画目標</p> <p>災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離</p>	機関名	措置事項	県 (広報課・保健福祉環境事務所)	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。	市町村	1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。	警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。 また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。	指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>
機関名	措置事項																					
県 (県民情報広報課・保健福祉環境事務所)	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。																					
市町村	1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。																					
警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。 また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。																					
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。																					
機関名	措置事項																					
県 (広報課・保健福祉環境事務所)	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。																					
市町村	1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。																					
警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。 また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。																					
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。																					

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>図る。</p> <p>また、国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。<b>併せて</b>、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 福岡労働局と県（<b>労働政策課</b>）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県（<b>労働政策課</b>・職業能力開発課）は福岡労働局の行う所要の措置について支援を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6節 義援金品の受付及び配分等 (略)</p> <p>第1 義援金品の募集</p> <p>県（福祉総務課）は、災害の状況によっては義援金品の募集を行うものとする。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。</p> <p>1 義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、県の広報媒体等を通じ<b>呼びかける</b>。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 義援金品の受付</p> <p>1 県（福祉総務課）</p> <p>県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、<b>福祉労働部</b>において受け付ける。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 義援金品の配分及び輸送</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県（福祉総務課） (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義援金品配分委員会の構成</p> <p>義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。</p>	<p>職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。</p> <p>また、国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。<b>あわせて</b>、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 福岡労働局と県（<b>人材活躍・労働総務課</b>）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県（<b>人材活躍・労働総務課</b>・職業能力開発課）は福岡労働局の行う所要の措置について支援を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6節 義援金品の受付及び配分等 (略)</p> <p>第1 義援金品の募集</p> <p>県（福祉総務課）は、災害の状況によっては義援金品の募集を行うものとする。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。</p> <p>1 義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、県の広報媒体等を通じ<b>呼び掛ける</b>。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 義援金品の受付</p> <p>1 県（福祉総務課）</p> <p>県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、<b>福祉子ども政策部</b>において受け付ける。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 義援金品の配分及び輸送</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県（福祉総務課） (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義援金品配分委員会の構成</p> <p>義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧			新			改正理由
日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同基金会長	日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同基金会長	組織再編のため
西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉労働部長	西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉こども政策部長	
福岡県民情報広報部長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長	福岡県広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長	
福岡県会計管理局会計課長			福岡県会計管理局会計課長			
<p>第5（略） 第7節～第11節（略）</p> <p><b>第4章</b> 経済復興の支援 第1節 金融措置 （略） 1 県、市町村、関係機関 （1）（略） （2）福岡県中小企業振興資金【緊急経済対策資金】（<b>中小企業振興課</b>） ア～イ（略） （3）（略） 2 政府系金融機関 （1）株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（<b>中小企業振興課</b>） 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 （2）株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（<b>中小企業振興課</b>） 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 （3）株式会社商工組合中央金庫（<b>中小企業振興課</b>） 災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。 3（略） 第2節（略）</p> <p><b>第5章</b> 復興計画 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、市町村及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</p>			<p>第5（略） 第7節～第11節（略）</p> <p><b>第4章</b> 経済復興の支援 第1節 金融措置 （略） 1 県、市町村、関係機関 （1）（略） （2）福岡県中小企業振興資金【緊急経済対策資金】（<b>中小企業経営支援課</b>） ア～イ（略） （3）（略） 2 政府系金融機関 （1）株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（<b>中小企業経営支援課</b>） 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 （2）株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（<b>中小企業経営支援課</b>） 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 （3）株式会社商工組合中央金庫（<b>中小企業経営支援課</b>） 災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。 3（略） 第2節（略）</p> <p><b>第5章</b> 復興計画 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、市町村及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</p>			組織再編のため
						組織再編のため
						組織再編のため
						組織再編のため

# 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉 県、市町村、関係機関</p> <p>第1節 復興計画作成の体制づくり</p> <p>復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。</p> <p>そのため、県は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市町村及び関係機関との連携、国との連携）を図るものとする。</p> <p>〈留意点〉（都市計画課、総合政策課）</p> <p>市町村は、<u>津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を図るものとする。</u>その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、<u>津波災害特別警戒区域等による</u>土地利用や建築制限等を行う<u>ことについても検討するものとする。</u></p> <p>市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。</p> <p>第2節～第3節 （略）</p>	<p><u>県及び市町村は、被災後に早期かつ確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉 県、市町村、関係機関</p> <p>第1節 復興計画作成の体制づくり</p> <p>復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。</p> <p>そのため、県は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市町村及び関係機関との連携、国との連携）を図るものとする。</p> <p>〈留意点〉（都市計画課、<u>地域振興総務課</u>）</p> <p>市町村は、<u>住民と協同して具体の復興土地利用計画を策定する際には、被災状況を踏まえつつ、将来を見据えた津波に強いまちをつくるという観点からも、浸水の危険性の低い地域に居住機能や都市機能の集約を図るものとし、更に市街地開発事業等の手法についても検討するものとする。</u>その際、<u>復興計画の迅速な実現のために、時間の経過とともに被災地域への再建築等が行われないよう、各種法令等に基づく土地利用規制や建築制限等を行うものとする。また、まちの復興にあたっては、そのまちの歴史や文化、人々の営み、地域のコミュニティ等について、できるだけ被災前の状態に配慮した取組が求められる。</u></p> <p>市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。</p> <p>第2節～第3節 （略）</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>組織再編のため記載の適正化</p>